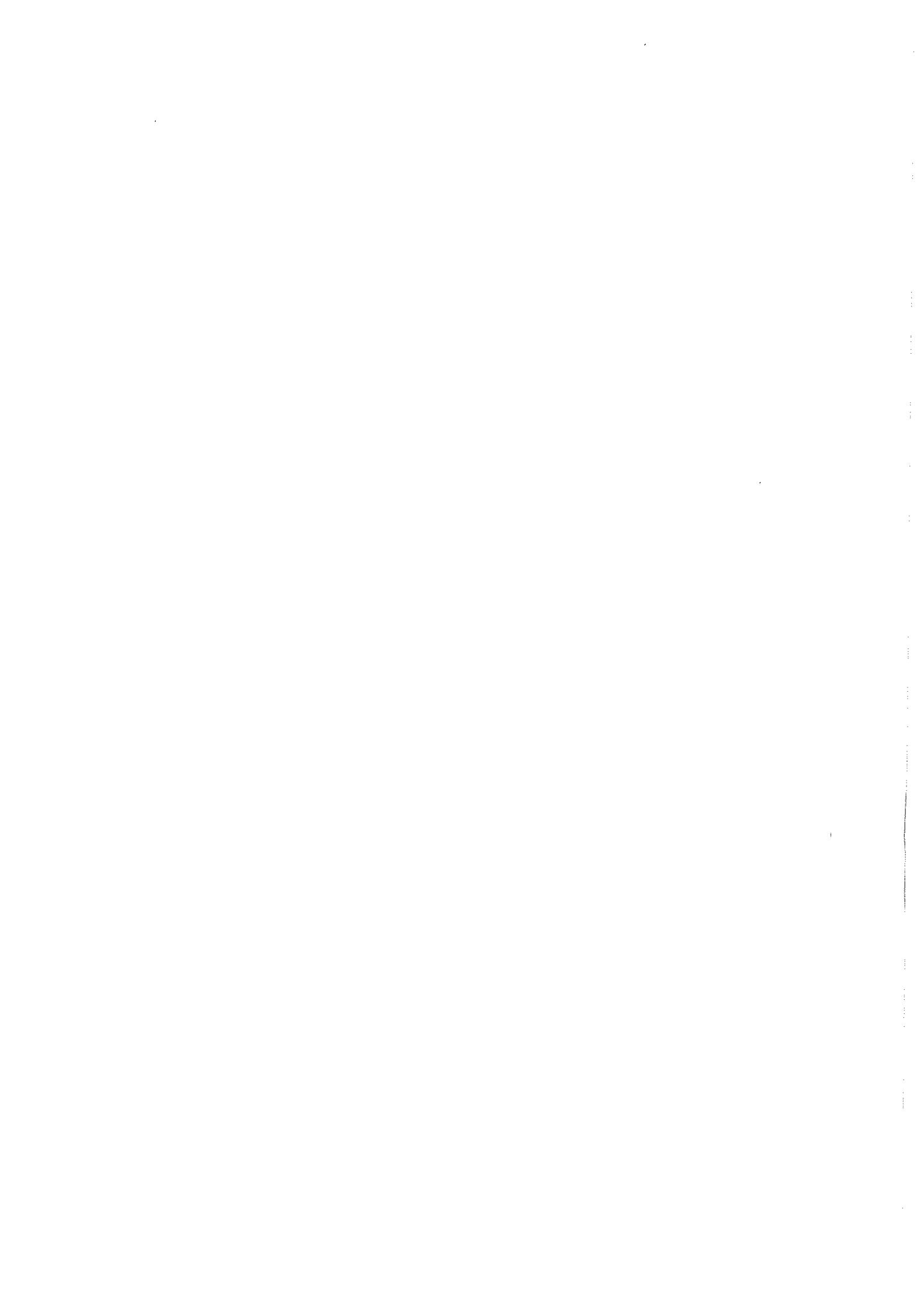


石巻市立向陽小学校

学校安全マニュアル

令和6年 3月 第16版



過去の被害状況

災害名	学校の被害状況や所在する地域の被害状況
宮城県北部地震	特になし。
東日本大震災	境谷地区を中心に東部の地区が津波により床上浸水をした。国道45号線から西に行くほど浸水深が浅くなり、浸水による被害は見られなくなる。学校での浸水被害は無し。向陽町では液状化によりマンホールが浮き上がる等の被害が見られ、全壊した家屋もある。震災当日から4月21日まで避難所となり、最大約600名が避難していた。当日、引き渡しを行ったが、児童の人的被害は無し。

基本情報

校舎	2階 壁上有無	無	玄関付近地面から床の高さ	4.2m	建築年	1972年	耐震改修	2018年済
体育館	玄関付近地面から床の高さ	0.8m	建築年	2014年	耐震改修	不要	その他改修	無
避難所指定の有無	○ (避難所はハザード別に指定されていない)							
緊急避難場所指定の有無	洪水:○(2階以上) 浸水(内水氾濫):○ 土砂災害:○ 津波:○ 高潮:○							

地形

1)校地の標高+A15.J24	グラウンド: 0.6m 校舎玄関: 0.6m
2)校地の地形	後背低地・湿地にあたる。土地の成り立ちは、主に氾濫平野の中にあり、周囲よりわずかに低い土地。洪水による砂や礫の堆積がほとんどなく、氾濫水に含まれる泥が堆積してできる。
3)学区の地形	学区の中心部に氾濫平野、その周りには旧河道、西・南地域は砂州・砂丘がある。学区は、洪水の被害が大きくなることが予想される。

ハザード

1)洪水(河川の氾濫)	(洪水ハザードマップ作成年月日 令和5年3月31日現在)
対象となる河川と想定雨量	① 旧北上川 最大想定雨量 mm/ 間 ② 川 最大想定雨量 mm/ 間
河川から学校までの距離	① 1 km ② km
学校と学校周辺の浸水深	3~5m ※最大想定
学区内特に注意すべき場所	わかば地区南の用水路は、浸水深が3~5mとなっており最も深くなっている。学区北西の田んぼの浸水深も、3~5mとなっている。向陽1丁目は、土地が低くなっているため、洪水が起りやすい。

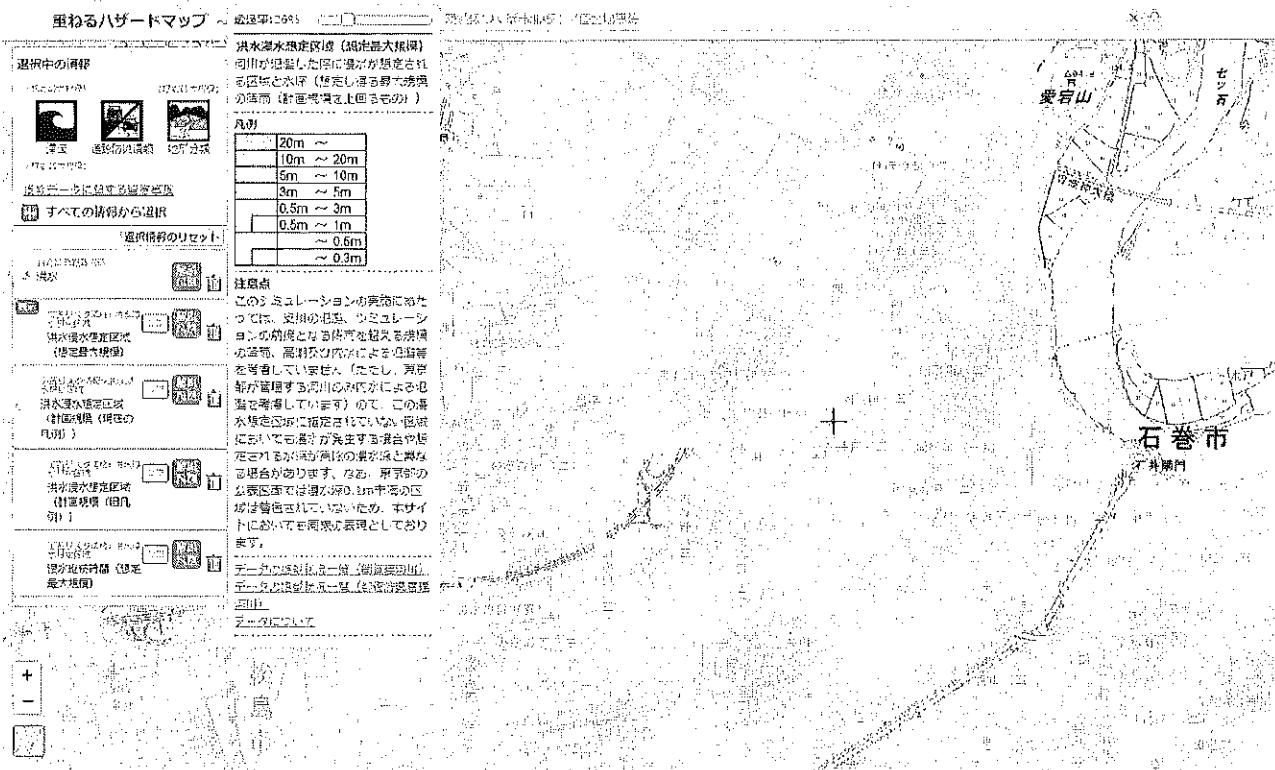
2)浸水害(内水氾濫)	石巻市では浸水害ハザードマップがまだないため、低地にある学校・学区では地形や過去の履歴から判断
学区内で氾濫しやすいところ	わかば地区南の用水路、校庭西側の水路脇の道路、向陽一丁目

3)土砂災害	(土砂災害ハザードマップ作成年月日 令和5年3月31日現在)
学校と学校周辺の警戒区域と土砂災害の種別	学区付近の、浜江場地区にある山が急傾斜地の崩壊警戒、崩壊特別警戒区域(がけ崩れ)になっている。
学区内特に注意すべき場所と土砂災害の種別	特になし

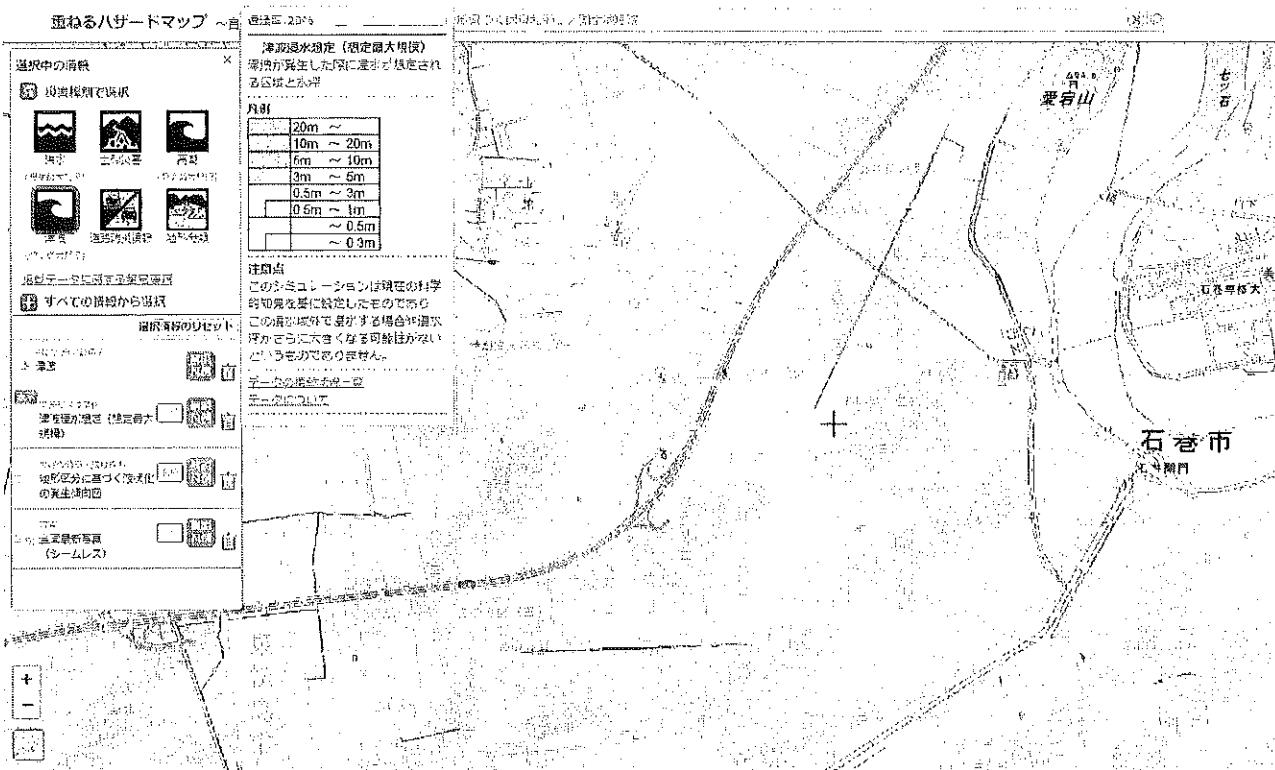
4)津波	(津波ハザードマップ作成年月日 令和5年3月31日現在)
海(河川)から学校までの距離	3.5 km
学校と学校周辺の浸水深	0.5~3 km ※最大想定
学区内特に注意すべき場所	あけぼの北地区の日赤病院付近が浸水深3~5mとなっており、最も深くなっている。

5)原子力災害による防護措置	石巻市広域避難計画作成年月日:平成29年3月作成・令和4年1月改訂)
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)
その他の情報 (周辺の状況等)	
避難先	行政区 行政区 あけぼの・あけぼの北 浜江場・裏・福村 向陽・上第2・境谷地・わかば 一次集合場所 (行政区ごと) 向陽小学校 向陽小学校 向陽小学校 避難受付ステーション 若柳総合体育館 七ヶ浜町中央公民館 中新田体育館 避難先 栗原市 七ヶ浜町 加美町
6)その他の災害リスク	
7)学年・学校行事でよく行く場所でとくに想定すべきハザード	

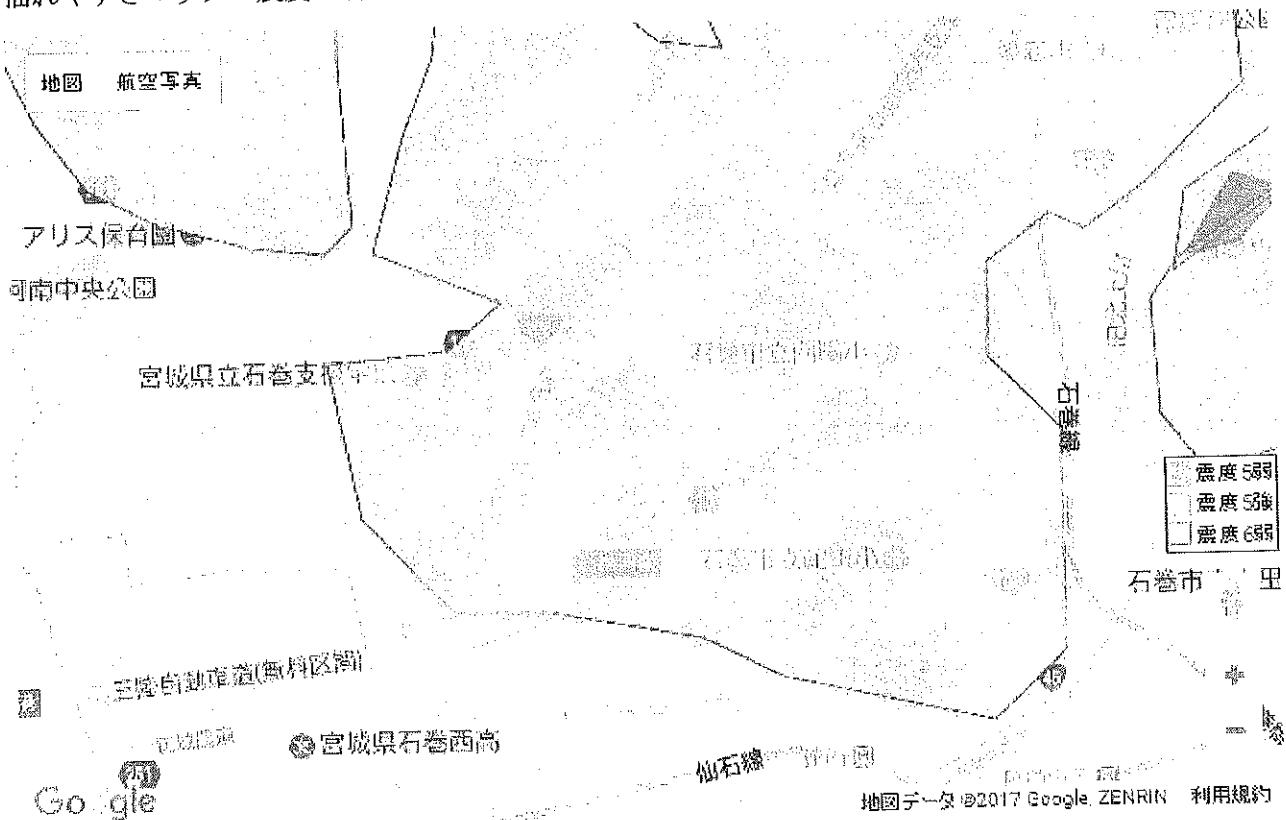
洪水ハザードマップ



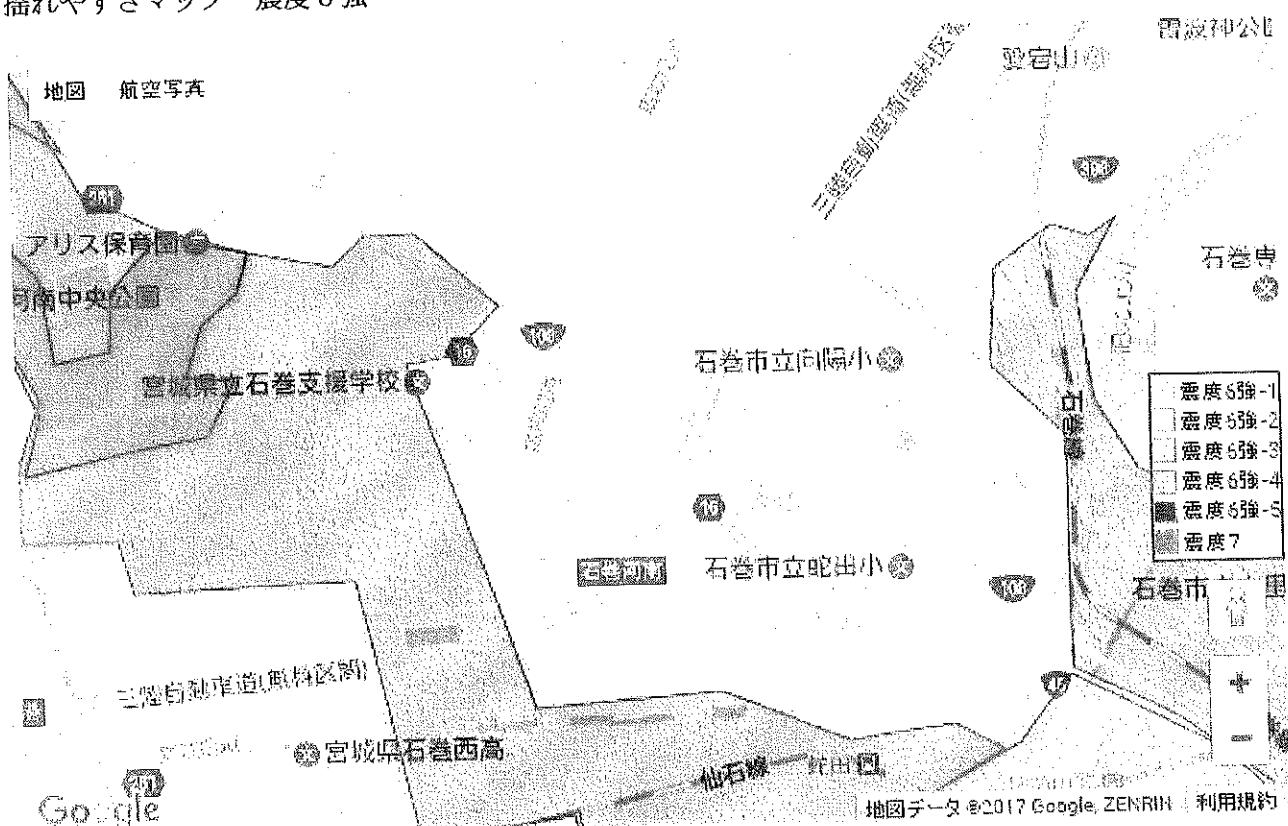
津波ハザードマップ



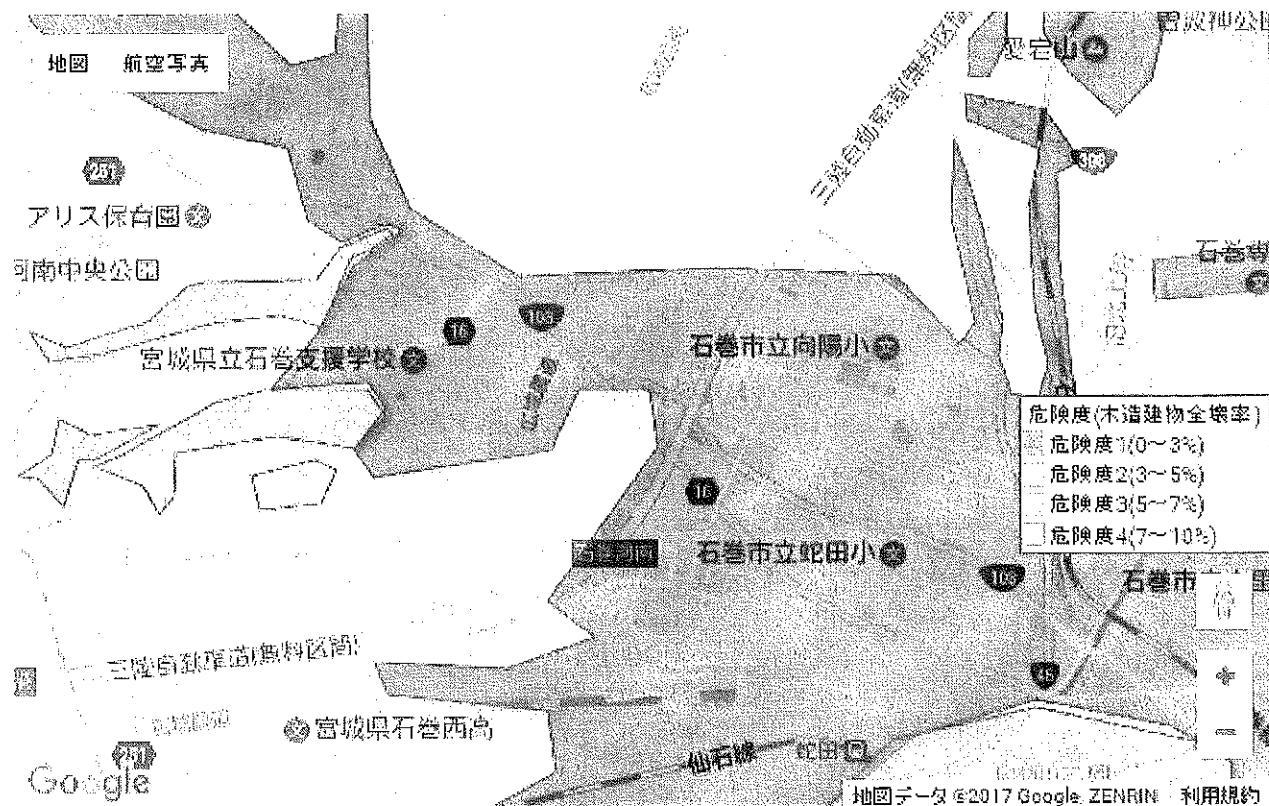
揺れやすさマップ 震度5弱～震度6弱



揺れやすさマップ 震度6強～



地域の危険度マップ（1～4）



学校防災全体計画

安全教育に関する法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 ・学校教育法 ・学校保健安全法及びその他関連法 ・宮城県教育基本方針 ・宮城県教育振興基本計画 ・みやぎ学校安全基本指針 ・学校防災に係る 24 の提言 ・学校防災の充実に向けた 15 の提言 		学校教育目標 『未来に生きる向陽っ子』の育成 ~やさしく・かしこく・たくましく~ <求める児童像> 1 思いやりのある子ども（徳）<やさしく> 2 自ら学ぶ子ども（知）<かしこく> 3 進んで運動する子ども（体）<たくましく>	防災教育の目標 ・「自らの身を守り、乗り切る力」の育成 ・「知識を備え、行動する力」の育成 ・「地域の安全に貢献する力」の育成 ・「安全な社会に立て直す力」の育成 ・「安全安心な社会づくりに貢献する心」の育成	安全に関する学校の現状等 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車道の IC や大型商業施設に隣接し都市化が進んでいるため、交通量は多く宅地が増加した。 ・校舎は 1972 年完成。2003 年の耐震診断では、D 判定（震度 6 以上の大地震でも建物の倒壊又は崩壊の危険性が低い） ・立地上、土砂災害の危険度は低いが、沼を埋め立てて造成した地域に立地しているので、液状化による地割れや噴水・噴砂、校舎との段差発生の可能性がある。 ・児童は素直で落ち着いて生活しているが、危険を予測できず、走ったり暴れたりする姿も見られる。 		
学習指導要領		学校防災推進の重点				
各教科	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科のねらいに即した防災の基礎的・基本的事項の習得（災害のメカニズムと対策、地域の地理的特性、防災体制等） ・思考力、判断力、表現力の育成 ・応急手当の習得 ・復興への参画意欲の醸成 	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全体（行事・各教科・特別活動等）を通じた防災教育の推進 ○避難訓練の実施 ○防災タイムの実施（防災副読本を活用した指導、職員による語り、防火扉ぐり抜け体験） ○災害発生時に活用できる生活能力の習得 ○防災教育の指導方法・内容の工夫および改善（ガイドブック、ICT の活用等） 	特別活動 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の起こる仕組みと適切な避難方法の理解 ・日常的な備えに対する意識の向上 ・集団の一員としての役割の自觉 		
		防災管理	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所の設定（各教室、体育館、校外各所） ○危険箇所の確認（年度初めに教員が確認、保護者や教員による街頭指導） ○防災計画（マニュアルを含む）及び避難所運営マニュアルの作成 ○月 1 回の安全点検（避難経路の点検） ○日常の災害に対する施設・設備の安全点検 			
総合的な学習	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら課題を見付け、主体的に判断し、問題を解決する資質、能力の育成 ・主体的に課題解決に取り組む態度の育成 	組織活動	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の役割の明確化（校内災害対策本部組織の業務内容分担、教職員の勤務体制等） ○家庭や地域及び関係機関との連携（家庭用防災マニュアル、わが家の防災メモ、児童環境調査票、体育馆の鍵の保管、備蓄品や学校防災マニュアルの情報共有、PTA 校外指導部の安全安心マップ） ○教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上（不審者対応職員研修、心肺蘇生法研修、伝講会） ○心のケア対応能力の充実（カウンセリング研修受講） 	児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の充実と向上のために協力して取り組む態度の育成 ・安全な学校生活を送ることができるような自主的な活動の推進 		
		学校行事				
		地域	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の交通安全、防災、防犯の観点から地域人材との連携を図っていく 			
各学年部の防災教育目標						
	低学年部	中学年部	高学年部			
知識、思考・判断	危険な場所や状況を認知するとともに、自ら回避することを理解する。	災害についての基本的な内容や、災害を防ぐための工夫、危険を回避する方法、地域の危険な場所について理解する。	地域の災害の特性や防災体制、災害発生時の情報、日常生活における備えの大切さについて理解する。			
危険予測・行動	災害により引き起こされる危険を感じ、大人の指示に従うなどして適切に行動することができる。	災害により引き起こされる危険について関心をもち、自己の判断で危険を回避することができる。	日常生活の様々な場面において、自ら危険を回避するとともに、災害時には、必要な事柄について正しく情報伝達することができる。			
社会への貢献	災害時には、集団内のルールを守りながら、他と強調して危険を回避することができるようになる。	災害時には、自己の安全だけでなく、家族や友だち、地域の人たちの安全にも配慮できるようになる。	災害時には、下級生の安全に気を配り面倒を見るなど、他の人の役に立つ行動ができるようになる。			

学校防災年間計画

月	防災管理・組織活動	校内研修	防災教育
			関連行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアルの確認 ・学校防災年間計画の確認 ・家庭用防災マニュアル点検 ・学区内危険箇所点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校防災マニュアルの読み合わせ、学校防災年間計画の確認、家庭用防災マニュアル、わが家の防災メモ、児童環境調査票の写し、安全点検、防災タイム、緊急時職員収集計画について(職会) ・地震・津波想定の避難について(職会) ・引渡しの手順について(職会) ・学区内危険箇所点検(実地調査) ・防災設備、緊急地震速報受信機について(伝講) 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・体育館の防災設備について 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検と防災について(打合せ) ・休憩時地震想定の避難について(職会) ・洪水想定の避難について(職会) ・体育館の防災設備について(点検・見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡し訓練 ・休憩時地震想定避難訓練
6	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・心肺蘇生法研修会(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の情報収集について(打合せ) ・停電時の情報伝達体制について(打合せ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水想定避難訓練
7	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・地区巡視 ・備蓄庫確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇田中学校区地域防災連絡協議会及び向陽小学校地域防災連絡会について(職会) ・職員が学校にいない場合に避難所開設の必要が生じた場合の対応について(打合せ) ・学区の危険箇所について(点検) ・石巻市備蓄庫及び日赤防災倉庫について(点検・見学) ・半固定無線装置の設置方法について(伝講) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者想定避難訓練 ・防犯教室
8 9	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・学校区安全マップ作製 ・向陽小学校地域防災連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興防災マップについて(職会) ・防災主任研修会の伝講(職会) ・台風接近時の対応について(打合せ) ・小規模に避難所を開設する場合の職員の動員について(打合せ) ・防火設備及び用具の点検について(職会及び点検) ・火災発生時の対応について(職会) ・避難所開設研修(防災倉庫備品活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火扉通過訓練
10	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・学校防災設備研修 ・防火設備・用具の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸会時の危機管理について(職会) ・防災週間について(職会) ・向陽小学校地域防災連絡会の活動について(打合せ) ・原子力災害発生時の対応について(職会) ・石巻市総合防災訓練について(打合せ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災想定避難訓練 ・原子力災害想定避難訓練
11	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校防災フォーラムの伝講(職会) ・防災主任研修会の伝講(職会) ・備蓄庫在庫の確認(点検) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震津波想定避難訓練(石巻市総合防災訓練・緊急地震速報)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・蛇田中学校区地域防災連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇田中学校区地域防災連絡協議会の活動について(打合せ) ・カウンセリング研修の伝講(職会) 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童環境調査票の作成について(職会) 	

各教科・業前「防災タイム」等については次ページ参照

2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・児童環境調査票の作成 ・安全点検の評価と反省 ・防災マニュアル見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災設備点検（点検） ・来年度防災マニュアルの改定について（職会） ・防災主任研修会の伝講（職会） 		
--------	--	--	--	--

防災教育年間指導計画（防災副読本を活用した指導）

1 教科・領域

月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4	学活 5・6地震がきたら（学校の中）（地いき）	学活 5・6地震がきたら（学校の中）（地いき）	学活 5・6地震がきたら（学校の中）（地いき）	学活 5・6地震がきたら（学校）（学校以外） 社会「くらしを守る」（4） 絆3-4地域の防災訓練に参加しよう	学活 5・6地震がきたら（学校）（学校以外）	学活 5・6地震がきたら（学校）（学校以外）
5				総合「防災について考え方」（30） 22復興・防災マップをつくろう		社会「震災復興の願いを実現する政治」（6） 19石巻の人を救助するため 20がんばれ石巻
6 7						
8 9					理科「台風と天気の変化」（4） 11台風・突風・竜巻から身を守ろう 理科「流れる水のはたらき」（11） 9大雨・洪水・雷から身を守ろう	
10	学活 7家ぞくで、ぼうさいかいぎをひらこう 8地いきの防災訓練に参加しよう	学活 7家ぞくで、ぼうさいかいぎをひらこう 8地いきの防災訓練に参加しよう	学活 7家ぞくで、ぼうさいかいぎをひらこう 8地いきの防災訓練に参加しよう	学活 7家族で、防災会議を開こう 8地域の防災訓練に参加しよう	学活 7家族で、防災会議を開こう 8地域の防災訓練に参加しよう 理科「変わり続ける大地」（4） 1地震について知ろう 2津波について知ろう	学活 7家族で、防災会議を開こう 8地域の防災訓練に参加しよう 理科「変わり続ける大地」（4） 1地震について知ろう 2津波について知ろう
11						国語「町の未来をえがこう」（13） 24石巻の未来像
12						
1					社会「情報産業とわたくしたちのくらし」（6） 17新聞をありがとう	
2 3					社会「自然災害を防ぐ」（6） 9大雨・洪水・雷から身を守ろう 10土砂災害から身を守ろう 絆2-1宮城県の気象災害	

* 4年総合「復興・防災マップを作ろう」は副読本上学期「復興・防災マップをつくろう」の先取りと考える。

2 行事関係

- (1) 緊急地震速報・原子力災害避難訓練…下24・上27原子力災害からみ（身）を守ろう
 (2) 火災避難訓練 …下22火事からみを守ろう、上25火事から身を守ろう

3 防災タイム

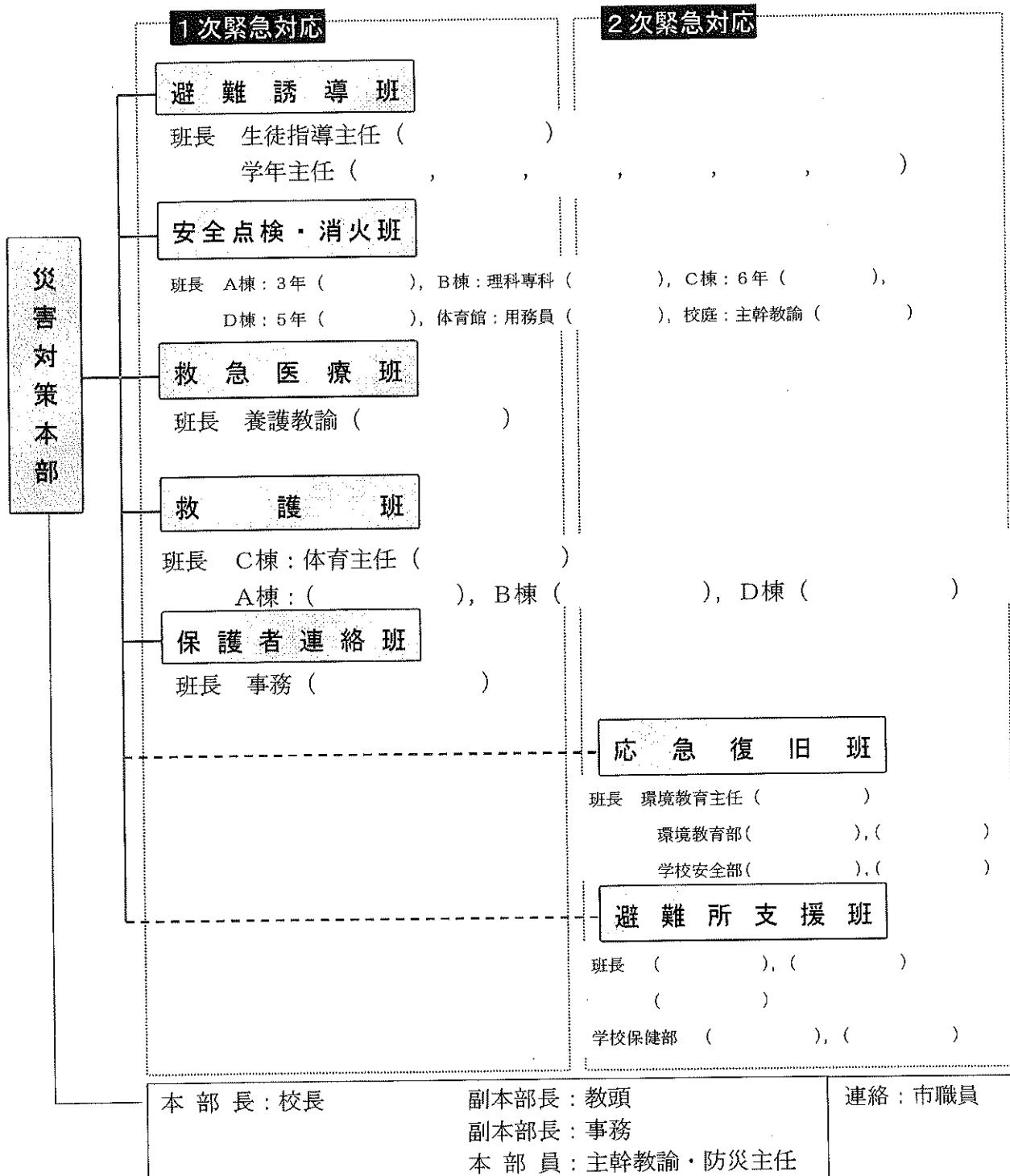
月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	1 地震について知ろう みやぎ1・2年 3-1学校にいるときに地震がおこつたら	15 水・電気・ガスのない生活 みやぎ1・2年 1-1 3. 11をわすれない	4 けがの手当てについて知ろう みやぎ3・4年 2-4津波から身を守るために	3警報・注意報・警戒レベル・Jアラートについて知ろう みやぎ3・4年 1-1わたしたちの宮城	みやぎ5・6年 3-1地震のときの危険予測 みやぎ5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える	14 はげまし合った夜 みやぎ5・6年 1-1, 2, 3 3. 11をわすれない
5月	14 だいじょうぶだよ みやぎ1・2年 3-5黒い雲が近づいてきたら		みやぎ3・4年 2-5台風などから身を守るために	みやぎ3・4年 1-3地震による被害 みやぎ5・6年 5-1災害から私たちの生活を支える		16 助け合ったはげまし合った みやぎ5・6年 1-1, 2, 3 3. 11をわすれない
6月	9 大雨・洪水・雷から身を守ろう みやぎ1・2年 3-6大雨・洪水・雷から身を守ろう					
7月	不審者想定避難訓練について（バリケードの作り方など）※不審者対応避難訓練と同時間					
9月 防災週間	16 みんなの力で 11 台風・突風・竜巻から身を守ろう みやぎ1・2年 2-3登下校中や外で地震が起こつたら	3警報・注意報・警戒レベル・Jアラートについて知ろう みやぎ3・4年 2-3登下校中や外で地震が起こつたら		13 火事から身を守ろう みやぎ3・4年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら	13 火事から身を守ろう みやぎ3・4年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら	13 火事から身を守ろう みやぎ3・4年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら
	2 津波について知ろう みやぎ1・2年 5-2わたしたちを守る地いきの人々	13 火事から身を守ろう みやぎ3・4年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら	13 火事から身を守ろう みやぎ3・4年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら		防火扉通過訓練	
	13 火事から身を守ろう みやぎ1・2年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら	13 火事から身を守ろう みやぎ3・4年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら	防火扉通過訓練 みやぎ3・4年 5-3登下校中や外で地震が起こつたら		みやぎ5・6年 5-3災害時の情報収集 みやぎ5・6年 4-2私たちにできること	みやぎ5・6年 6-1あたたかい気持ち みやぎ5・6年 6-1あたたかい気持ち
10月	12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時間 12 原子力災害から身を守ろう ※原子力避難訓練と同時間					
11月	18 学校に病院ができた 17 わたしはここにいるよ	8 地いきの防災訓練に参加しよう みやぎ3・4年 4-2災害時の救助活動		みやぎ3・4年 4-2災害時の救助活動	18 命と健康を守る みやぎ5・6年 2-5火山の歴史	みやぎ5・6年 2-5火山の歴史
12月	19 石巻の人をきゅうじょするために	10 土砂災害からみを守ろう みやぎ3・4年 4-1まちの防災施設・標識	24 石巻のみらい みやぎ3・4年 4-1まちの防災施設・標識	みやぎ3・4年 4-1まちの防災施設・標識	みやぎ5・6年 2-4津波の歴史 21 NPO, ボランティアの協力	みやぎ5・6年 7-1, 2生き方を考える
1月	20 はげましをありがとう	21 ボランティアのきょう力 みやぎ3・4年 7-3. 11をわすれない	22 復興・防災マップを知ろう みやぎ3・4年 7-3. 11をわすれない	4 けがの手当てについて知ろう みやぎ3・4年 7-3. 11をわすれない		みやぎ5・6年 7-1, 2生き方を考える

※特別支援学級は当該学年の計画に応じて実施する。ただし、個々の児童の実態に配慮すること。

※「きずな○・△年」は、みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな」

震災の規模や被害状況等を踏まえ、向陽小学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 基本編成図



※本部長 ⇄ 防災主任 ⇄ 班長 ⇄ 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。

※災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。（1次緊急対応を優先にする）

※本部長代理順位 ①教頭、②主幹教諭、③防災主任

(2) 各班の業務内容

班 名	業 務 内 容	主な必要物品
本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各班との連絡調整 ○教育委員会、市町村災害対策本部、PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集（気象、災害、交通情報等） ○非常持ち出し品の搬出 ○報道機関との連絡・対応 	拡声器、メガホン ホイッスル、ラジオ 災害用無線機、トランシーバー、イエデンワ 懐中電灯、乾電池各種 児童環境調査写し 出席簿、ビブス、筆記用具
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の児童等、教職員を本部に報告 	拡声器、メガホン ホイッスル 強力ライト
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認 ○校舎、その他施設の被害の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。 	消火器 (防煙マスク) 安全点検表
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医薬品、担架の持ち出し ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定） ○医療機関への搬送・連絡 	医薬品、AED 担架 毛布 簡易テント、シート
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出、救命 ○負傷者、危険箇所等の通報 ○「心のケア」の実施 	担架 毛布 パール、スコップ等
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉メール配信 ○地域防災無線、地域コミュニティを活用しての連絡 ○引渡し対応の事前の取り決め ○引渡し場所の指定（本部より指示） ○児童等の引渡し作業 	出席簿、児童環境調査写し（本部より）
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部への報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示 	トラロープ 各種表示 各種工具
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村防災担当課と連携しての支援 ○避難所開設がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。 	原則、救援物資については市防災対策課で準備する。 放送機材、カラーコーン、各種表示等

(2) 地域住民、保護者との連携

校外指導部 (含防災関係)	避難訓練参観、総合防災訓練の計画、地域防災連絡会への参加 引き渡し、避難経路についての意見交換
------------------	--

(1) 警戒配備（0号配備態勢）

配備発令基準	○大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、教育長が必要と認めたとき。 ○市内で震度4の地震が観測されたとき。		
本部設置	●警戒本部設置（情報収集、連絡活動）		
本部長（学校長等管理職）	教職員		
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<p>・配備につく</p> <p>・情報収集を指示する。（気象情報、警報等）</p>	<p>・必要に応じて対応する。</p> <p>・被害があった場合は、教育委員会に報告する。</p>	<p>・配備につき、情報の収集にあたる。</p> <p>・本部長（学校長）との連携</p> <p>・通常の活動を行う。</p>	<p>・校長の指示に従って、対応する。</p> <p>・情報収集する。（気象情報、警報）</p> <p>・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。</p> <p>・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ。</p>

○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安否確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。

(2) 特別警戒配備（1号配備態勢）

配備発令基準	○台風により被害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 ○大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想または発生し、教育長が必要と認めたとき。		
本部設置	●警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）		
本部長（学校長等管理職）	教職員		
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<p>・直ちに配備につく。</p> <p>・地震：児童の安全確認、施設破損状況を確認させる。</p> <p>・津波：各種情報を確認し、待機、避難を迅速に判断する。</p> <p>・その他災害：気象情報を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。</p> <p>・教育委員会への報告</p>	<p>・必要に応じて対応する。</p> <p>・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（児童の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等）</p> <p>・被害があった場合は、教育委員会へ報告する。</p>	<p>・直ちに配備につく。</p> <p>・待機、避難を指示する。（放送等）</p> <p>・情報を収集する。（気象情報、警報）</p> <p>・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。</p> <p>・配備職員以外は、業務の補助をする。</p>	<p>・校長の指示に従って、対応する。</p> <p>・情報収集する。（気象情報、警報）</p> <p>・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。</p> <p>・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ。</p>

○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安否確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。

(3) 特別警戒配備（2号配備態勢）

配備発令基準	○石巻市で震度5弱強の地震が観測されたとき。 ○台風による広範囲かつ大規模な被害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 ○大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害が予想されるときまたは発生し、教育長が必要と認めたとき。		
本部設置	●警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）		
本部長（学校長等管理職）	教職員		
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・地震：迅速に避難誘導させる。 ・津波：各種情報を確認し、迅速に高台に避難させる。 ・その他災害：気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。（授業打ち切り等） ・避難者の対応について ・教育委員会への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（児童の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等） ・被害の有無に関わらず、教育委員会へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・避難の指示をする。（放送等） ・情報収集する。（気象情報、警報）と教職員への周知徹底 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・校長の指示に従って、対応する。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。（児童の安否確認、登校判断） ・避難してきた地域の方への対応をする。 			
○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安否確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。			

(4) 非常配備（3号配備態勢）

配備発令基準	○震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ○避難指示が発令されたとき。 ○津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において教育長が必要と認めたとき。		
本部設置	●災害対策本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）		
本部長（学校長等管理職）	教職員		
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・地震：迅速に避難誘導させる。 ・津波：各種情報を確認し、迅速に避難させる。（二次、三次避難場所（高台、校舎屋上含む） ・その他災害：気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・避難者の対応について防災担当課、教育委員会へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（児童の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断、避難所開設等） ・被害の有無に関わらず、教育委員会へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく。 ・迅速に避難の指示をする。（放送、メガホン等） ・一次避難場所の安全確認をする。 ・本部長の指示で二次、三次避難場所への避難を指示する。 ・情報の収集（気象情報、警報）と教職員へ周知徹底する。 ・全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・校長の指示に従って、対応する。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。（児童の安否確認、登校判断） ・本部長の指示を受け、避難所開設準備をする。 			
○勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、自らの安全確保と家族の安否確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。参集する必要がある場合は、学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参集する。			

小規模な避難所開設（数十人程度）が予想される場合の人員配置

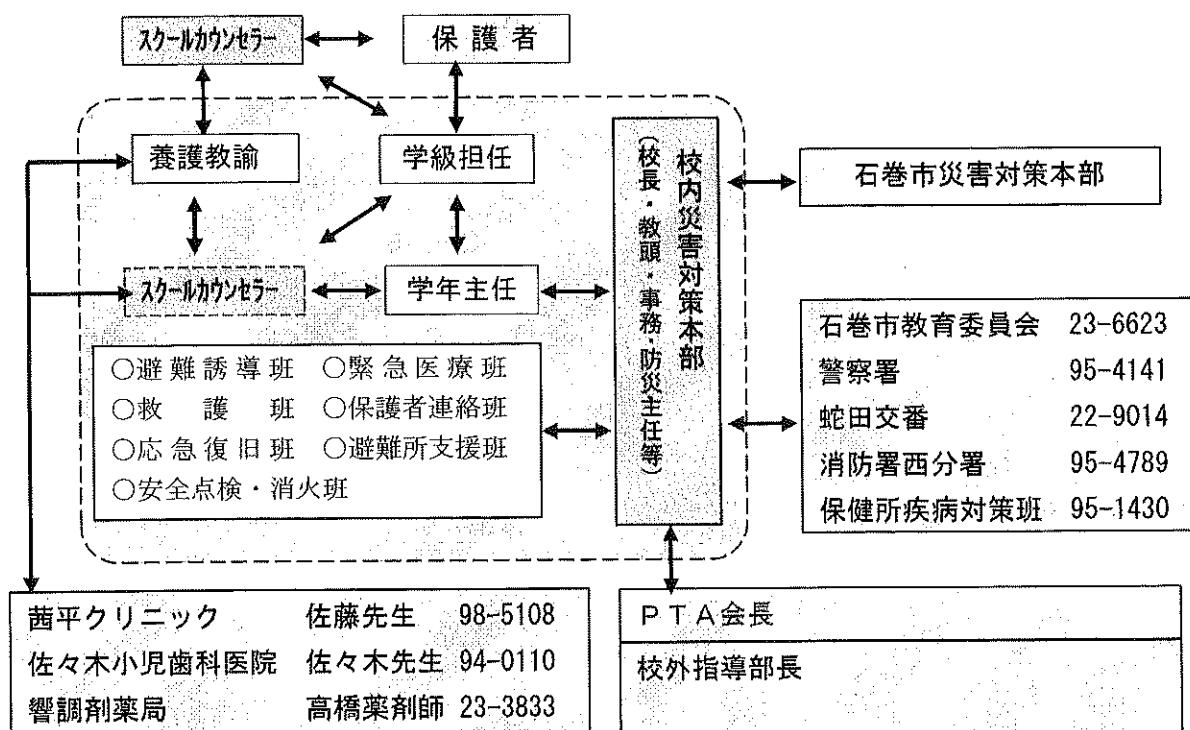
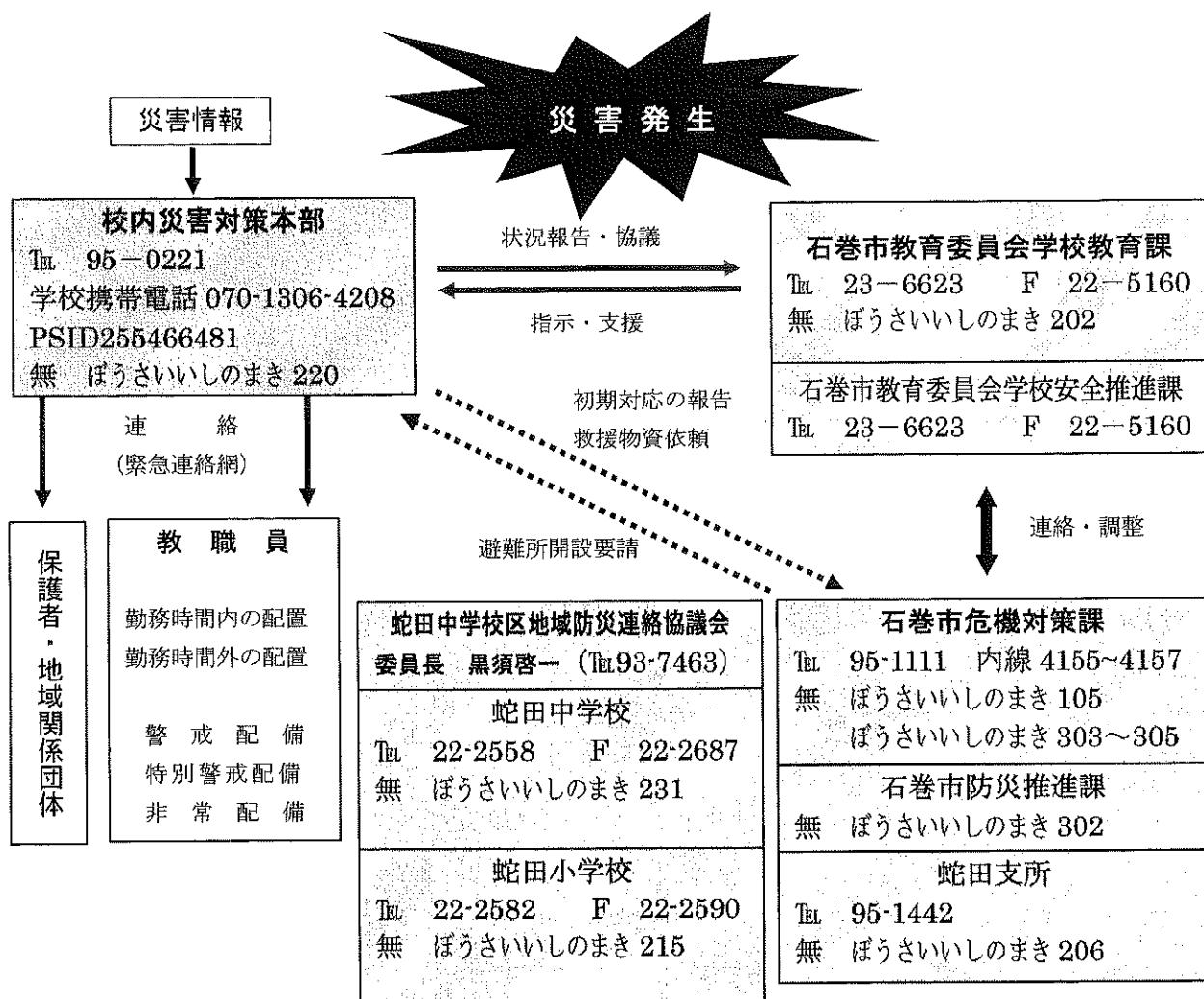
市役所職員に避難所運営を移管するまで、以下の職員が避難所開設にあたる。

本 部	校長
	教頭
	事務
	主幹教諭
	防災主任
避難所支援班	上学年
	下学年
応急復旧班	環境教育主任
防災教育部	

*石巻市の災害情報メール配信サービスに登録すれば、避難所開設についての情報を手にすることができます。

- ・ 本庁地区 is1-entry@my.e-msg.jp
- ・ 本庁地区 QR コード





(1) 情報収集手段

	主な手段	担当者
平常時	<p>① 非常持ち出し袋（テレビ・ラジオ・乾電池・手回し発電）</p> <p>② インターネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報 → 気象庁 HP ・津波情報 → 気象庁 HP ・大雨洪水情報 → 仙台管区気象台（気象情報） キキクル（河川の状況） 宮城県河川流域情報システム（河川の水位、河川カメラ） ・土砂災害情報 → キキクル（土砂の状況） <p>③ 危機対策課直通の防災無線（半固定型可搬型電話）</p> <p>④ 学校携帯電話</p>	<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 主幹教諭 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 防災主任
停電時	<p>① 上記平常時①～④と同じ 太陽光発電コンセント、発電機等</p> <p>② 災害時優先電話（職員室・PC 室前廊下）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 停電時も使用可能 * 通信制限の際も優先して接続 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電による通信機器の利用 ・発電機使用による通信機器の利用 ・自家用車のテレビ、ラジオ ・安全を確保した上で自転車・徒歩による情報収集 ・備蓄庫のワンセグテレビ（ニンテンドーD S T V） ・個人持ちの携帯・スマートフォン等による情報収集 	<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 主幹教諭 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 防災主任

○は担当責任者

(2) 情報伝達手段

平常時	<p>① 一斉メール配信</p> <p>② 危機対策課直通の防災無線（半固定型可搬型電話）</p>	<input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 主幹教諭 <input type="checkbox"/> 防災主任
停電時	<p>① 上記平常時①～②と同じ</p> <p>② 災害時優先電話</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤル 171</p> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電による通信機器の利用 ・発電機使用による通信機器の利用 ・安全を確保した上で自転車・徒歩による連絡 ・個人持ちの携帯・スマートフォン等による連絡 	<input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 主幹教諭 <input type="checkbox"/> 防災主任

○は担当責任者

令和5年度 向陽小学校区地域防災連絡会について

1 <向陽小学校区地域防災連絡会について>

① 目的

避難生活所に指定されている石巻市立蛇田中学校区の各学校区単位で行う。蛇田中学校区地域防災連絡協議会の目的と同様とし、地域的な事情を踏まえた連携をすすめる。

② 令和5年度構成員

No	氏名	役職	備考
1		石巻市総務部危機対策課	
2		石巻市総務部危機対策課	
3		向陽地区避難所担当職員	
4		向陽地区避難所担当職員	
5		向陽地区避難所担当職員	
6		向陽地区避難所担当職員	
7	西條 文雄	境谷地 行政委員	
8	白出 得治郎	上二区 行政委員	
9	今野 信一	福村 行政委員	
10	小野 信男	向陽町1丁目 行政委員	
11	和泉 黙	向陽町2丁目第一 行政委員	
12	渡邊 末男	向陽町2丁目第二 行政委員	
13	伊藤 満夫	向陽町3丁目 行政委員	
14	島 俊児	向陽町4丁目 行政委員	
15	横山 峰夫	向陽町5丁目第一 行政委員	
16	平松 武衡	向陽町5丁目第二 行政委員	
17	小野 孝	あけぼの 行政委員	
18	高橋 利美	あけぼの北復興住宅 行政委員	
19	中郡 秀吾	わかば 行政委員	
20	小野寺昭博	向陽小学校父母教師会会长	
21	伏見 聰子	向陽小学校父母教師会校外指導部長	
22	片岡 有吾	向陽小学校 校長	
23	千葉 桂介	向陽小学校 教頭	
24	佐藤 孝幸	向陽小学校 主幹教諭	
25	細川 浩太	向陽小学校 防災主任	

2 令和5年度 地域防災連絡協議会 運営実績

月	蛇田中	向陽小	蛇田小
4～9	<p>6／15 第1回防災担当会議</p> <p>7／12 第1回向陽小学校地域防災連絡会</p>	9／14 第2回防災担当会議	
10			
11			
12			
1		<p>12月～2月 第2回連絡会</p> <p>①年度の活動の振り返り ②次年度の取組について 検討 ＊必要に応じて連絡会ごとに開催を判断する。</p>	
2			
3			

<蛇田中学校区地域防災連絡協議会について>

1 目的

参考資料①

(1) 蛇田中学校区地域防災連絡協議会

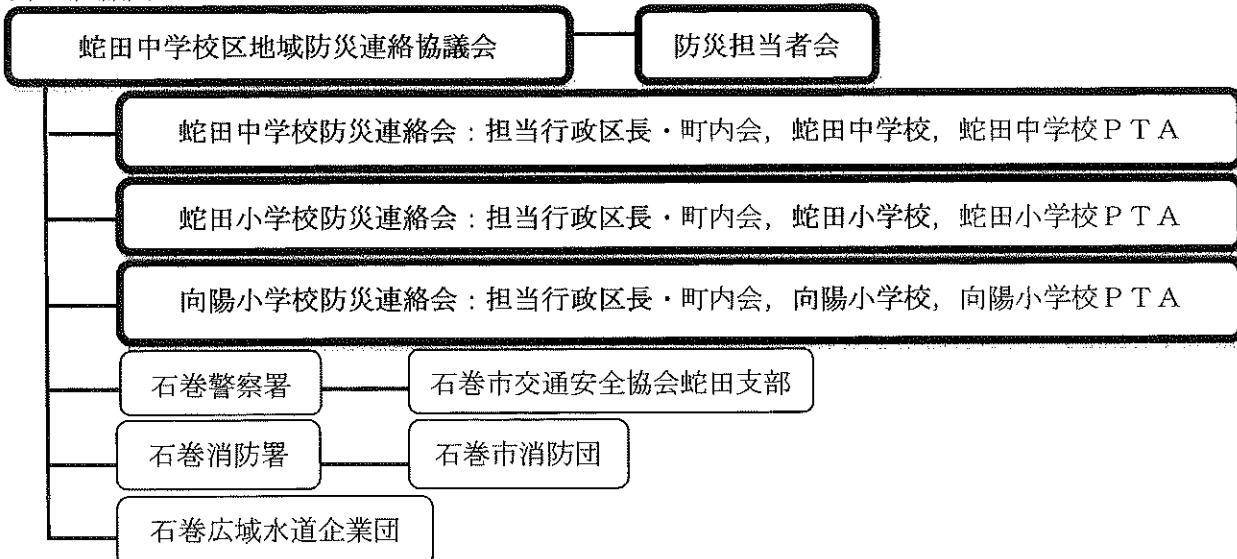
- ① 避難生活所に指定されている石巻市立蛇田中学校、石巻市立蛇田小学校、石巻市立向陽小学校において、学校と地域の連携を密にし、災害発生時の迅速な避難所を開設・運営を行い、児童・生徒・地域住民・避難者の生命を守り、石巻市に避難所運営を移管する。
- ② 地域住民が防災に対する認識が高まり、災害時の具体的備えが整備されていくよう地域と学校及び関係機関の協力体制について協議する。

(2) 防災担当者会

上記(1)(2)の会合の連絡、調整機関として位置付ける。

2 組織

(1) 組織図



(2) 役職・分担

委員長	行政委員区長 【 】
副委員長	蛇田中学校区行政委員区長 【 】
〃	向陽小学校区行政委員区長 【 】
〃	蛇田小学校区行政委員区長 【 】

中学校区事務局校	蛇田中学校 【教頭 防災主任】
各小学校事務局	蛇田小学校、向陽小学校 【教頭 防災主任】
委員	各行政委員区長
委員 *必要に応じて招集	各校 P T A 会長・副会長 関係機関 石巻支援学校

*裏区、浜江場は蛇田中の地域防災連絡会に所属しています。(下参照)

蛇田小	蛇田中
・谷地第1 ・谷地第2 ・谷地第3 ・新谷地前 ・丸井戸第1 ・丸井戸第2 ・中坪第1 ・中坪第2 ・上第1 ・新橋	・恵み野東 ・恵み野西 ・新下前沼 ・裏 ・東前沼第1 ・東前沼第2 ・浜江場 ・仲 ・新立野第1 A B C D G ・新立野第2 ・沖

児童避難訓練**1 ねらい**

児童の命を守るとともに、自分自身の命を守ることを優先する。

2 日 時 令和6年 7月1日（月） 業前

3 場 所 各教室

4 訓練実施内容

○不審者想定避難訓練の要点

- ・ 不審者侵入時の緊急放送の周知をする。

チャイム×3 「向陽小学校から全職員へ。※(北ホール)でひまわりタイムです。対応をよろしくお願ひします。」

※(場所については不審者の行先によって変更有)

- ・ 放送がなったら、児童を教室の窓側に集める。
- ・ 放送がなったら、周囲の安全を確認する。
- ・ 教室の扉を閉め、電気を消して気配を消すことで不審者に対して心理的バリケードになること等を指導する。
- ・ 教室の出入り口に机や椅子を置き、侵入を防ぐとともに、現場の様子から臨機応変に判断する。
- ・ 教師の指示を冷静に聞くことや、自分の命を守るために迅速に行動することを指導する。

教員避難訓練**1 ねらい**

(1) 校内の異変を敏感に気付ける教職員を増やす。

(2) 校内に異変があった場合に、迅速に判断し行動できる教職員となる。

2 日 時 令和6年 7月4日（木） 放課後

3 場 所 15時00分に正面玄関に職員集合

4 想 定

午後14時50分に、職員玄関(業者が作業中のため、かぎが開いている状態)から不審者が侵入。職員玄関付近で怪しい動きをしながら通り過ぎようとする。児童に危害を加える恐れがあるため、全校児童を教室内に避難させ、安全の確保に努める。

5 訓練内容

第一部（14時50分頃から、職員玄関で本日の流れを確認する。）

時刻と不審者の動き	学級担任以外の動き	備 考
15：00 ・職員玄関から侵入。 職員室前を怪しい 動きをしながら通 り、A棟の方へ向 かう。	・職員玄関から不審者が大声を出して侵入したことで発見 者が気が付き、話し掛けながら後を追い、不審者かどうか判断する。用件がない場合は退去を求める。(主幹教諭) ※職員の呼びかけに応じない場合は、すぐに不審者とみな して対応にあたる。	・児童に危害を加える可能性があるか どうか判断しながら、来校目的を聞 き出す。その際、1m～1m50c mの間隔をあける。(他に職員がいる 場合、できるだけ複数で対応) ・不審者と対峙している職員は、居場 所を共有するためにホイッスルを 吹きながら対応する。
15：03 ・1階配膳室隣の階 段で、凶器のよう なものを出し、不 審な行動を見せる。	異常事態発生 児童に危害が及ぶ可能性があると発見者が判断し、大声で 「教頭先生、お客様です」と職員室に伝える。 (主幹教諭)	校内放送 チャイム×3 「向陽小学校から全職員へ。(北 ホール)でひまわりタイムで す。対応をよろしくお願ひし ます。」
	(教頭、主幹教諭、職員室にいた職員が現場に急行する。 教頭を中心に犯人の説得にあたる。) ※今回の研修では、4～6年担任の男性職員と理科専科も 放送を開き現場に急行する。(椅子やほうき、消化器等 を持参し、不審者に対応する。) ※学級担任は、教室で児童管理を行うことを基本とする。	

	<ul style="list-style-type: none"> 教室内への侵入を防ぐため、不審者をその場から動かさないようにする。 事務も現場へ→教頭から職員室へ報告するよう指示→校長へ報告 	
	<ul style="list-style-type: none"> 校長の指示により、校内放送を行う。(養教) 校長より指示を受け、警察へ通報する。(事務) 「石巻市立向陽小学校です。今校舎内に不審者が侵入し、児童に危害を及ぼそうとしています。」 ※その後、警察の問い合わせに応える(不審者の特徴や、不審者がいる位置等) <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 警察が到着するまで、現場に駆けつけた職員で対応する。 ※教室や他の階へ侵入しないように、できるだけ1ヶ所にとどめておくことが基本。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 不審者が教室や他の階へ侵入しないよう、1ヶ所にとどめておく。
15：13 ・警察官に取り押さえられる。	<ul style="list-style-type: none"> 配膳室前～図工室前付近で、教職員と押し問答になる。 <p>◎警察官が到着する。</p>	

第二部 (警察の方からの指導・講評、場所: 体育館)

15：30	<ol style="list-style-type: none"> 開会挨拶と講師紹介 石巻警察署生活安全課の方々の紹介 (教頭) 訓練に対する指導・講評 <ul style="list-style-type: none"> ① 発見時の対応 ② 不審者への声掛け ③ 教職員の取り組み ④ 連絡・誘導 ⑤ その他 道具の扱い方 <ul style="list-style-type: none"> ① さすまたや教室等にあるものの活用について ② 校舎内で不審者が入りやすいところ(施錠確認を十分に行うところ) ③ その他 警察署より 校長先生より御礼 閉会
-------	---

共通理解しておきたいこと

- 児童の安全を確保することを第一目的とする。
 - 学級担任は、教室内で児童管理を行うことを基本とする。
 - 不審者が侵入したことを聞き、児童を教室の窓側に集める。
 - 教室の出入り口に机や椅子を置き、侵入を防ぐとともに、現場の様子から臨機応変に判断する。
 - 報告の仕方は、避難訓練の場合と同じであるが、現場にいる担任もいるので、臨機応変に対応する。
- (2階学級担任)
- 距離を1~2メートル以上確保する
 - 職員の言うことに対応しないときは、不審者として認識してよい。
 - 不審者が二人であれば、対応は4人(倍の人数で対応)
 - 声掛けに応じなければ、大声で加勢する人を呼ぶ。

引渡し訓練実施計画

1 ねらい

強い地震や風水害、不審者の出没などの緊急事態の際に、児童を保護者に確実且つ迅速に引き渡すための手順や方法を確かめる。

2 日 時 令和6年 5月 2日（木） 放課後

3 場 所 各教室

全体の流れ（5校時までは通常授業）

時刻	学級担任以外の動き	学級担任の動き	備 考
14:40	・マチコミで引渡し訓練開始の連絡をする。（児童クラブ）	・体育館で児童クラブの職員に引き渡す。	
14:50	・マチコミで引渡し訓練開始の連絡をする。（保護者） ・保護者待機入場指示（主幹） ・誘導（養教、専科）	・教室ごとに引き渡す。（兄弟がいる場合は上の学年から） ・児童環境調査票は引取り者に見えないようにし、児童から誰が迎えに来たのか言わせ、児童環境調査票に印をつける。 ・直接帰宅するかどうか確認し、経由地がある場合はメモをとつておく。 ・事前に連絡があった、保護者が迎えに来ない児童を下校させる。 ・保護者が迎えに来なかつた児童を下校させる。 ・児童クラブの児童は児童クラブへ。	・引取り者に登録していない人には引き渡さない。 ・迎えに来る予定の児童は保護者が来るまで待たせる。 ※教室内では、防災に関する動画を視聴する等をしながら待機する。
15:50	・マチコミで引渡し訓練終了の連絡をする。 ・マチコミで、迎えに来ない児童は下校させることを連絡する。		

4 各学級での事前・事後指導

(1) 事前指導

- ・引渡し訓練を行う理由について指導する。
(不審者が市内に逃げてしまった場合、大地震により通学路に危険な場所ができた場合、台風や大雨が接近している場合など、児童が下校する際の安全を確保するため)
- ・津波が来ている際には、引渡し訓練を行わないことを指導する。
- ・児童の安全を確保することが目的であることから、下校後の過ごし方についても指導する。
- ・学年の実態に合わせ、指導する内容を検討する。
- ・学年に応じ、訓練のねらいや手順を指導しておく。
- ・引渡し訓練の案内から参加確認票を切り取り全員提出してもらう。担任は自分のクラスの参加家庭を把握する。
- ・4月に児童環境調査票の写しを整備しておく。

(2) 事後指導

- ・後日、訓練の反省をする。

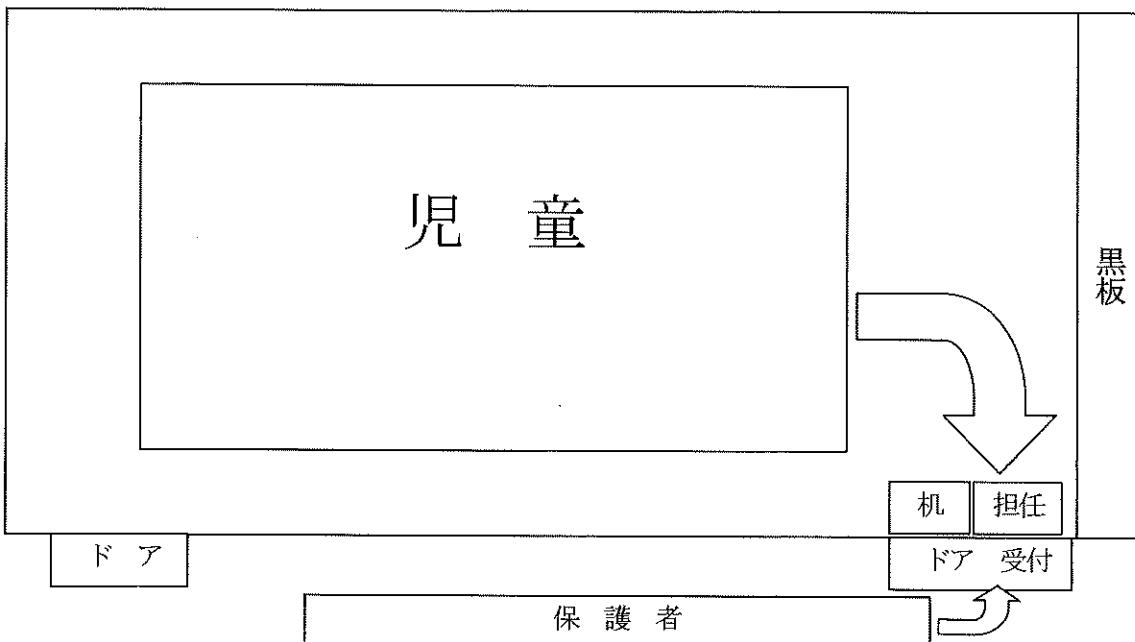
5 準備物

- ・マイク
- ・児童環境調査票の写し（各学年）

6 役割分担

保護者案内文書	防災主任	
保護者待機入場指示、校庭誘導	主幹、用務員	
職員玄関で誘導	養教	・長机2台、手指消毒準備。
引渡し	担任	
体育館管理(児童クラブ)、校庭誘導	教科担任	・体育館で児童クラブに児童を引き渡す

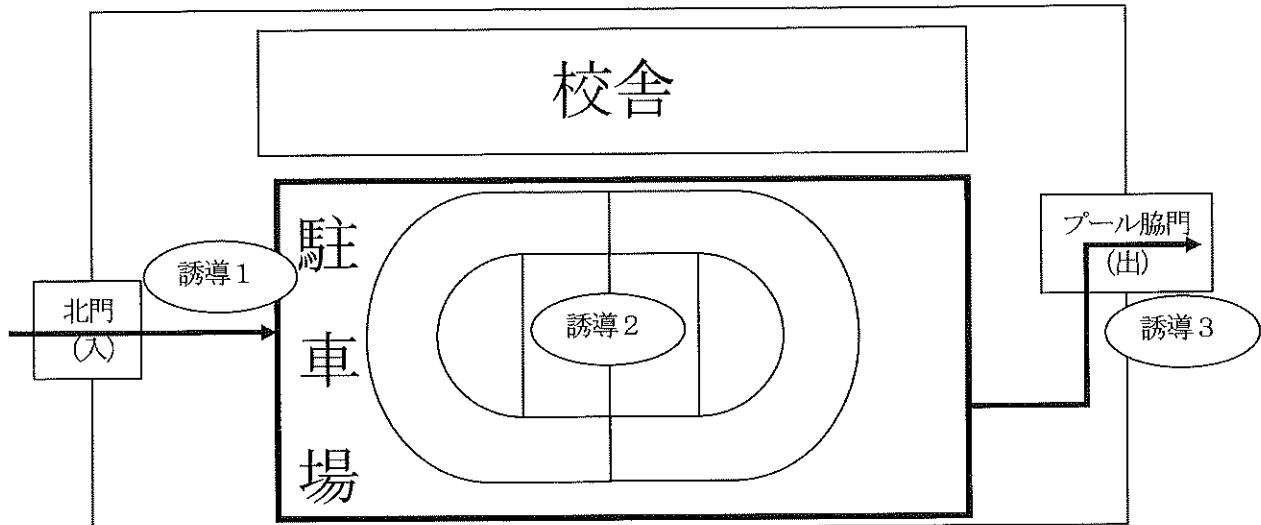
7 引渡し訓練会場図(教室)



- ・児童クラブ職員と引き渡しの手順について事前に確認をしておく。
- ・保護者は一方通行とする。
- ・保護者が受付をしたとき、その児童は教室の受付まで来て保護者の確認をする。
- ・保護者は職員玄関から校舎に入り、各学年の昇降口から下校するようにさせる。

8 駐車場

- 晴天時、校庭は駐車場として開放し、北門から入り、プール脇門から出るように一方通行とする。
- 校庭の状態が悪い場合は校庭の開放を中止し、保護者は徒歩で迎えに来てもらう。学区外の保護者は車での迎えを可とし、プール脇駐車場に停めてもらう。



9 その他

- 事前に保護者に日程を周知し、訓練開始をマチコミで通知して、各家庭から迎えに来てもらう。

避難訓練（休憩中）実施計画

1 ねらい

休み時間に起きた非常事態（地震）によって発生する危険について理解させ、安全を確保するための基本的な行動及び避難の仕方を身に付けさせる。

2 日時 令和6年5月21日（火）（校庭の状況にもよる）
10：10～10：30 業間 1, 2校時Bタイム

3 対象人員 全学年児童及び職員（避難遅れの児童及び職員はないものとする）

4 想定

①災害の種類	:	地震
②発生時刻	:	午前10時10分
③その他	:	緊急地震速報発令

※ 訓練の予告：学校だよりや学年通信では、日にちを明記せず、「第〇週のいつか」と明記する。
 中・高学年→「今週のいつか」
 低学年・特別支援学級→「火曜日の業間」

5 避難命令 （防災主任）が放送で行う。

6 避難場所・避難経路

（1）校舎内にいる場合

①安全確保行動→②その場で1次避難→③校庭に2次避難→④各教室（教室避難の指示による）

（2）校庭にいる場合

①安全確保行動→②その場で1次避難→③校庭に2次避難→④各教室（教室避難の指示による）

※ 児童の安全確認に7学年部の教員が校庭に出て、けがの有無を確認・放送での指示後、教室に移動する。

※ 学年主任は校舎内で児童の安全確認を行うことを基本とする。

7 指導計画

（1）前日まで（事前指導をしっかりと行う）

時 間	指 導 内 容
学級活動	①自分で自分の身を守れる子ども ・ふだんから放送をよく聞いて行動する。 ・「おはしも」を守る。 ・避難経路の確認、避難場所での並び方 ・内容（避難経路を含む）について ・高学年は低学年に声や手をかける。 ・帽子がある場合はかぶる。
防災タイム 朝 の 会 帰 り の 会	②いつどこで発生するか分からない自然災害と備え ・地震と津波の被害とその備えについて ・避難訓練の意義とめあてについて ・集団行動の規律について

（2）地震発生後の児童の動き（初期避難）

場 所	方 法
教 室 特 別 教 室	・机の下にもぐる。 ・机がない場合は、廊下での方法と同じ。（ガラスのある所から離れる。窓に背を向ける）

I章 計画と体制

廊下	・戸棚等の倒壊のおそれのある物及びガラスや蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・近くに教室がある場合は、その教室の机の下に素早くもぐる。
階段	・手すりにつかまり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。
昇降口	・落下物があるかもしれないで、あわてて外へ飛び出さない。 ・廊下での方法と同じ。
トイレ	・蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・揺れがおさまったら、廊下に出る。
体育館	・頭上を確認し、落下物がない位置へ移動し、身を低くする。
校庭	・校舎や倒壊のおそれのある物から離れ、それらに背を向けてしゃがむ。 ・ジャングルジムやすべり台で遊んでいる時はあわてて飛び降りたりせず、大きな揺れだと感じた場合は遊具にしっかりとつかまって、揺れがおさまるのを待つ。

(3) 当日

時刻	●流れ 指導内容等	児童の動き 備考												
10:05	● 観察係は配置に付く。(校長、教頭)	● 検索児童は隠れる												
10:10	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急地震速報の受信・緊急放送(防主) 「訓練、緊急地震速報、訓練、緊急地震速報。地震がきます。安全な場所で自分の身を守りなさい。」 ● 地震発生を告げる放送(防主) 「訓練地震発生。ただ今、大きな揺れが続いています。身を低くして頭を守り、動きません。」 ● 学級担任は教室へ、校庭の安全点検担当者は校庭へ向かいながら、安全確保行動の指導 ● 揺れの収束を告げる放送(防主) 「訓練。大きな揺れが收まりました。校舎や校庭の状況を確認しています。安全な場所でそのまま待ちなさい。」 ● 本部旗職員室前設置(養護教諭) ● 安全安否確認→状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全確保行動 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所」で「まず低く、頭を守り、動かない」 <p>※拡声器をもって校庭へ行く ※校庭児童をジャングルジム前に集める ※担当箇所の安全点検を行い教頭へ報告する。けが人の有無も確認する。(安全点検・消火班を中心に)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>A棟</td><td>3年</td><td>B棟</td><td>理専</td></tr> <tr> <td>C棟</td><td>6年</td><td>体育館</td><td>用務員</td></tr> <tr> <td>D棟</td><td>5年</td><td>校庭</td><td>主幹</td></tr> </table>	A棟	3年	B棟	理専	C棟	6年	体育館	用務員	D棟	5年	校庭	主幹
A棟	3年	B棟	理専											
C棟	6年	体育館	用務員											
D棟	5年	校庭	主幹											
10:13	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難開始の放送(防主) 「校舎の安全が確認できました。児童のみなさんは、落ち着いて校庭に出て、ジャングルジム前に集まりなさい。」 ● トイレ前の学級の担任は、トイレ等を確認する。 ● 校庭にいる児童を掌握している職員は、学年ごとに児童をジャングルジム前に整列させる。 ● 学級担任は、近くの特別教室や廊下にいる児童へ2次避難の声掛けを行う。 ● 校庭での人員点検と報告(担任→学年主任) ● 本部への人員報告(学年主任→本部) 	<p>※ 特別支援学級の児童を見ついたら、避難することを必ず指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災頭巾を着用する。 ● 静かに指示を聞く。 ● 混雑を避けるため、自分の学年の昇降口から、外靴を履いて2次避難する。 												

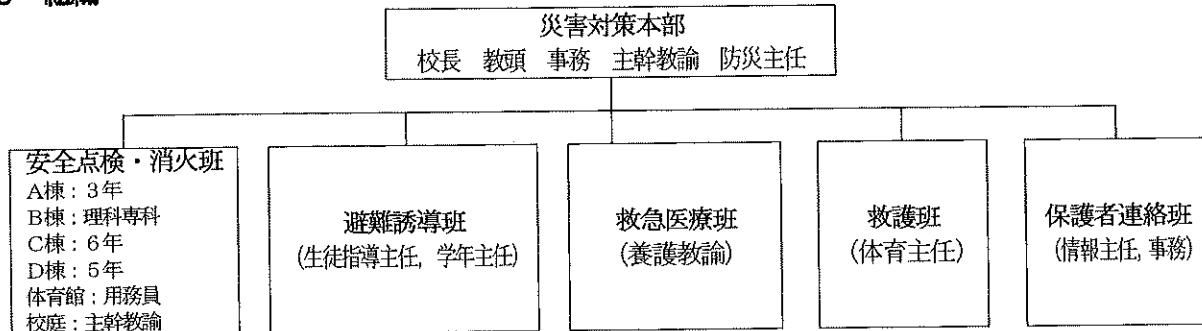
I章 計画と体制

	<p>【学年主任】 ← 【担任】</p> <p>↓</p> <p>【主幹】</p> <p>↑</p> <p>【7 学年部】</p>	<p>第〇学年〇名中〇名欠席、児童〇名全員と担任教員〇名、支援員〇名、全員避難完了しました。</p>	<p>※ 学年主任が検索係を兼ねている場合は、人員報告後も本部に留まり指示を待つ。</p>
10:18	<ul style="list-style-type: none"> ● 検索の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常ありの場合 検索の指示後状況を放送で共有する。 「先生方に連絡します。ただいま検索を行っています。隣接学級の児童管理にご協力ください。」 ・ 検索終了（児童確認） 「検索対象児童の確認がとれました。」 ● 避難完了 ● 各教室に戻る 	<p>※ 担当する場所を検索（安全点検・消火班を中心に行うが、必要に応じて、避難誘導班も一緒に検索する場合もある）</p>	
10:23	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送による講評と講話（校長） ● 振り返り（各担任） 	<p>※放送範囲を「校内」に絞る</p>	
10:23	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練の終了 		

8 その他

- (1) 準備物 • 本部旗（職員室前）・拡声器（校庭担当）・バケツ、雑巾（各学級）
- (2) 留意点
 ① 校長先生と教頭先生を観察係とし、フリーの立場で児童並びに教員の動きを観察する。
 ② （火災時のみ）
 関係機関への連絡
 • 山西商会との連絡 [防災主任] Tel 22-2360
 ※防火扉、火災警報器などについて確認
 • 同和警備への事前連絡 [防災主任] Tel 95-9003
 • 消防署への通報 [事務部]

9 組織



避難訓練（洪水）実施計画

1 ねらい

- (1) 大雨による洪水の発生に備えて、的確な対策を講じられるように体制を確立するとともに、訓練を通して児童の防災意識の高揚を図る。
- (2) 迅速かつ安全に避難する方法や態度を育成する。

2 日時 令和6年6月3日（月）業前：防災タイム

3 対象人員 全学年児童及び職員

4 想定

- (1) 災害の種類 大雨による洪水（一階部分浸水による被害）
- (2) 発生時刻 午前8時20分

5 避難命令 放送で行う。（教頭）

6 避難場所 2階への垂直避難

7 避難経路 「1 2 避難経路」参照

8 事前・事後の指導内容

時 間	指 導 内 容
学級活動	・日時、内容（避難経路を含む）について
防災タイム	・洪水による被害
朝の会	・避難訓練の意義とめあてについて
帰りの会	・集団行動の規律について
訓練終了直後	・防災頭巾の有無、着用の仕方について

※ 副読本「未来へつなぐ」及び宮城県版副読本「未来へのきずな」、資料「緊急地震速報リーフレット」等を活用する。

9 訓練の流れ

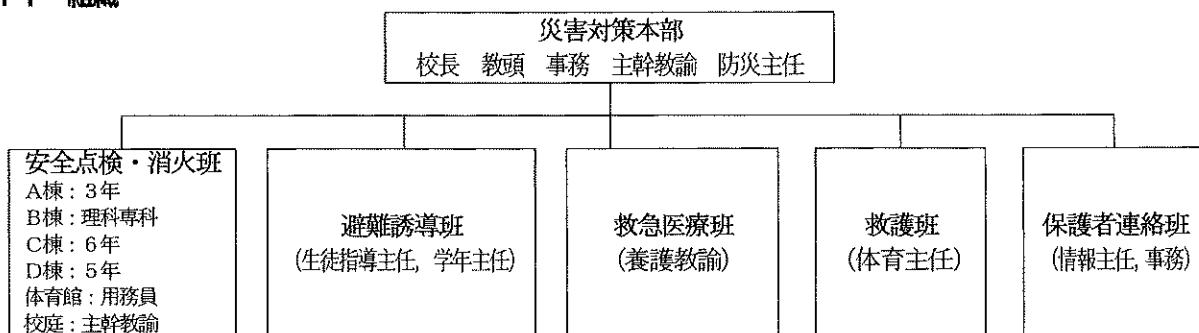
時 刻	主な流れ	指導内容	備 考																
8:20	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨による河川の氾濫を職員室にいる職員が受信。（教頭） ● 全校放送で1～3年生を2階～垂直避難するよう指示。 「ただいま、大雨による河川の氾濫がありました。本校にも洪水が押し寄せてくる危険がありますので、1, 2, 3年生は先生の指示に従い、直ちに2階の指定避難場所に移動しなさい。繰り返します…」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な場所を探し、安全を確保する行動をとる。 ● ケガをしないよう慎重に避難する。 ● 静かに待機させる。 ● 上学年は「未来へつなぐ 9大雨・洪水・雷から身を守ろう」の内容を指導する。 	<p>※指示のとおり速やかに安全を確保する行動をとらせる。</p> <p>※各担任は手近にあるヘルメットを着用する。</p> <p>※本部を図書室前に設営する。 (校長)ハンドマイク準備。</p> <p>※担当が物品等を持ち出す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>係 分 担</td><td>本部旗</td></tr> <tr><td></td><td>救急箱</td></tr> <tr><td></td><td>出席簿</td></tr> <tr><td></td><td>持出袋</td></tr> <tr><td></td><td>拡声器</td></tr> <tr><td></td><td>携帯無線</td></tr> <tr><td></td><td>ラジオ</td></tr> <tr><td></td><td>保健室児童対応</td></tr> </table>	係 分 担	本部旗		救急箱		出席簿		持出袋		拡声器		携帯無線		ラジオ		保健室児童対応
係 分 担	本部旗																		
	救急箱																		
	出席簿																		
	持出袋																		
	拡声器																		
	携帯無線																		
	ラジオ																		
	保健室児童対応																		
8:30	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所での人員点検と報告 【学年主任】←【担任】 ↓ 【教頭】→【校長】 ↑ 【主幹教諭】←【7学年部】 ● 一次避難完了 ● けが人の応急救手当 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静かに待機させる。 <p>第〇学年〇名中〇名欠席、児童〇名全員と担任教員〇名、支援員〇名、全員避難完了しました。</p>	<p>※ラジオの電源を入れ、周波数を合わせて放送を受信する（ ）</p> <p>※防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。</p> <p>※学年主任が検索係を兼ねている場合は、人員報告後も本部に留まり指示を待つ。</p> <p>※支援員については、所属学年の主</p>																

	・例避難する際のねんざ等		任が報告する。 ※異常ありの場合、教頭からの指示で検索係は担当箇所を検索する。() ※学年主任は本部から教師用ビブスを受け取り同学年担任に配付する。
8:35	<ul style="list-style-type: none"> ● 校長先生のお話（放送） ● 教室へ移動し事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災頭巾は取り、静かに話を聞く。 ● 下学年は「未来へつなぐ 9大雨・洪水・雷から身を守ろう」の内容から、振り返りをして自身の避難行動の課題を明らかにさせる。 	※進行()

10 その他

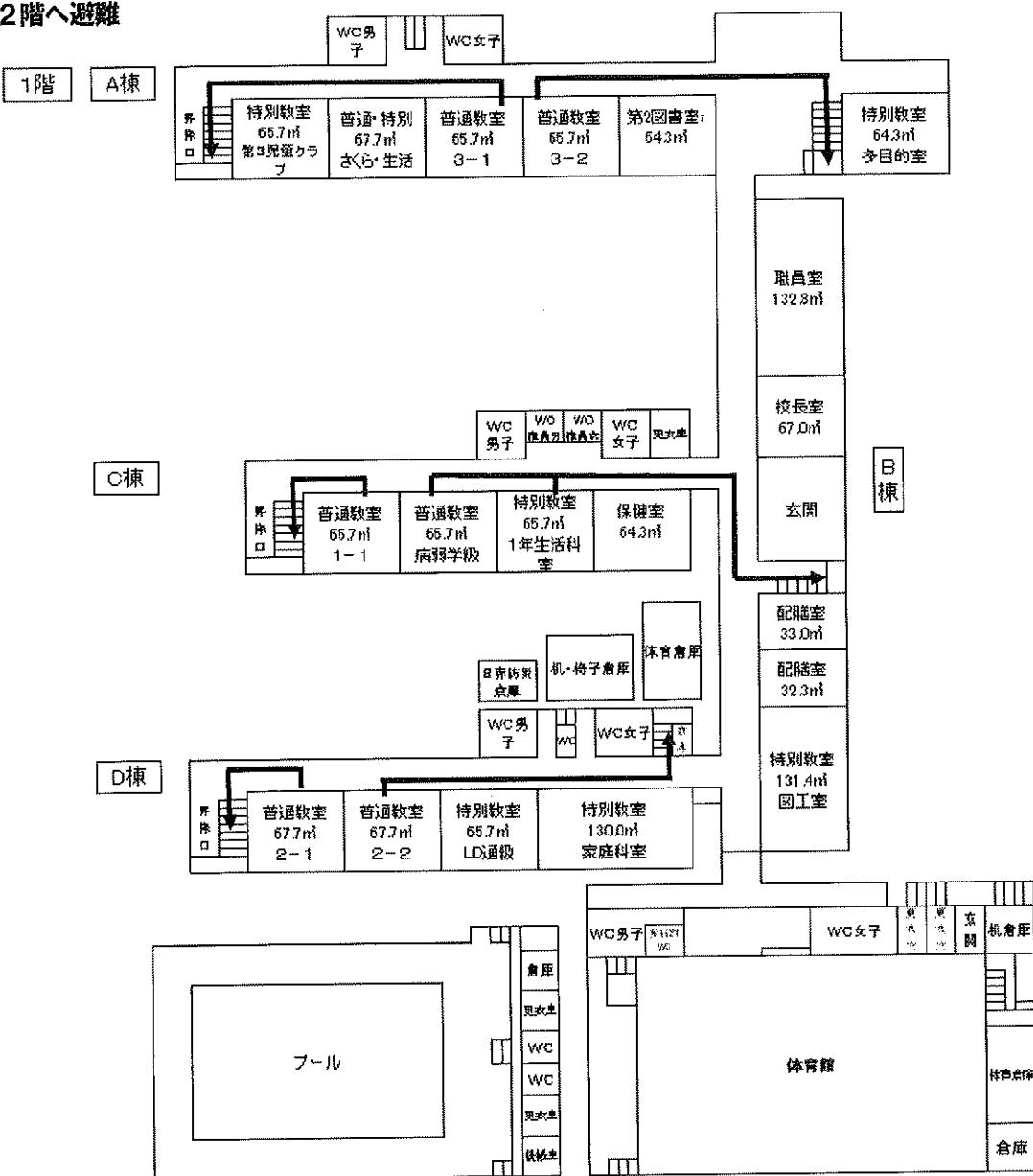
- ・避難訓練終了後、防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。

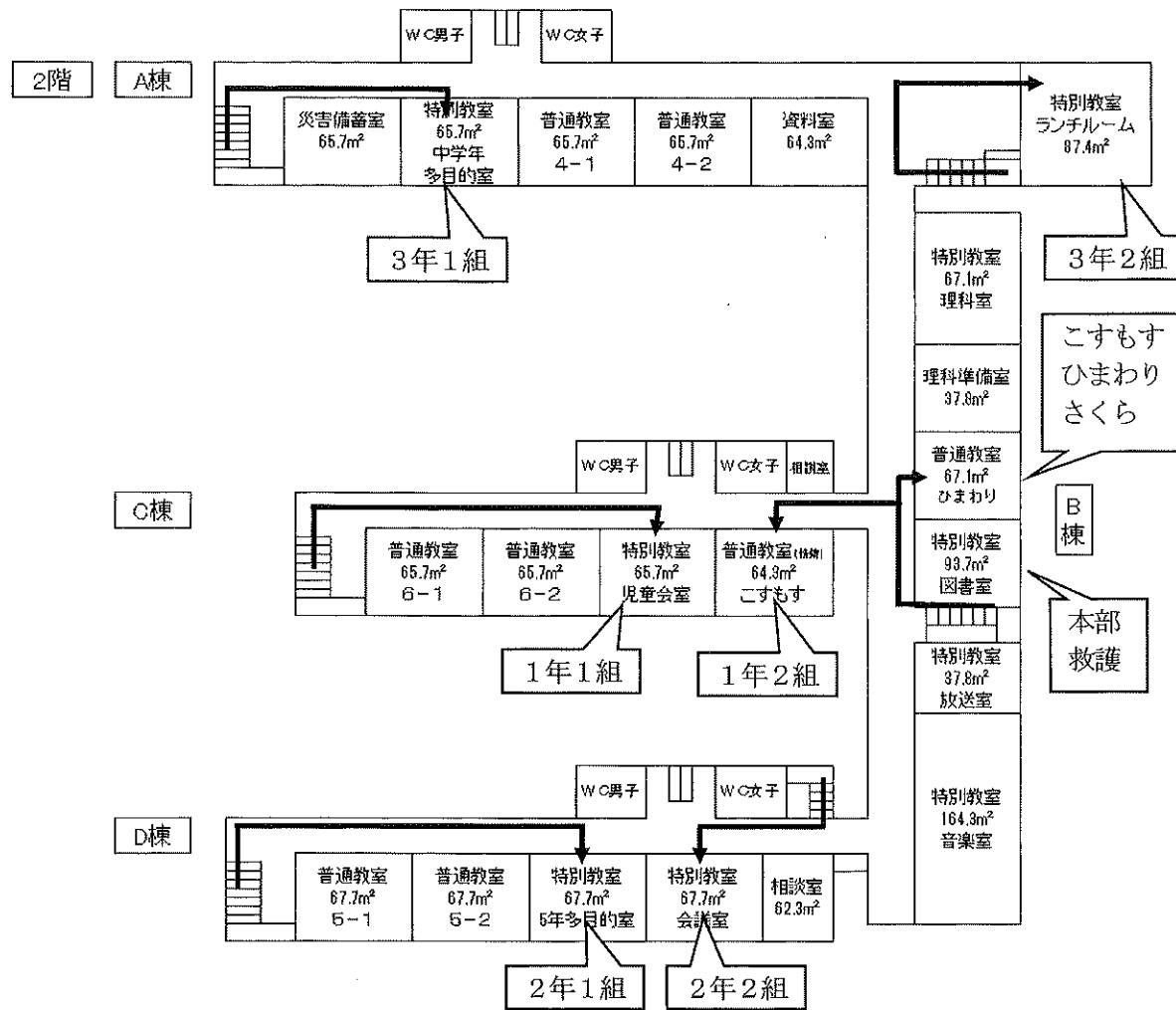
11 組織



1.2 避難経路

2階へ避難





避難訓練（火災）実施計画

1 ねらい

- (1) 避難の方法を理解し、安全かつ迅速に避難しようとする態度を養う。
 (2) 災害に対する意識を深め、身の安全を保持しようとする意識を高める。

2 日時 令和6年10月 2日（水） 2校時(行事1)

3 対象人員 全児童及び職員

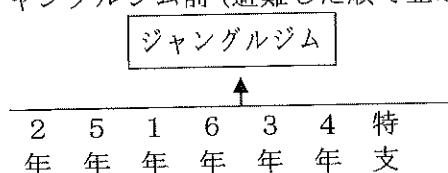
4 想定

- (1) 災害の種類 火災（延焼の恐れあり）
 (2) 発生時刻 午前9時50分
 (3) 発生場所 D棟1階家庭科室
 (4) 天候 北西の風・晴れ
 (5) 第一発見者 2年2組学級担任

※火災発生場所については家庭科室・理科室・備蓄室と順番に行う。

5 避難命令 校長の指示で教頭が放送で行う。

6 避難場所 校庭西側ジャングルジム前（避難した順で並ぶ）校舎を背にして避難する。



7 避難経路

- (1) 1階教室：各教室後方にある外への出口から避難場所へ向かう。
 (2) 2階教室：各棟の西側の階段を下り、昇降口から避難場所へ向かう。

※原則として火元から遠ざかるように避難する。

8 指導計画

(1) 前日まで

時 間	指 導 内 容
防災タイム 9月26日（高） 27日（中） 30日（低）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学年部毎の防火扉くぐり抜け体験で、以下のことを指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・防火扉について（火災警報器が鳴ると防火扉が閉じること、くぐって避難する場合もあること、付近で遊ばないことなど） ・防火扉の安全なくぐり方（段差に気をつける。扉は自分の力で引くか押す。続けて通り抜ける場合は、先に通った人が、次の人のために扉に手を添えておく。）を指導する。 ・低学年は防火扉が閉まる様子も見学する。
学級の時間 朝の会 帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日時、内容、想定、避難経路、避難場所について ○ 火災の恐ろしさについて ○ 避難訓練の意義とめあてについて ○ 集団行動の規律について

(2) 当日

時刻	活 動 内 容
事前	<ul style="list-style-type: none"> ● パケツ、雑巾等を用意しておく。（学級担任） ● 職員室の操作盤で火災報知機と消火栓の連動解除を確認。（防災主任） ● 火災報知機のカバーを外しておく。（防災主任）…保管、取り付けも
業前	<ul style="list-style-type: none"> ● 石巻市防災教育副読本「未来へつなぐ」の内容を学習する。 <ul style="list-style-type: none"> ・13 「火事から身を守ろう」 ・安全な避難の仕方について知る。

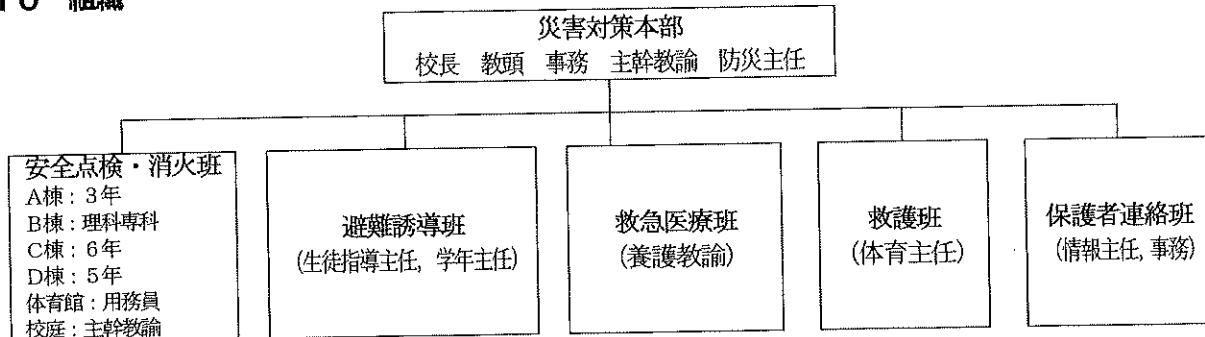
9:50	<p>● 火災発生</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 場</th><th>職 員 室</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一発見者（ ）は、大声で火災を知らせ、初期消火→隣接学年・図工室等で学習中の学年に避難を促す。→火災警報器（家庭科室前）を鳴らす。 ○ 火元付近児童、隣接学年避難開始 ○ 第一発見者は、現場確認者に状況を伝え、初期消火を続行。延焼を防げないと判断した時点で児童の逃げ遅れを確認しながら避難する。 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災受信機で表示された現場を確認に行く。 （ ） ○ 校長の指示で全校放送をする。 （ ） 「訓練、訓練。家庭科室付近が危険です。児童のみなさんは、先生の指示があるまで、その場で待機しなさい。」 ※ベルを止めてから放送する。 ○ 現場確認者は職員室に状況（初期消火が無理）を伝える。 ○ 校長の指示で、放送により避難を指示する。（ ） 「訓練、訓練。家庭科室で火事です。児童のみなさんは家庭科室前を通らず、校庭のジャングルジム前に避難しなさい。」 </td></tr> </tbody> </table> <p>※火災報知器が鳴らされた段階で、消防署へ通報する。（事務） 「訓練火災発生」</p> <table border="0"> <tr> <td>① 名称</td><td>⑤ けが人</td></tr> <tr> <td>② 電話番号</td><td>⑥ 避難場所と人数（児童と教員の数を別々に）</td></tr> <tr> <td>③ 発火場所</td><td>⑦ 通報者氏名</td></tr> <tr> <td>④ 初期消火の有無</td><td></td></tr> </table>	現 場	職 員 室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一発見者（ ）は、大声で火災を知らせ、初期消火→隣接学年・図工室等で学習中の学年に避難を促す。→火災警報器（家庭科室前）を鳴らす。 ○ 火元付近児童、隣接学年避難開始 ○ 第一発見者は、現場確認者に状況を伝え、初期消火を続行。延焼を防げないと判断した時点で児童の逃げ遅れを確認しながら避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災受信機で表示された現場を確認に行く。 （ ） ○ 校長の指示で全校放送をする。 （ ） 「訓練、訓練。家庭科室付近が危険です。児童のみなさんは、先生の指示があるまで、その場で待機しなさい。」 ※ベルを止めてから放送する。 ○ 現場確認者は職員室に状況（初期消火が無理）を伝える。 ○ 校長の指示で、放送により避難を指示する。（ ） 「訓練、訓練。家庭科室で火事です。児童のみなさんは家庭科室前を通らず、校庭のジャングルジム前に避難しなさい。」 	① 名称	⑤ けが人	② 電話番号	⑥ 避難場所と人数（児童と教員の数を別々に）	③ 発火場所	⑦ 通報者氏名	④ 初期消火の有無	
現 場	職 員 室												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一発見者（ ）は、大声で火災を知らせ、初期消火→隣接学年・図工室等で学習中の学年に避難を促す。→火災警報器（家庭科室前）を鳴らす。 ○ 火元付近児童、隣接学年避難開始 ○ 第一発見者は、現場確認者に状況を伝え、初期消火を続行。延焼を防げないと判断した時点で児童の逃げ遅れを確認しながら避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災受信機で表示された現場を確認に行く。 （ ） ○ 校長の指示で全校放送をする。 （ ） 「訓練、訓練。家庭科室付近が危険です。児童のみなさんは、先生の指示があるまで、その場で待機しなさい。」 ※ベルを止めてから放送する。 ○ 現場確認者は職員室に状況（初期消火が無理）を伝える。 ○ 校長の指示で、放送により避難を指示する。（ ） 「訓練、訓練。家庭科室で火事です。児童のみなさんは家庭科室前を通らず、校庭のジャングルジム前に避難しなさい。」 												
① 名称	⑤ けが人												
② 電話番号	⑥ 避難場所と人数（児童と教員の数を別々に）												
③ 発火場所	⑦ 通報者氏名												
④ 初期消火の有無													
<p>● 本部を設置する。（校長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部旗、救急箱（ ） ・ 出席簿、持出袋（ ） ・ ラジオの電源を入れ、周波数を合わせて放送を受信する（ ） <p>● 避難開始</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 任</th><th>児 童</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼を防ぐために、教室の窓や扉等を閉める。 ○ 先頭誘導は、出口に近い学級担任が行う。 ○ 最後尾の学級の担任は、最後にトイレ等各フロアを見回りながら昇降口より外に出る。 ○ 1階の学年の最後尾は教室出口や昇降口の戸を閉める。（ドラフト現象防止） ○ 外に出たら、かけ足で避難場所に避難させ、次の指示が聞けるように、児童を静かにさせておく。 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身近に防災頭巾や帽子がある場合は着用し頭を保護する。 ○ ハンカチで口と鼻を覆い、上履きのまま避難する。 ○ 校庭ジャングルジム前に、校舎を背にして待機する。 </td></tr> </tbody> </table>	担 任	児 童	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼を防ぐために、教室の窓や扉等を閉める。 ○ 先頭誘導は、出口に近い学級担任が行う。 ○ 最後尾の学級の担任は、最後にトイレ等各フロアを見回りながら昇降口より外に出る。 ○ 1階の学年の最後尾は教室出口や昇降口の戸を閉める。（ドラフト現象防止） ○ 外に出たら、かけ足で避難場所に避難させ、次の指示が聞けるように、児童を静かにさせておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近に防災頭巾や帽子がある場合は着用し頭を保護する。 ○ ハンカチで口と鼻を覆い、上履きのまま避難する。 ○ 校庭ジャングルジム前に、校舎を背にして待機する。 									
担 任	児 童												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼を防ぐために、教室の窓や扉等を閉める。 ○ 先頭誘導は、出口に近い学級担任が行う。 ○ 最後尾の学級の担任は、最後にトイレ等各フロアを見回りながら昇降口より外に出る。 ○ 1階の学年の最後尾は教室出口や昇降口の戸を閉める。（ドラフト現象防止） ○ 外に出たら、かけ足で避難場所に避難させ、次の指示が聞けるように、児童を静かにさせておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近に防災頭巾や帽子がある場合は着用し頭を保護する。 ○ ハンカチで口と鼻を覆い、上履きのまま避難する。 ○ 校庭ジャングルジム前に、校舎を背にして待機する。 												

9:57	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所での人員点検と報告 <ul style="list-style-type: none"> 【担任】○年○組□名異状ありません (□は出席人数) <ul style="list-style-type: none"> ↓ 【学年主任】第○学年○名中○名欠席、児童○名全員と担任教員○名、支援員○名、 ↓ 全員避難完了しました。 【教頭】→【校長】 ↑ 【主幹教諭】←【7学年部】
10:05	<ul style="list-style-type: none"> ● (例) 初期消火訓練 進行 (防災主任) <ul style="list-style-type: none"> * 隊形を整える。 隊形 (天候等により変更あり) <p style="text-align: center;"> 2年 ジャングルジム 4年特支 5年 的 消防署員 3年 1年 6年 </p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開会のことば (防災主任) ② 講師紹介 (教頭) 参加者: 5, 6年児童 (各クラス代表 1名)・職員 2名 ③ 消火訓練 (消防署員) 準備物: 水消火器、水消火器用的 (消防署で用意) ④ 講評 (消防署員) ⑤ 御礼の言葉 (6年代表児童) ⑥ 閉会のことば (防災主任)
10:20	<ul style="list-style-type: none"> ● 教室へ移動 (上履きをきれいに拭いて教室に入る。) ● 事後指導 <ul style="list-style-type: none"> * 避難完了を消防隊へ報告する。() * 半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。() * 防火扉復旧 ()

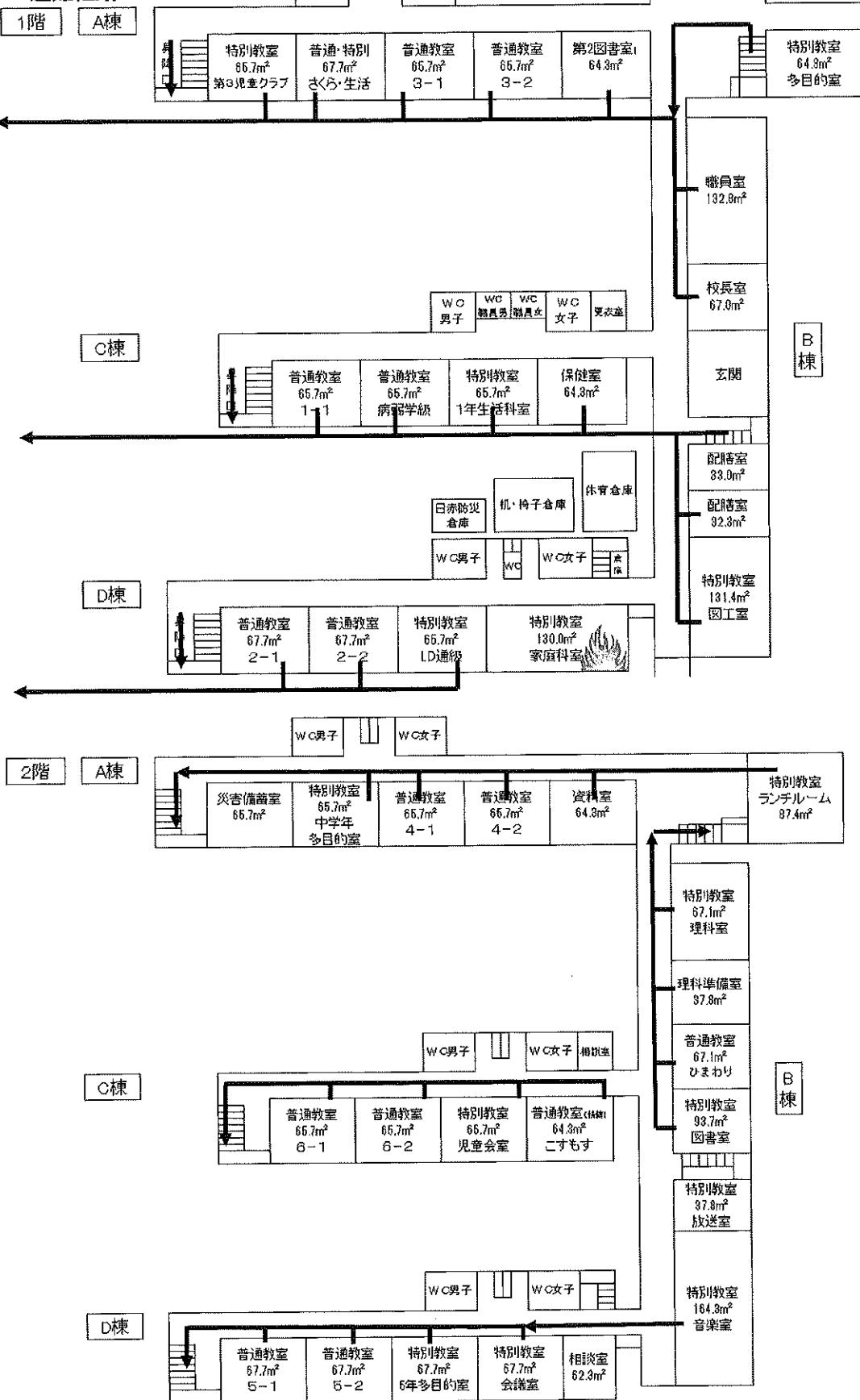
9 その他

- (1) 関係機関への連絡・渉外 (防災主任)
 - ① 山西商会 (22-2360) …火災警報器、ポンプ停止などについて確認
 - ② 同和警備 (95-9003) …事前・事後連絡 (報知器と連動して通報されるため)
 - ③ 消防署西分署 (95-4789) との打合せ及び職員派遣申請書の作成
 - ④ 避難訓練終了後、防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。
- (2) 風向や延焼の状況によってコミュニティーセンター駐車場に一時的に避難し、校庭への移動経路の安全確認後、鉄棒前へ移動することもある。
- (3) 消火訓練に代わる訓練があるか西分署と確認する。消火器の数が増やせるか相談する。
- (4) 消防署員の講評では、避難の様子、火事の怖さ、副読本の内容 (石巻の火事の件数等) 等に触れてもらうよう依頼する。(事前打合せの際に副読本のコピーも渡す)
- (5) 出火場所は年度ごとに、家庭科室→理科室→備蓄室の順で変えていく。
- (6) 特別教室を使う学年を割り当てる。5年生 (理科室) と3年生 (体育館) とする。

10 組織



11 避難経路



避難訓練（原子力災害）実施計画

1 ねらい

大地震の発生、原子力災害の発生に備えて、的確な対策を講じられるように体制を確立するとともに、児童の防災意識の高揚を図る。
迅速かつ安全に避難する方法や態度を育成する。

2 日時 令和6年10月29日（火）

8:20～8:35（業前：防災タイム）

3 想定 大地震により原子力発電所で事故が発生し、屋内退避の指示が学校管理下内で出される。

4 屋内退避指示 校長の指示で、教頭が放送で行う。

5 実施場所 教室

6 訓練の流れ

時刻	主な流れ	指導内容	備考
事前に防災マニュアルにある、原子力災害時の基本的な動きをよく確認しておくこと。			
防災 タイム 8:20	<ul style="list-style-type: none"> ● 副読本「12原子力災害から身を守ろう」の内容を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射線や放射性物質の知識について指導する。 	<p>※原書力災害が起きたら、カーテンを閉めたり、窓を目張りしたりすること等を指導する。</p>
8:25	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力施設の被害に伴う屋内退避が指示される。 「お知らせします。学年主任の先生は、至急職員室に集まってください。児童の皆さん、窓を閉め教室で待機しなさい。」(繰り返す) (教頭) ● 職員室での教頭指示 「窓を目張りし、児童をできるだけ窓から遠ざけさせてください。また、児童数と異常の有無を本部まで報告してください。」・必要に応じて検索を指示。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目張り用のガムテープを準備し、開口部（窓、ベランダのドア、煙突部小窓）の目張りを始める。 <u>(今回は行わないが、目張りの仕方を指導しておくこと。)</u> 	<p>※テレビ・ラジオ・インターネット等で風向きを含め、情報を収集する。(事務部) ※管理棟の窓を閉め、換気扇等のスイッチを止める。 (専科、通級指導、用務員) ※1年1組、2年1組、3年1組の各担任は、昇降口を閉める。 ※学年主任でない担任は、隣接学級の教室の窓を閉め、換気扇、エアコン等のスイッチを止め、児童数を確認する。 ※カーテンを閉める。</p>
8:30	<ul style="list-style-type: none"> ● 学年主任が教室に戻り、原子力災害時に目張りをしたり、窓から離れるたりすること等を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学年に応じて、原子力災害発生時の行動の仕方や、屋内退避後の可能性（避難生活、遠方への一時移転など）について補説する。 	<p>※待機場所を把握しておく。 ※一斉メール配信の準備をし、職員に送信する。(教頭) ※地震情報を収集し、定期的に放射線を測定する。(事務) ※校舎の風下を出入口に定める</p>
8:35	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練終了。 		<p>※防災主任が半固定無線機により、訓練終了の連絡を教育委員会へ行う。</p>

7 開口部の目張りについて

機密性を高めるため、ビニール等で開口部を覆って目張りするのが基本。（今回は研修を兼ねて、養生テープで直接サッシ窓を目張り）

8 その他

- (1) コンクリート屋内退避の指示が出たら学校が避難所となる場合があるので、地域住民が大勢避難してくる。モニタリングの結果によっては、バス等による一時移転（場合によって空路避難も実施）となる。避難生活に推移する可能性もある。
- (2) 長時間の屋内退避においては、児童の体調や心の変化に十分に配慮して対応する。
- (3) 第2図書室は、除染室として使用する可能性があるので退避場所としない。
- (4) 配信メール文例「〇〇の被害に伴い、(関係諸機関)より、屋内退避の指示が出されました。児童は外気を遮断した上で各教室に退避しました。本校はコンクリートの建造物であり、ある程度放射線を遮断することができると考えられます。(関係諸機関)から、次の指示が出るまで、児童は校舎内に退避しております。次の指示が出た場合は、メールにて連絡いたします。」
- (5) 避難訓練終了後、防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。

避難訓練（地震、津波）実施計画

1 ねらい

- (1) 大地震・津波の発生に備えて、的確な対策を講じられるように体制を確立するとともに、訓練を通して児童の防災意識の高揚を図る。
- (2) 迅速かつ安全に避難する方法や態度を育成する。

2 日時 令和6年11月2日（土）2校時（行事1）

※石巻市総合防災訓練の日に行い、近隣地域住民も校舎に避難する。

3 対象人員 全学年児童及び職員（避難遅れの児童及び職員はないものとする）

4 想定

(1) 災害の種類

- 大地震（東北地方太平洋沖を震源とするM9.0、市内最大震度6強）
 市内の被害（住居の倒壊、道路の陥没、電気水道ガスの機能停止）
 津波（宮城県に午前8時30分大津波警報発表、地盤沈下、満潮時にため津波被害拡大予想）
 校内の被害（校舎に倒壊の恐れなし、体育館に倒壊の恐れなし）

(2) 発生時刻 午前8時30分

5 避難命令 緊急地震速報受信機を使用し、2次避難から3次避難までは放送で行う。 （教頭）

6 避難場所 退避行動：校舎内の安全な場所（1次避難）→校庭（2次避難）→ →2階への垂直避難（3次避難）

7 避難経路 「13避難経路」参照

8 事前・事後の指導内容

時 間	指 導 内 容
学級活動	・日時、内容（避難経路を含む）について・防災頭巾の有無、着用について
防災タイム	・地震・津波の被害、3・11について（防災副読本使用）
朝の会	・避難訓練の意義とめあてについて
帰りの会	・集団行動の規律について
訓練終了直後	・防災頭巾の有無、着用について

※副読本「未来へつなぐ」及び宮城県版副読本「未来へのきずな」、資料「石巻市総合防災訓練リーフレット」等を活用する。

9 訓練の流れ

時 刻	主な流れ	指導内容	備 考
業前 防災 タイム	● 避難訓練に関する事前指導 ● 副読本「未来へつなぐ」「未来への絆」を使用した防災学習	● 「8事前事後の指導内容」参照（安全な場所=落ちてこない、倒れてこない、移動してこない）	
8:20	各教室で業前活動開始		
8:30	● 訓練緊急地震速報を受信。（教頭） ● 全校放送（訓練緊急地震速報発令） 「向陽小学校避難訓練。（音源：震度6強20秒前、10秒前）訓練緊急地震速報発令。すぐに安全なところで自分の身を守りなさい。」	● 10秒で安全な場所を探し、安全を確保する行動をとる。 ● 机の足を持ち、安全を確保する。 ● 停電を想定し、非常用放送設備（蓄電池式）による放送に切り替える。	※指示のとおり速やかに安全を確保する行動をとらせる。 ※揺れば2分 ※各担任は手近にあるヘルメットを着用する。 ※体育館には常用放送設備の放送は入らないため、使用学年は大きな揺れが収まったら担任判断で校庭に2次避難する。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 全校放送（訓練地震発生） 「訓練地震、訓練地震。ただいま、大きな揺れが発生しています。揺れが収まるまで、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で自分の身を守りなさい。」 																			
8:32	<ul style="list-style-type: none"> ● 全校放送（揺れの収束） 「向陽小学校訓練。停電。停電。大きな揺れが収まりました。児童のみなさんは、近くの先生の指示に従い、昇降口から校庭に避難しなさい。落ちて焦らずに避難しなさい。ケガをした人がいたら近くの人に伝えなさい。」（繰り返す） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1次避難のまま、放送を聞かせる。 ● 放送による指示を静かに聞かせる。 ● 全員に防災頭巾を着用させ、素早く整列させ校庭へ2次避難する。 ● 窓ガラスの飛散や天井の落下などを想定しながら避難する。（ケガをしないよう慎重に歩かせる） 	※安全点検・消化班のため担任不在の場合は、隣接学級担任に2次避難等をさせる。 ※特別教室で学習中のため防災頭巾がない場合は、帽子、手、教科書等、手近なものを利用する。 ※担任以外の教員が授業を行っていた場合は、このタイミングで児童管理を担任と交代する。 ※下の階の学年は教室後方から避難する。																	
8:33	<p>「担当の先生方は校舎校庭の状況を確認し、本部へ報告してください。」（繰り返す）（教頭）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎、体育館の損傷は軽微 ・校庭は一部液状化 	<p>「ケガ人はいないか」と大声で呼び掛けながら、壁、床、天井、ガラスの亀裂・破損・落下・崩落等をチェック</p>	※本部を校庭に設営。（校長） ※ハンドマイク準備。（教頭） ※担当箇所の安全点検を行い教頭へ報告する。けが人の有無も確認する。（安全点検・消防班を中心） <table border="1"> <tr> <td>A棟</td> <td>B棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C棟</td> <td>体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D棟</td> <td>校庭</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記人員は「12組織」の安全点検・消化班に準ずる。</p>	A棟	B棟		C棟	体育館		D棟	校庭									
A棟	B棟																			
C棟	体育館																			
D棟	校庭																			
8:38	<ul style="list-style-type: none"> ● 2次避難場所での人員点検と報告、安全点検報告 【学年主任】 ← 【担任】 ↓ 【教頭】 → 【校長】 ↑ 【主幹教諭】 ← 【7学年部】 ● 2次避難完了 ● けが人の応急手当 ・例避難する際のねんざ等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静かに待機させる。 <p>第〇学年〇名中〇名欠席、児童〇名全員と担任教員〇名、支援員〇名、全員避難完了しました。</p>	※支援員については、所属学年の主任が報告する。 ※学年主任は本部から教師用ビブスを受け取り同学年担任に配布する。 ※担当が物品等を持ち出す。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">係 分 担</td> <td>本部旗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急箱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出席簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>持出袋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯無線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健室児童対応</td> <td></td> </tr> </table>	係 分 担	本部旗		救急箱		出席簿		持出袋		拡声器		携帯無線		ラジオ		保健室児童対応	
係 分 担	本部旗																			
	救急箱																			
	出席簿																			
	持出袋																			
	拡声器																			
	携帯無線																			
	ラジオ																			
	保健室児童対応																			
8:39	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部大津波警報受信 「訓練大津波警報が出ました。先生の指示に従い、校 	<ul style="list-style-type: none"> ● 落ちついで整列させ、焦らずに2階へ避難させる。 	※各棟の昇降口が混み合わないように、落ち着いて避難できるようにする。																	

	舍 2 階指定避難場所へ避難しなさい。」(繰り返す) (繰り返す) (教頭)																			
8:40	<ul style="list-style-type: none"> ● 2階への3次避難開始 ● 避難所開設係は地区民入口（職員玄関： 体育館通路： 体育館外入口： ）へ移動し、誘導の準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓ガラスの飛散や天井の落下などを想定しながら避難する。(ケガをしないよう慎重に歩かせる) ● 3次避難場所では静かに待機させる。 ● 体育館2階が満員の場合は、音楽室へ案内する。 	<p>※下の学年は各教室後方、上の学年は昇降口から校舎内に入る。</p> <p>※本部を図書室前に設営する。 (校長) ハンドマイク準備。</p> <p>※担当が物品等を移動させる。</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="7">係 分 担</td><td>本部旗</td><td></td></tr> <tr><td>救急箱</td><td></td></tr> <tr><td>出席簿</td><td></td></tr> <tr><td>持出袋</td><td></td></tr> <tr><td>拡声器</td><td></td></tr> <tr><td>携帯無線</td><td></td></tr> <tr><td>ラジオ</td><td></td></tr> <tr><td>保健室児童対応</td><td></td></tr> </table> <p>※D棟、C棟、A棟の順に移動を開始する。</p> <p>※ラジオの電源を入れ、周波数を合わせて放送を受信する (教頭)</p>	係 分 担	本部旗		救急箱		出席簿		持出袋		拡声器		携帯無線		ラジオ		保健室児童対応	
係 分 担	本部旗																			
	救急箱																			
	出席簿																			
	持出袋																			
	拡声器																			
	携帯無線																			
	ラジオ																			
保健室児童対応																				
8:47	<ul style="list-style-type: none"> ● 3次避難場所での人員点検と報告 【学年主任】 ← 【担任】 ↓ 【教頭】 → 【校長】 ↑ 【主幹教諭】 ← 【7学年部】 ● 3次避難完了 ● けが人の応急手当 ・例避難する際のねんざ等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静かに待機させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 第○学年○名中○名欠席、児童○名全員と担任教員○名、支援員○名、全員避難完了しました。 </div>	<p>※学年主任が検索係を兼ねている場合は、人員報告後も本部にとどまり指示を待つ。</p> <p>※支援員については、所属学年の主任が報告する。</p> <p>※異常ありの場合、教頭からの指示で検索係は担当箇所を検索する。(安全点検・消火班を中心に行うが、必要に応じて、避難誘導班も一緒に検索する場合もある)</p>																	
8:55	● 校長先生のお話 (放送)	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災頭巾は取らせ、静かに話を聞かせる。 ● シェイクアウト訓練の音源を聞かせ、自宅でにいた際の避難行動についても話をする。 																		
9:05	● 教室へ移動し事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 副読本「未来へつなぐ」の地震避難訓練のページを用いて自身の避難行動の振り返りをさせる。 	<p>※防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。</p>																	

10 地震発生後の児童の動き（初期避難）

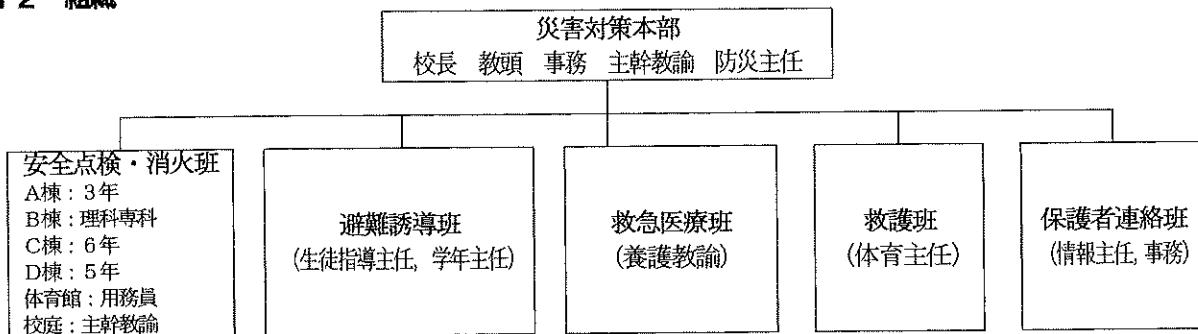
場 所	方 法
教 室 (特別教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐる。 ・机がない場合は、廊下での方法と同じ。(ガラスのある所から離れる。窓に背を

向ける)	
廊 下	・戸棚等の倒壊のおそれのある物及びガラスや蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・近くに教室がある場合は、その教室の机の下に素早くもぐる。
階 段	・手すりにつかり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。
昇降口	・落下物があるかもしれない、あわてて外へ飛び出さない。 ・廊下での方法と同じ。
トイレ	・蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・揺れがおさまったら、廊下に出る。
体育館	・頭上を確認し、落下物がない位置へ移動し、身を低くする。
校 庭	・なるべく中央に集まり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 ・校舎や倒壊のおそれのある建物から離れ、それらに背を向けてしゃがむ。 ・ジャングルジムやすべり台で遊んでいる時はあわてて飛び降りたりせず、大きな揺れだと感じた場合は遊具にしっかりとつかまって、揺れがおさまるのを待つ。

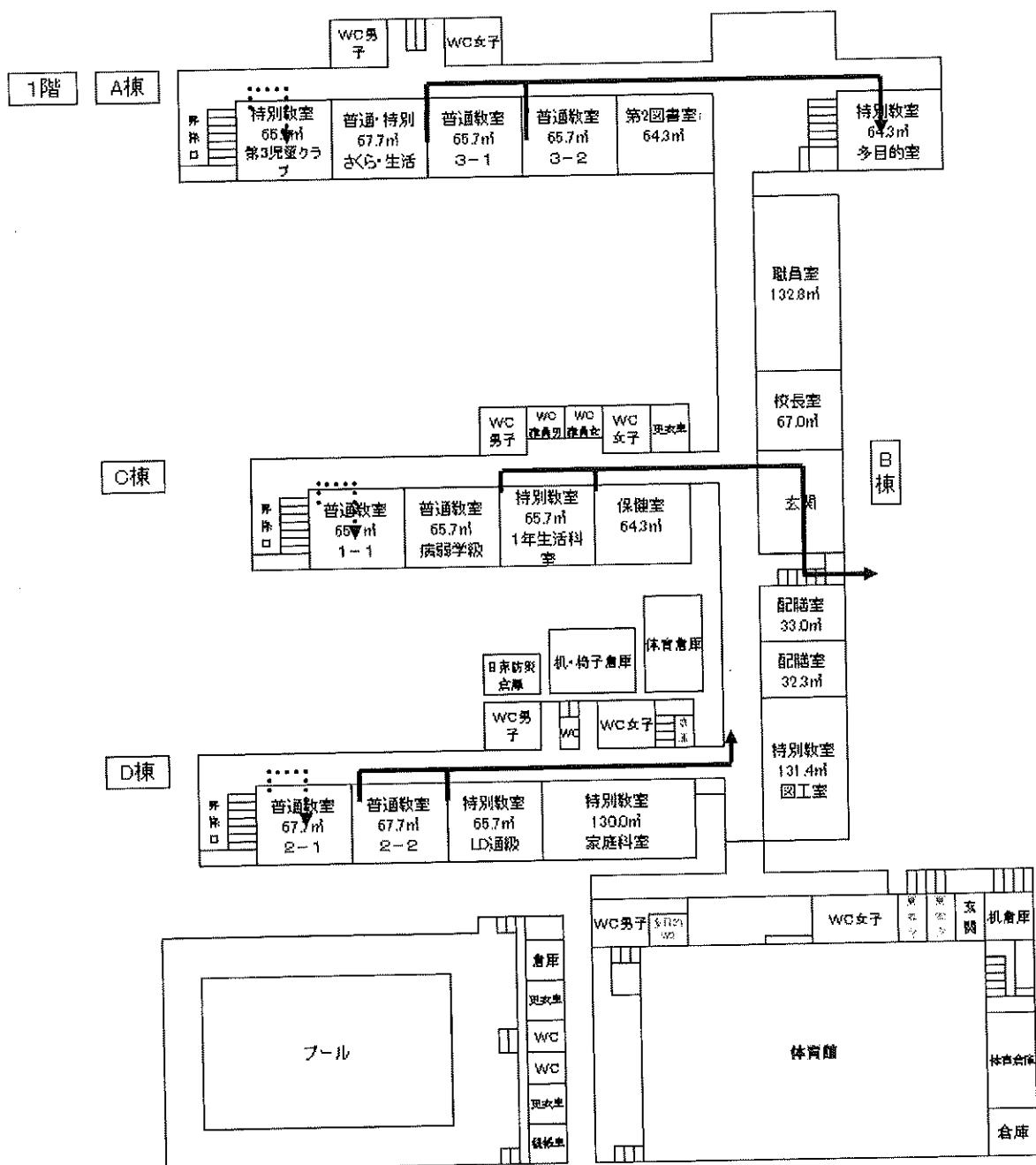
11 その他

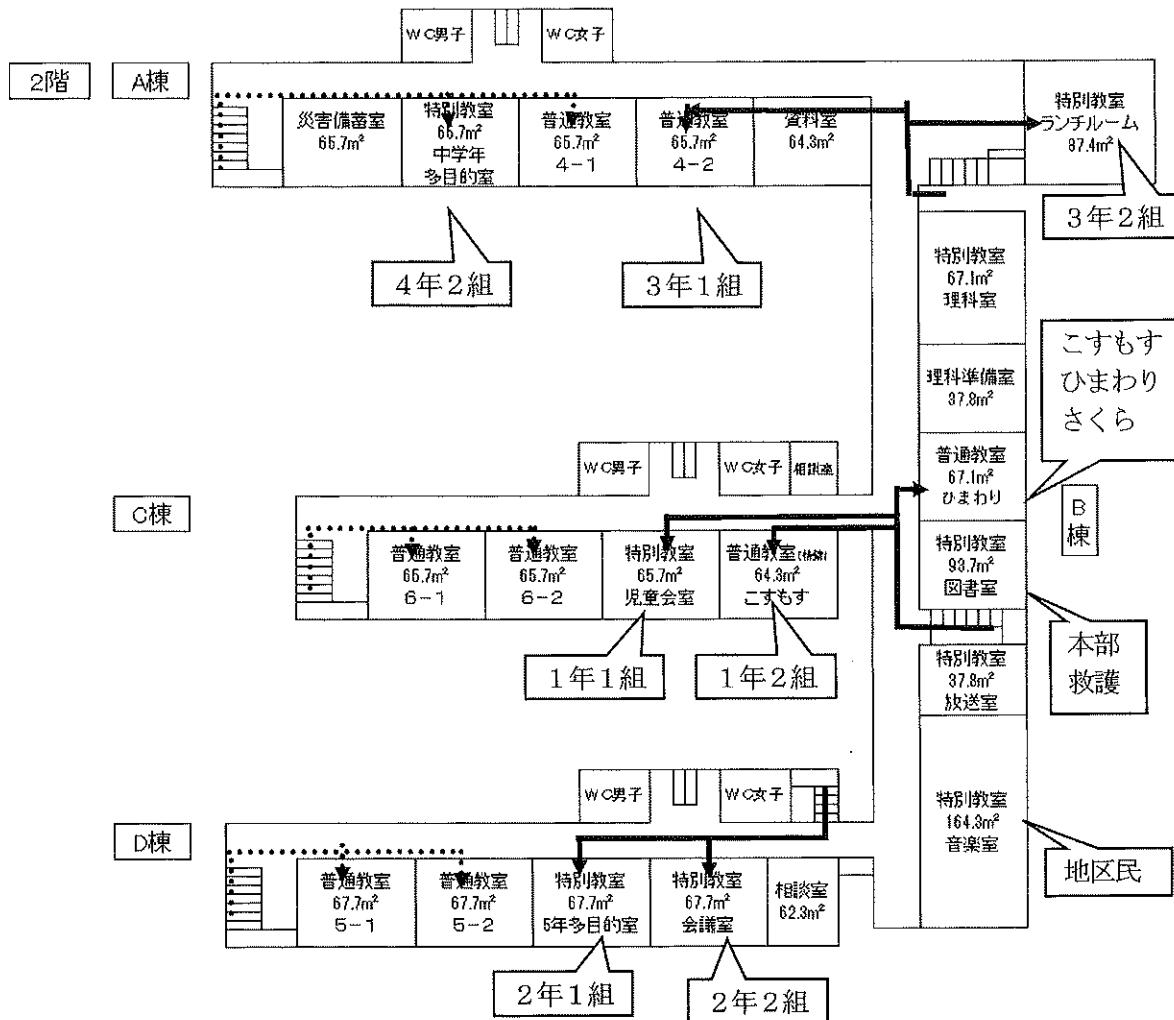
- (1) 津波警報発令時も基本は教室待機（校舎倒壊の恐れや火災等以外での校舎放棄は考えない）。
- (2) 避難の基本は教室待機。巨大津波来襲の際は垂直避難。校舎を放棄せざるを得ない事態になった場合は、安全確認後体育館へ移動（巨大津波の際はギャラリーへの垂直避難）する。校舎体育館ともに危険な場合は校庭に避難し、その後に保護者への引き渡しも視野に入れておく。
- (3) その他
- ・転入児童は、防災頭巾の有無を確認し、ある場合は持参させる。市外から転入した児童で、防災頭巾がない児童には、防災頭巾を斡旋する。
 - ・保護者や地域住民に案内を出し、訓練を見学していただき意見をいただく。
 - ・避難訓練終了後、防災主任が半固定無線機による教育委員会へ連絡を行う。
 - ・特別教室を使う学年を割り当てる。
- ※3年1組（音楽室）と6年1組（体育館）とする。

12 組織

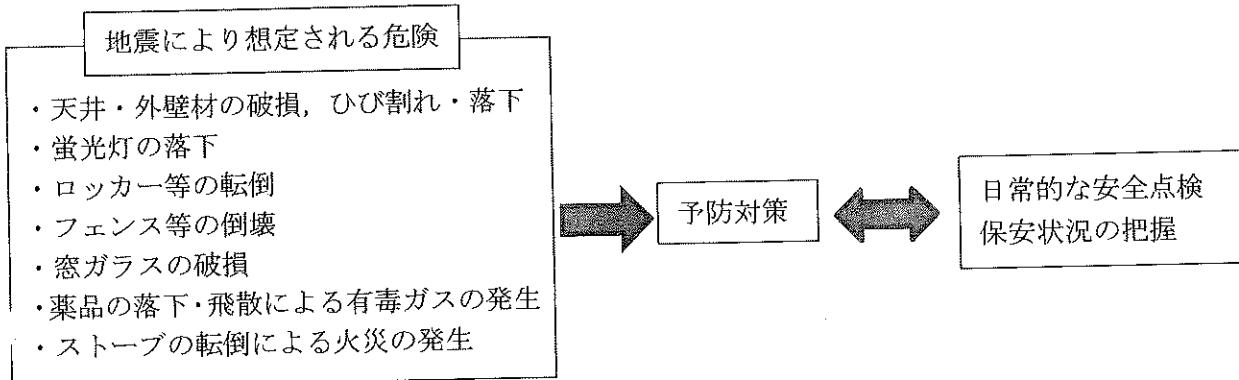


1.3 避難経路 (1) 3次避難





東日本大震災では、天井や照明器具等の落下など非構造部材による被害が生じた。特に向陽小学校では、屋内運動場の被害は甚大なものとなった。そのため、ハード面での措置として、屋内運動場をはじめとして、天井等落下防止対策を中心に行なうことが望まれる。施設・設備の安全点検の中に、非構造部材の点検を位置づける。また、津波、風水害、火災等の災害に備えた避難経路や避難場所、通学路等の安全点検を定期的に実施するとともに、安全マップづくりなどを通じて児童生徒に危険箇所等の周知を図るなど、ソフト面でも可能な限り具体的な予防対策を講じておく。



(1) 予防対策としての施設・設備の管理

非構造部材の落下等からの被害を防ぐ具体的な予防対策をとるとともに、災害発生時に使用する施設及び設備の定期点検を行う。

- ・非構造部材の落下・転倒・移動・飛散防止
- ・放送設備、消火栓、消火器等の定期点検及び使用方法の研修
- ・防災設備、防災機器等の配置図の掲示
- ・災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄

(2) 定期及び臨時の安全点検

安全点検では、実施計画を作成し、実地見分により、定期的・臨時の・日常的に行うことや、校区内の地形や地盤などの条件を検討し、災害発生時における被害等を予測して、その対策(複数の避難場所や避難経路、備蓄の保管場所の設定等)を立てて点検しておく。

ア 避難経路の安全点検(毎月行う)

- ・避難経路となる廊下や階段、出入り口等には、避難の障害となるロッカーや荷物などを置かない。
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定する。
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定・校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認

イ 校外へ避難する経路及び通学路等の安全点検(地域の変化に応じて点検を行う)

- ・災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び避難経路の定期的な安全確認の実施
- ・通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認(ブロック塀、看板、自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れのある道路)
- ・通学路の近くの広域避難場所の確認

(3) 安全点検表

石巻市立向陽小学校 安全点検表

No.1 A1

3-1・女子トイレ

点 换 項 目		4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/
教 室 ・ 特 別 教 室	1 錠は壊れていないか								
	2 遊びや遊ガラスの状態はよいか								
	3 天井は破損していないか								
	4 ドアは破損していないか(開閉も含む)								
	5 出入り口付近に必要なないものは置いていないか								
	6 床面は破損していないか								
	7 スイッチやコンセントは故障していないか								
	8 壁面に必要なない釘や留め金が出ていないか								
	9 照明器具に異常はないか								
	10 ベランダの手すりはしっかりとしているか(2階)								
	11 施設の管理はきちんとしているか								
	12 ガスボンベなどの管理はきちんとしているか								
	13 刀物類の管理はきちんとしているか								
	14 歩行の妨げになるものは置いていないか								
	玄 避難経路の確保が常にされているか								
	玄 ロックバーなど災害時に倒れそうなものが固定されているか								
廊 下	15 床面は破損していないか								
	16 遊びや遊ガラスの状態はよいか								
	17 天井は破損していないか								
	18 消火器は、はっきり表示してあるか								
	玄 非常用メガホンが正常に作動するか								
階 段	19 手すりはしっかりとしているか								
	20 床面の滑り止めは破損していないか								
	21 歩行の妨げになる物は置いていないか								
	22 遊びや遊ガラスの状態はよいか								
	23 排水はよいか								
トイ レ	24 駐口などは破損していないか								
	25 遊びや遊ガラスの状態はよいか								
	26 天井は破損していないか								
	27 ドアは破損していないか(開閉も含む)								
	28 床面は破損していないか								
確 認 印	29 駐口・レバー・ペーパーホルダーなどは破損していないか								
	30 優光灯は切れていないか								
	校 長								
	教 頭								
	事 務								
	安全担当								
	担 当								

(1) 在校時の発生

☆教職員の行動

★児童等への対応

地震発生

(例) 在校時に、宮城県沖を震源とし、県内各地で大きな揺れを観測

教 職 員

☆通常放送設備または非常用放送設備（蓄電池式）により一斉放送を行う。

☆設備が故障し使用不能な場合は、学年主任がハンドマイク、メガホン等で本部と連絡を取り、避難行動を指示する。

(例) 地震です。教室にいる人は、すぐに机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室以外にいる人は、落ちてくる物に注意しなさい。

★休み時間等で、児童等から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに児童等がいる場所に移動し、指導する。

☆火気使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。

★落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るようにさせる。

★壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けさせる。

★頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。

★安心させるような声を掛け続ける。

☆指定職員(安全点検・消火班)は、揺れがおさまりしだい、出入り口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火の支援、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認、施設の被害程度の調査と報告（壁、床、天井、ガラスの亀裂・破損・落下・崩落等）を行う。

*年度当初分担箇所を確認（A棟：3年、B棟：理専、C棟：6年、D棟：5年、体育館：用務員、校庭：主幹教諭）

☆理科専科及び用務員は、化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。

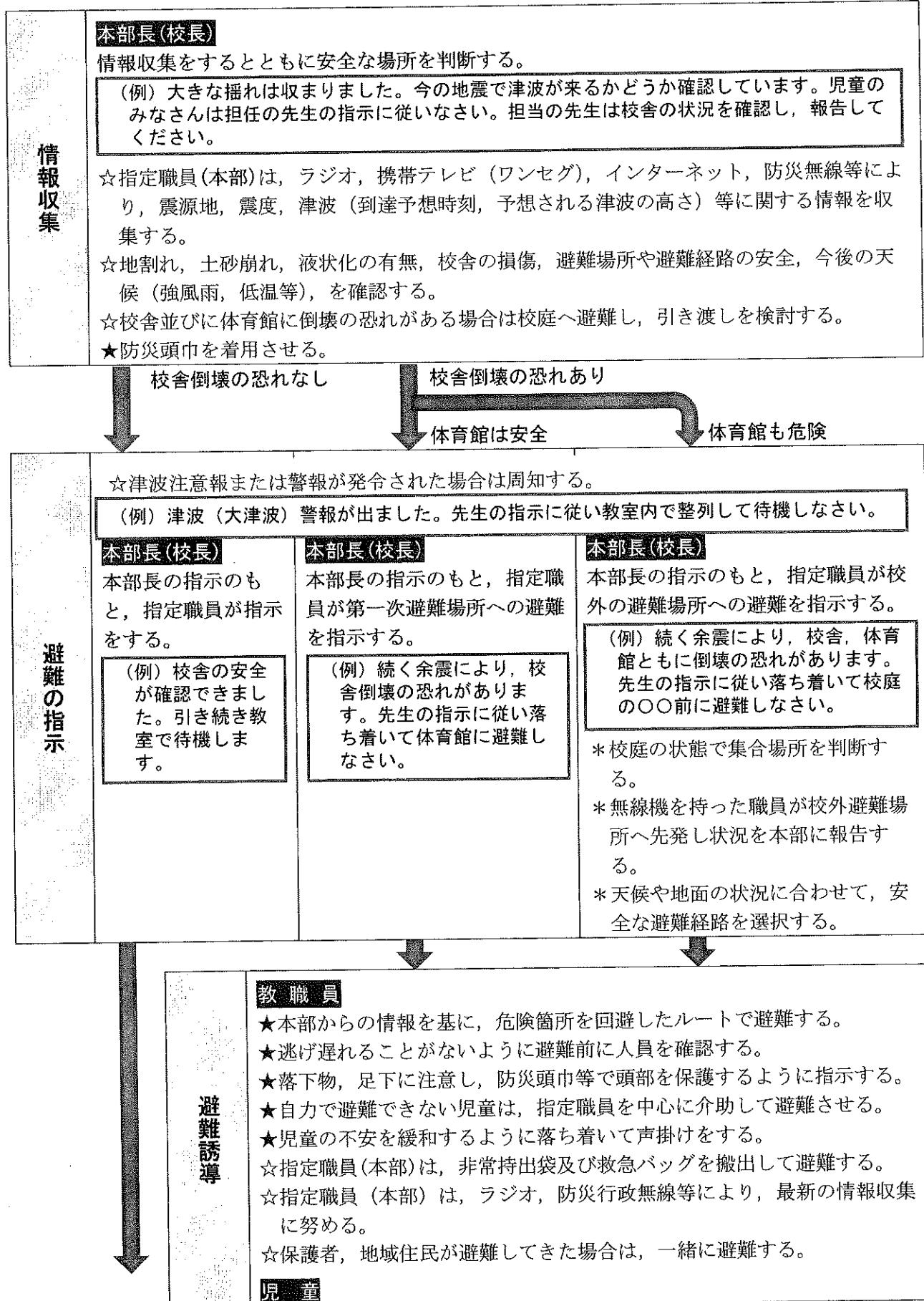
★指定職員(救急医療班)は、手当の必要な負傷者に応急手当を行う。

児 童

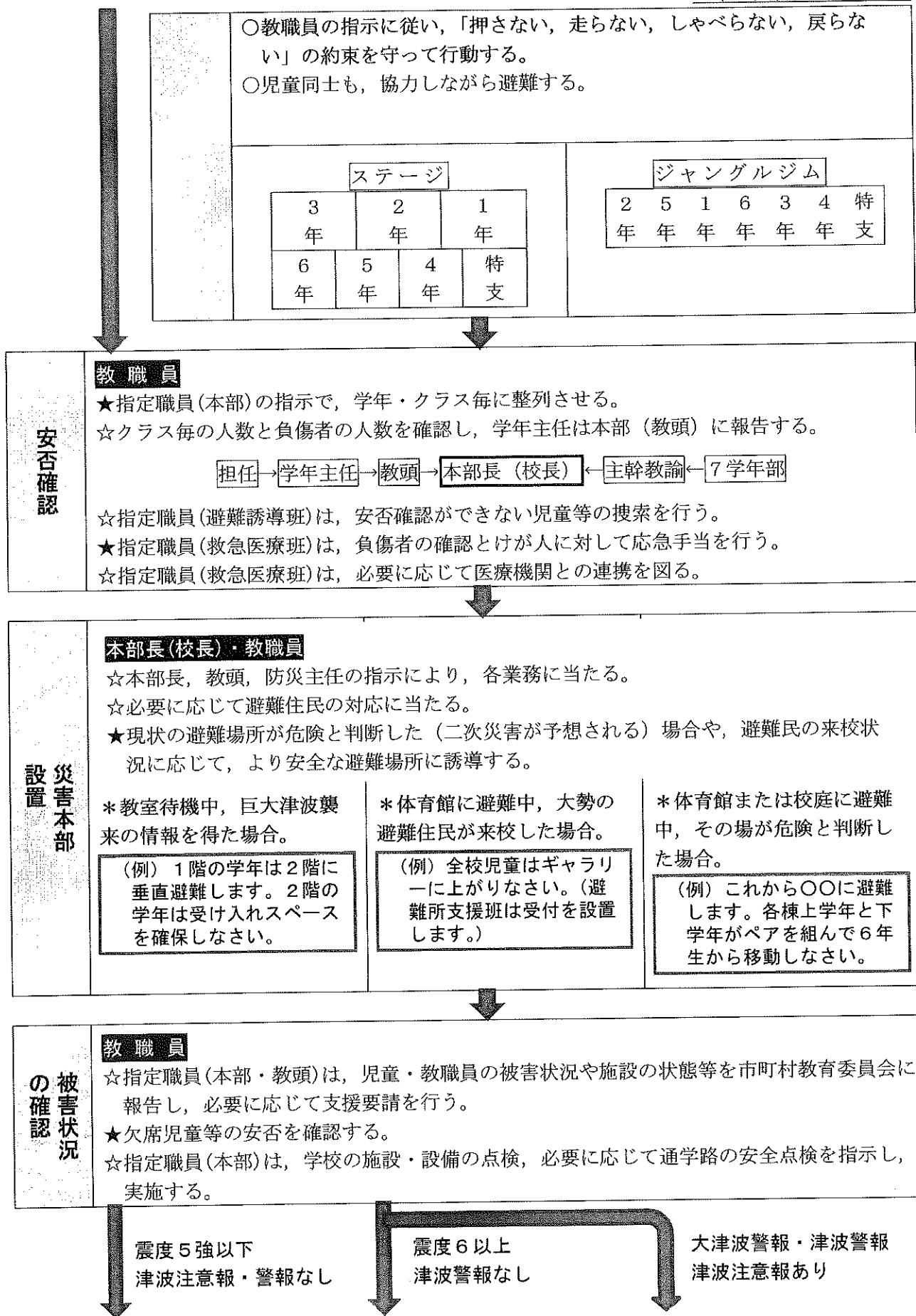
○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ素早く避難する

○「まず低く、頭を守り、動かない」の原則で身を守る

教 室 (特別教室)	<ul style="list-style-type: none"> 机の下にもぐり、落下物等から身を守る。 机がない場合は、廊下での方法と同じ。（ガラスのある所から離れる。窓に背を向ける）
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> 戸棚等の倒壊のおそれのある物及びガラスや蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 近くに教室がある場合は、その教室の机の下に素早くもぐる。
階 段	<ul style="list-style-type: none"> 手すりにつかり、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。
昇 降 口	<ul style="list-style-type: none"> 落下物があるかもしれないで、あわてて外へ飛び出さない。 廊下での方法と同じ。
ト イ レ	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光灯の下を避け、身を低くして揺れがおさまるのを待つ。 揺れがおさまったら、廊下に出る。
体 育 館	<ul style="list-style-type: none"> 頭上を確認し、落下物がない位置へ移動し、身を低くする。
校 庭	<ul style="list-style-type: none"> 校舎や倒壊のおそれのある建物から離れ、それに背を向けてしゃがむ。 ジャングルジムやすべり台で遊んでいる時はあわてて飛び降りたりせず、大きな揺れだと感じた場合は遊具にしっかりとつかまって、揺れがおさまるのを待つ。



Ⅱ章 災害発生時の対応

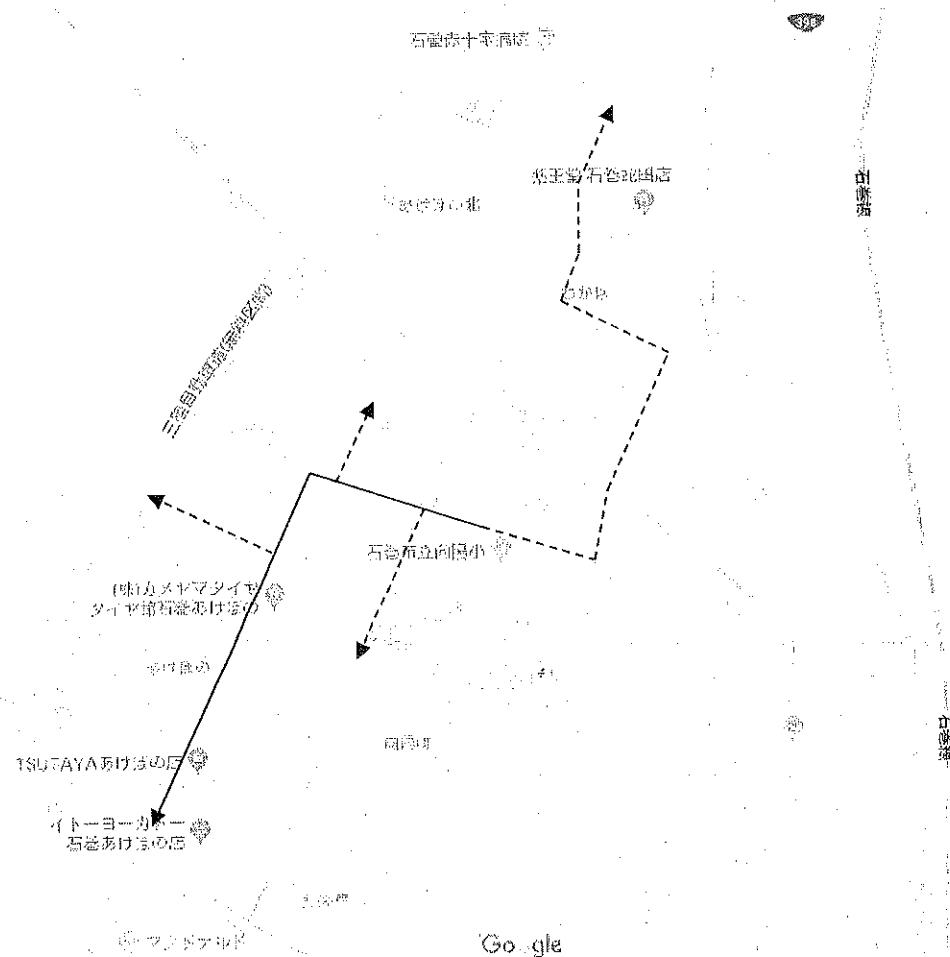


事後の対応措置	本部長(校長)	本部長(校長)	本部長(校長)・教職員
	☆異常がなければ授業再開、通常下校。	☆状況に応じ、引渡しを行うか、指示する。 ☆教頭は、災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(メール配信、災害用伝言ダイヤル)	★避難解除、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで待機させる。 ★避難場所での待機は、長時間になることを意識させ、児童等の体調管理、心理面のサポートにあたる。(避難場所が屋内の場合と屋外の場合を想定) ☆教頭は、災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(メール配信、災害用伝言ダイヤル) ☆必要に応じて避難民の対応に当たる。 ☆本部長の指示に従って、各業務に当たる。 *保護者等が引渡しを要求しても引き渡さない。
	☆授業続行が困難な場合は、職員が道路状況確認後、職員引率による集団下校または引渡し ☆教頭は、災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。(メール配信、災害用伝言ダイヤル)	教職員 *登録した引取り者にのみ引渡す	児童 ○児童同士、励まし、助け合う。

*各種対応措置については、「引渡し」、「待機」、「一斉下校」「集団下校」参照

☆指定職員(本部・教頭)は、対応措置について市町村教育委員会に報告する。

*学校施設等活用事業時も、在校時の対応に準ずる。ただし放課後児童クラブ開設時は、放課後児童クラブ職員と連携して対応に当たる。(放課後児童クラブ防災マニュアルP 93~95)



Ⅱ章 災害発生時の対応

(2) 登下校時の発生

☆教職員の行動

★児童等への対応

地震発生

(例) 登下校時に、宮城県沖を震源とし、県内各地で大きな揺れを観測

安全確保・情報収集

教職員

- ★学校にいる児童等の安全確保・点検等は、在校時の対応を基本とする。
- ☆本部職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
- ★安全な場所に避難させる。(出勤途中、帰宅途中も含め)
- ★状況によって登下校途中の児童等の保護、安全な場所への誘導を行い本部へ連絡する。

児童

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所（建物からの落下物、ブロック塹の倒壊、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等を逃れる）で、姿勢を低くし頭部を保護する。揺れが収まるまでその場に留まる。

震度5弱以下

震度5強以上

児童

- 揺れが収まり安全に移動できる状況になりしだい登校（帰宅）する。

児童

- 物につかまらないと歩くことが難しいほど強い揺れを感じた場合や、防災行政無線等で津波に関する情報があった場合は、揺れが収まりしだい、自らの判断で安全な場所に避難する。（児童環境調査票、わが家の防災メモで定めた場所）
- 最初の場所が危険と判断したらより安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで絶対に戻らない。

誘導・避難

教職員

- ★学校にいる児童等の避難・誘導は在校時の対応を基本とする。
- ★安否確認、状況によって登下校途中の児童等の保護活動を行う。

部災害設置本

本部長（校長）・教職員

- ☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- ☆児童の安否確認を最優先にし、必要に応じて避難住民の対応に当たる。

状況の確認・被害

教職員

- ★学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。
- ☆指定職員は登校（下校）している児童と登校（下校）していない児童を把握する。
- ★電話、一斉配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難場所巡回等で児童の所在、安否を確認する。（児童環境調査票を参考にする。）
- ☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機し、解除された後、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

対応後の措置

教職員

- ☆教頭は、児童等・教職員の被害状況や施設の状態等を石巻市教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。
- ☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。（引渡しを含む）
- ☆指定職員（本部）は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。
- ※対応措置については、「引渡し」、「待機」、「一斉下校」「集団下校」参照

Ⅱ章 災害発生時の対応

(3) 校外活動時の発生

☆教職員の行動 ★児童等への対応

地震発生	(例) 校外学習時に、宮城県沖を震源とし、県内各地で大きな揺れを観測
------	------------------------------------



安全確保・情報収集	教職員 ★落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るようにさせる。 ☆指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。 ★班別行動(学習)中に地震が発生した場合は、指定職員が安否の確認と、状況によって保護活動を行う。 ☆ラジオや防災行政無線、携帯電話などで最新の情報収集に努め、避難、待機等を判断する。 ☆強い揺れや長い時間の揺れを感じた時は津波警報などの発表を待たず、すぐに避難する。避難先でも情報を確認し続ける。
	児童 ○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所（建物からの落下物、ブロック塀の倒壊、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等を逃れる）で、姿勢を低くし頭部を保護する。揺れが収まるまでその場に留まる。 ○教職員の指示（交通機関を利用している場合は乗務員の指示）や放送等による指示をよく聞き、慌てないで行動する。



避難誘導	教職員 ★安全な場所への避難を判断し、児童の避難を誘導する。（避難後、状況報告）
	児童 ○教職員の指示に従い、迅速に行動する。 ○教職員が近くにいない場合は、安全な場所に急いで避難する。（津波被害が想定される場所では高台、頑丈な高い建物等に避難する。） ○最初の場所が危険と判断したら、より安全な場所に移動し、津波警報等が解除されるなど津波の心配がなくなるまで危険な場所へ戻らない。



安否確認	教職員 ★各種連絡方法、避難場所を回り、所在、安否を確認する。（関係機関との連携）
	児童 ○班行動中は、班の代表者が指定された緊急連絡先（教員の携帯電話等）へ連絡する。



災害本部設置	☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
--------	-----------------------------



事後の対応措置	教職員 ☆引率職員は、被害の状況、児童、教職員の安否状況等を学校に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。 ☆指定職員は全員の安否確認後、活動継続の可否を判断する。または、復路の状況把握し、帰校方法等を指示する。 ☆指定職員は災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。 ※対応措置については、「引渡し」、「待機」、「一斉下校」「集団下校」参照

Ⅱ章 災害発生時の対応

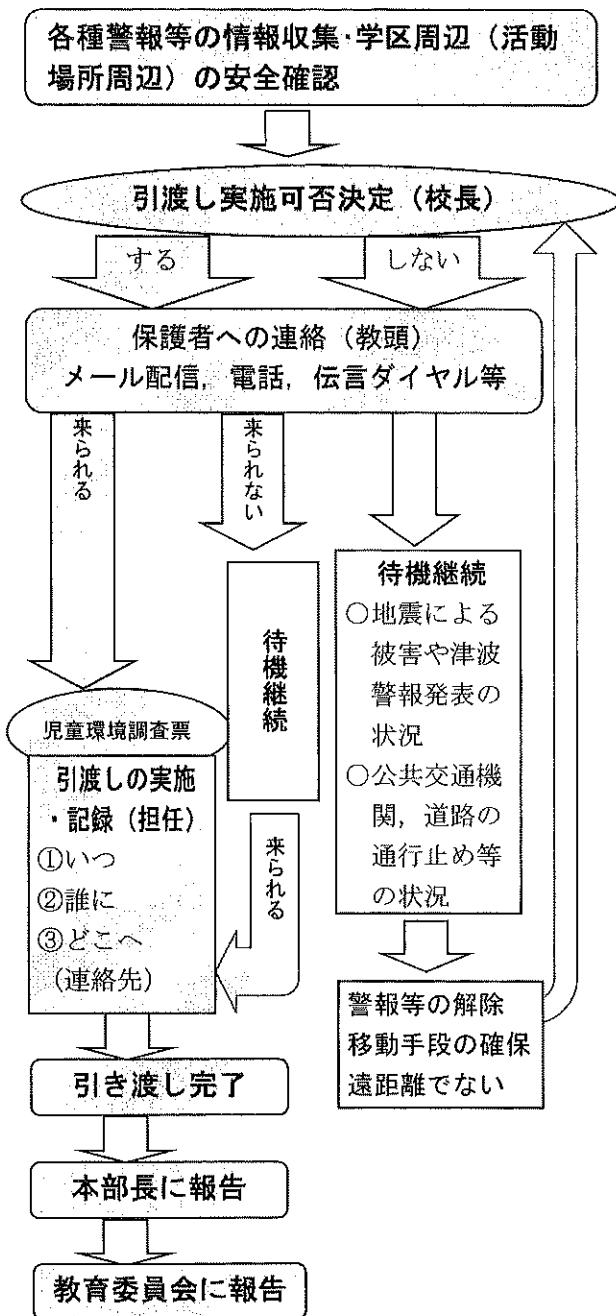
(4) 在宅時の発生（休日・早朝・夜間等）

☆教職員の行動

★児童等への対応

地震発生	(例) 児童在宅時に、宮城県沖を震源とし、県内各地で大きな揺れを観測		
	↓震度5弱以下	↓震度5強	↓震度6以上
登校の仕方			
児童等	保護者が安全確認後、学校へ登校。	保護者が安全確認後、保護者引率により登校。	連絡があるまで自宅待機。(状況に応じてより安全な場所へ移動)
*津波注意報、津波警報、大津波警報発令時は、登校せず自宅待機。(状況に応じ、より安全な場所へ避難)			
災害本部設置			
P11 「教職員の動員体制」に基づいて、配備につく。 本部長(校長)・教職員 ☆本部長、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。 *自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配備に時間がかかることがある。(自分及び家族の安全を確保した上で校務にあたる) *津波警報等が発表中は、学校を含め避難区域には立ち入らない。 *学校に立ち入れない場合は各種連絡方法で情報交換、発信を行う。			
安否確認			
教職員 ☆避難解除、津波警報等が解除されるまで待機する。 ☆教職員の安否を確認する。 ★学校参集後、各種連絡方法で児童等の安否を確認する。(電話連絡、一斉配信メール、災害用伝言ダイヤル、家庭訪問、避難場所訪問等) ☆クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。 [担任]→[学年主任]→[教頭]→[本部長(校長)] 児童等 ○安全を確保した上で、必要に応じて、学校に連絡する。(安否、所在、けが等)			
の被害確認状況			
教職員 ☆避難解除、津波警報等が解除された後、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。 ☆指定職員(応急復旧班)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。 ☆危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等) ☆指定職員(応急復旧班)は、危険箇所の応急措置を行う。			
事後の対応措置			
本部長(校長) ☆必要に応じて、児童全員の安否確認を指示する。 ☆対応措置について、石巻市教育委員会に報告する。(協議する) 教職員 ☆教頭は、児童・教職員の被害状況や施設の状態等を石巻市教育委員会に連絡し、必要に応じて支援要請を行う。 ☆災害の状況、今後の対応について、保護者に知らせる。(一斉配信メールや電話が使えない場合は災害伝言ダイヤルを使用する) ☆津波警報等が解除された後、指定職員(本部)は、学校の施設・設備の点検、必要に応じて通学路の安全点検を行う。			

(5) 引渡し



	校内での引渡し	校外での引渡し
校長	<ul style="list-style-type: none"> ○各種情報から安全を確認する。(目視して状況を確認する。) ○引き渡し実施可否を判断する。 ○引渡し場所を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合どちらが安全かを判断する。 ○現地、市町村担当部局、関係機関と連携を図る。
教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者に対して災害に関する情報や児童の状況、引渡しの実施について連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校を通じて児童の安否、帰校方法を伝える。 ○保護者へ現地での児童の状況、引渡し実施について連絡する。
担任	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し確認名簿を準備する。 ○児童を待機場所へ誘導する。 ○引渡し（いつ誰に引渡し、この後どこへ行くのか照合しながら）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し完了まで時間がかかることや、保護者が迎えに来られないことも想定しておく。

<家庭用防災マニュアルにて周知>

*メールや電話が使用できないときは、災害伝言ダイヤルを活用する。

*津波警報発令時は児童を引き渡さない。(引取りに来ても保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すことをもある)

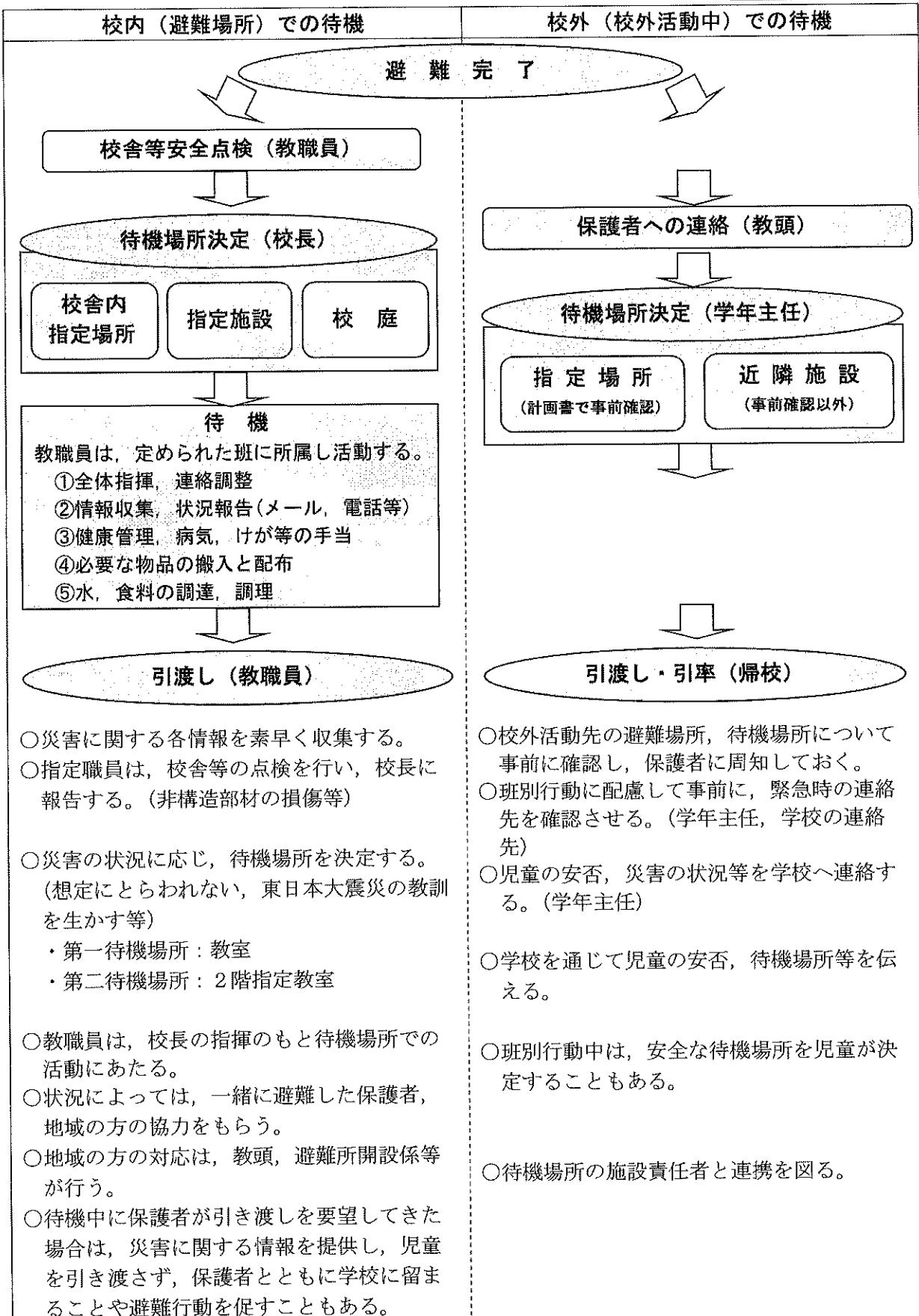
<児童環境調査票記入案内文書にて周知>

*引取り者は児童環境調査票で事前に登録しておき、登録していない人には引渡さない。

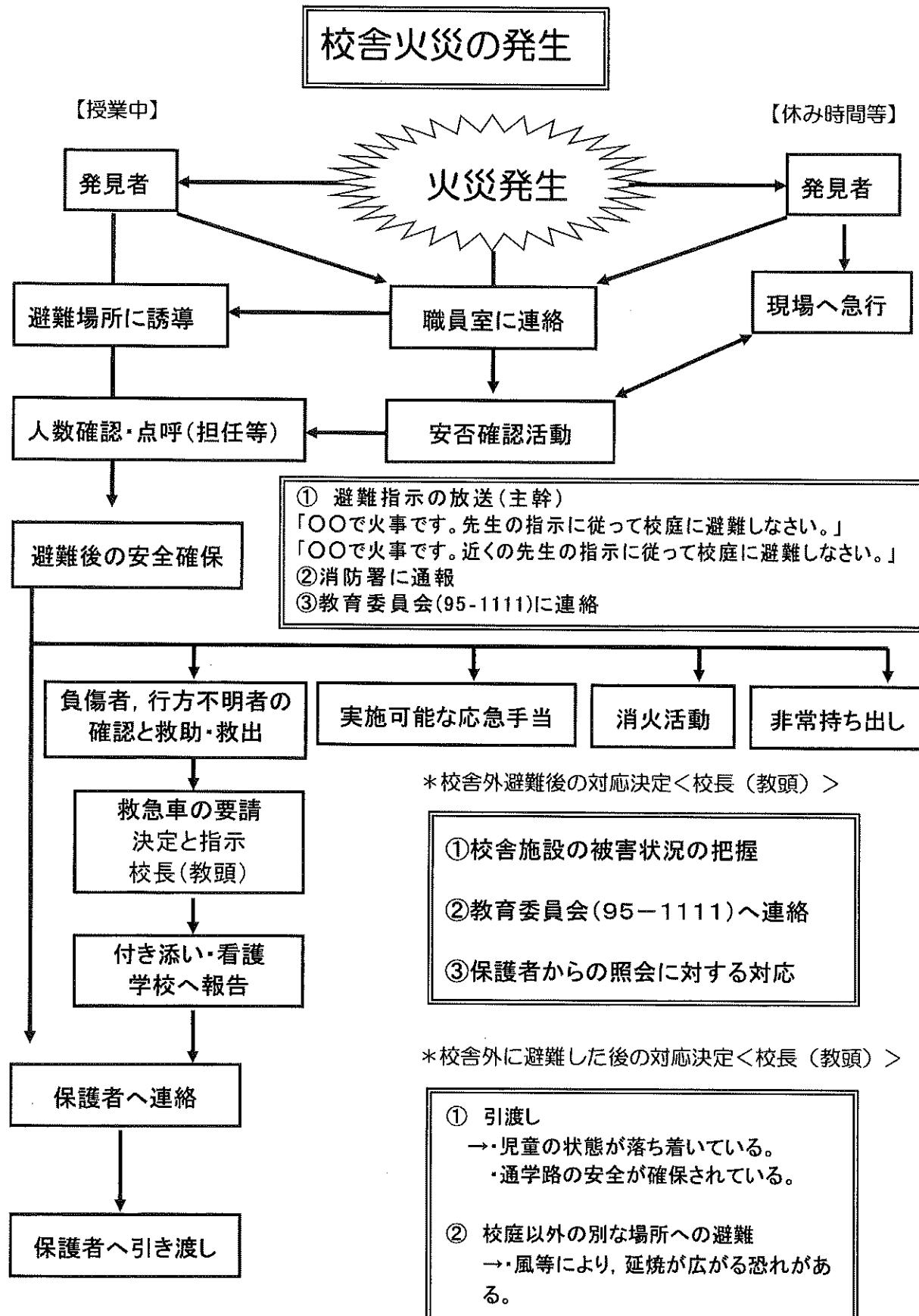
引渡しのルール		
学校を含む地域の震度	震度 6 以上	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し実施。児童は引取り者が来るまで学校に待機させる。
	震度 5 強 以下	<ul style="list-style-type: none"> ○異常がなければ通常下校させる。 ○授業続行困難な場合は、職員が道路状況等を確認後、職員引率による集団下校、または引渡し。

注意報警報に伴う引渡しの可否		
津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	<p>保護者への引き渡しをしない</p>
	津波注意報	<p>注意報、警報が解除され、安全が確保された後に引き渡す。</p>

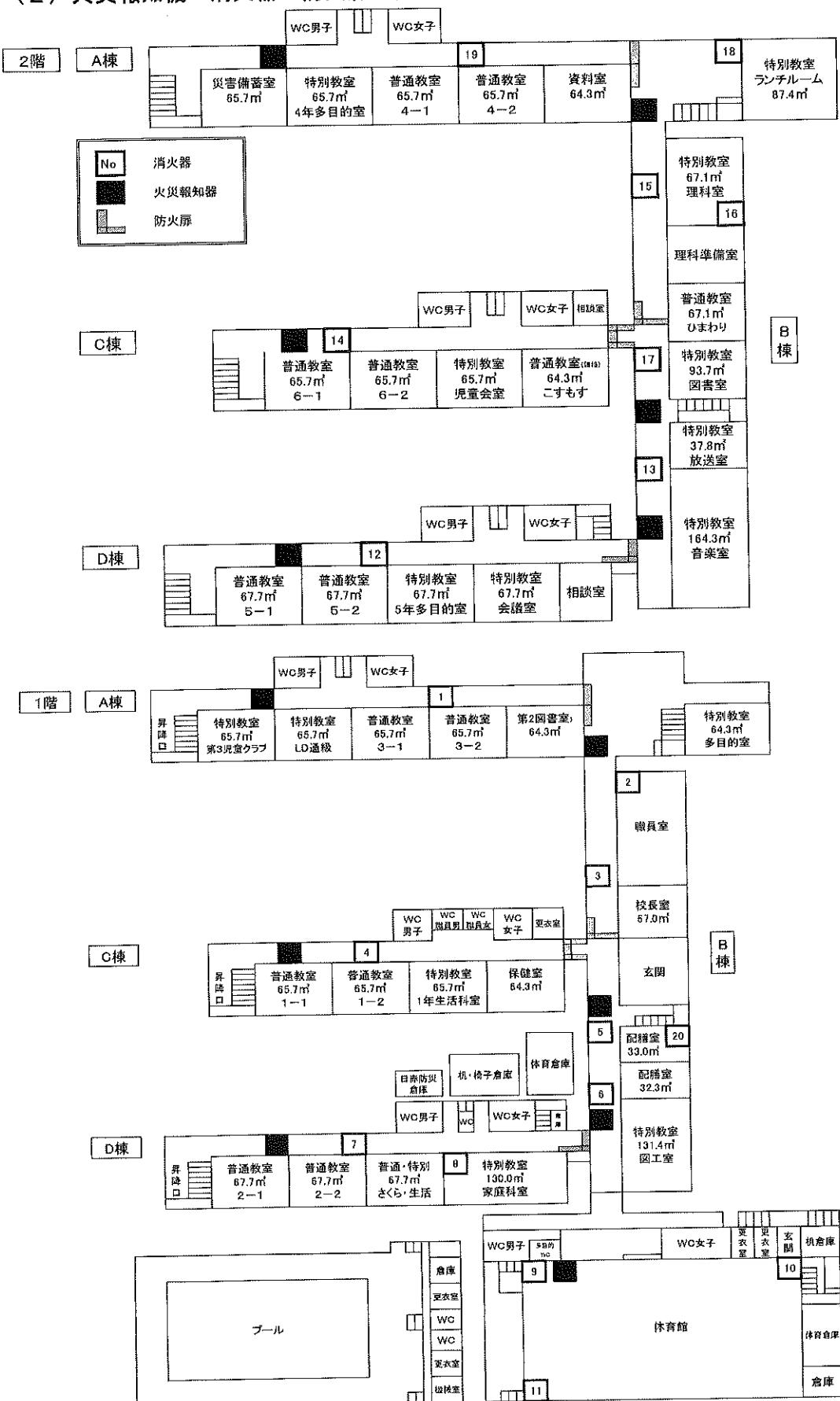
(6) 待機（宿泊） *帰宅困難者対応含む



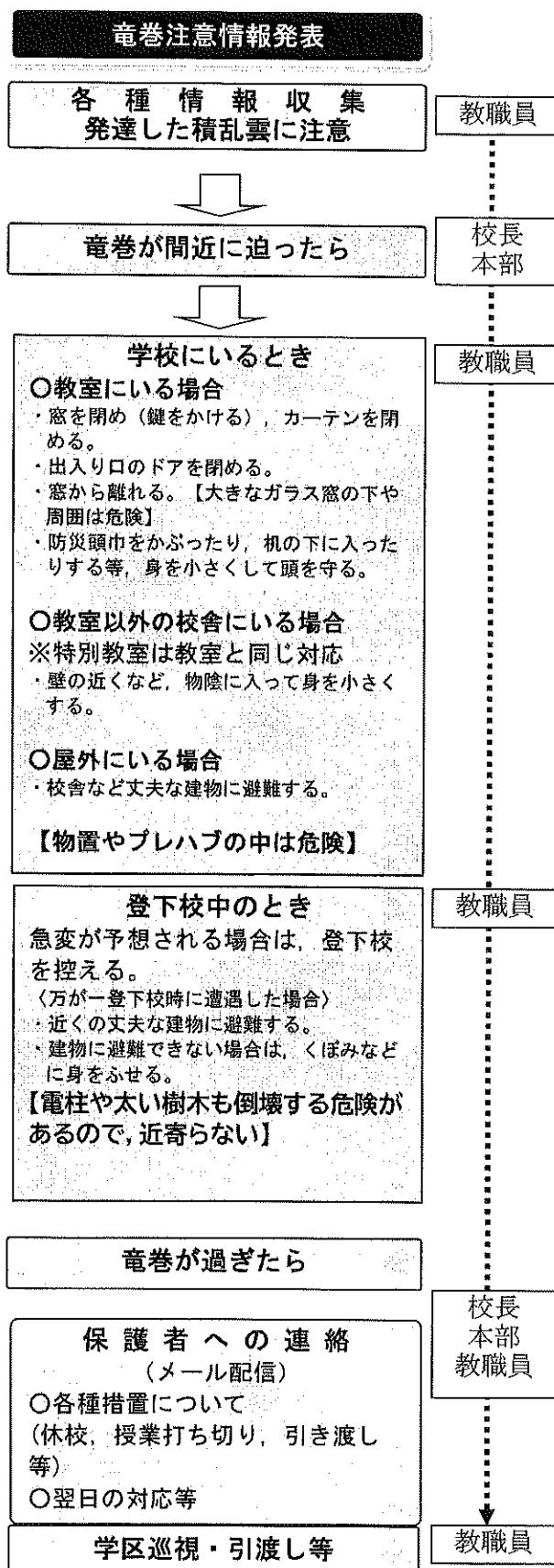
(1) 火災発生時の対応



(2) 火災報知機・消火器・防火扉配置図



(1)竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応(災害発生前～発生時～発生後)



○気象情報を確認し、空の様子をみて発達した積乱雲が近づいているか確認する。

※「発達した積乱雲が近づく兆し」

- ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

※竜巻注意情報発令時や雷鳴が聞こえる場合は外の活動は控える。

○校長（教頭）は、校内放送等で緊急事態を全職員及び児童等に知らせる。

○児童等に指示をして、安全な場所を確保し、安全な態勢を取らせる。

※廊下等にいる場合は、窓から離れた場所に身を隠すように指示する。

○児童等を素早く校舎内へ誘導し、安全確保に努める。

○児童等に竜巻が発生したときの対応の仕方について、事前に確認しておく。

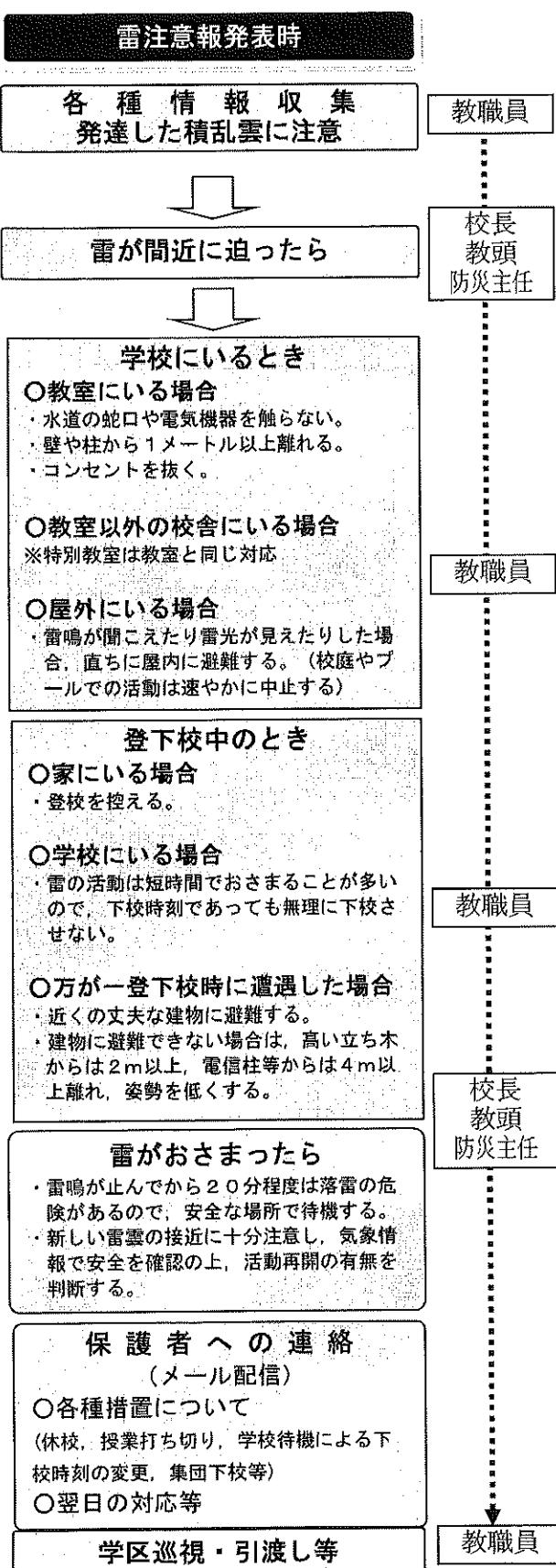
○自宅においての対応の仕方についても事前に確認しておく。

○児童等の状況（けが等）を確認するとともに、校舎の状況について確認する。

○保護者へ児童の状況をメールで知らせ、状況に応じて引き渡し等の対応を判断する。

Ⅱ章 災害発生時の対応

(2)雷注意報発表時及び発生時・発生後の対応(災害発生前～発生時～発生後)



○気象情報を確認し、空の様子をみて発達した積乱雲が近づいているか確認する。

※「発達した積乱雲が近づく兆し」

- ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

※雷注意報発令時や雷鳴が聞こえる場合は外の活動は控える。

○校長(教頭)は、校内放送等で緊急事態を全職員及び児童等に知らせる。

<授業中>

「雷です。校舎の中にいる人は、壁や柱、水道の蛇口、電化製品から離れなさい。校庭やプールにいる人は校舎の中に入りなさい。」

<休み時間・登下校中>

「雷です。高い建物や木のそばから離れなさい。傘をさしている人は傘を閉じなさい。近くの丈夫な建物に避難しなさい。」

○児童等に指示をして、安全な場所を確保し、安全な態勢を取らせる。

○児童等を素早く校舎内へ誘導し、安全確保に努める。

○児童等の状況(けが等)を確認するとともに、校舎の状況について確認する。

*被害者負傷者の救助→応急手当
→救急車の要請(同乗)・保護者への連絡

○児童等に雷が発生したときの対応の仕方について、事前に確認しておく。

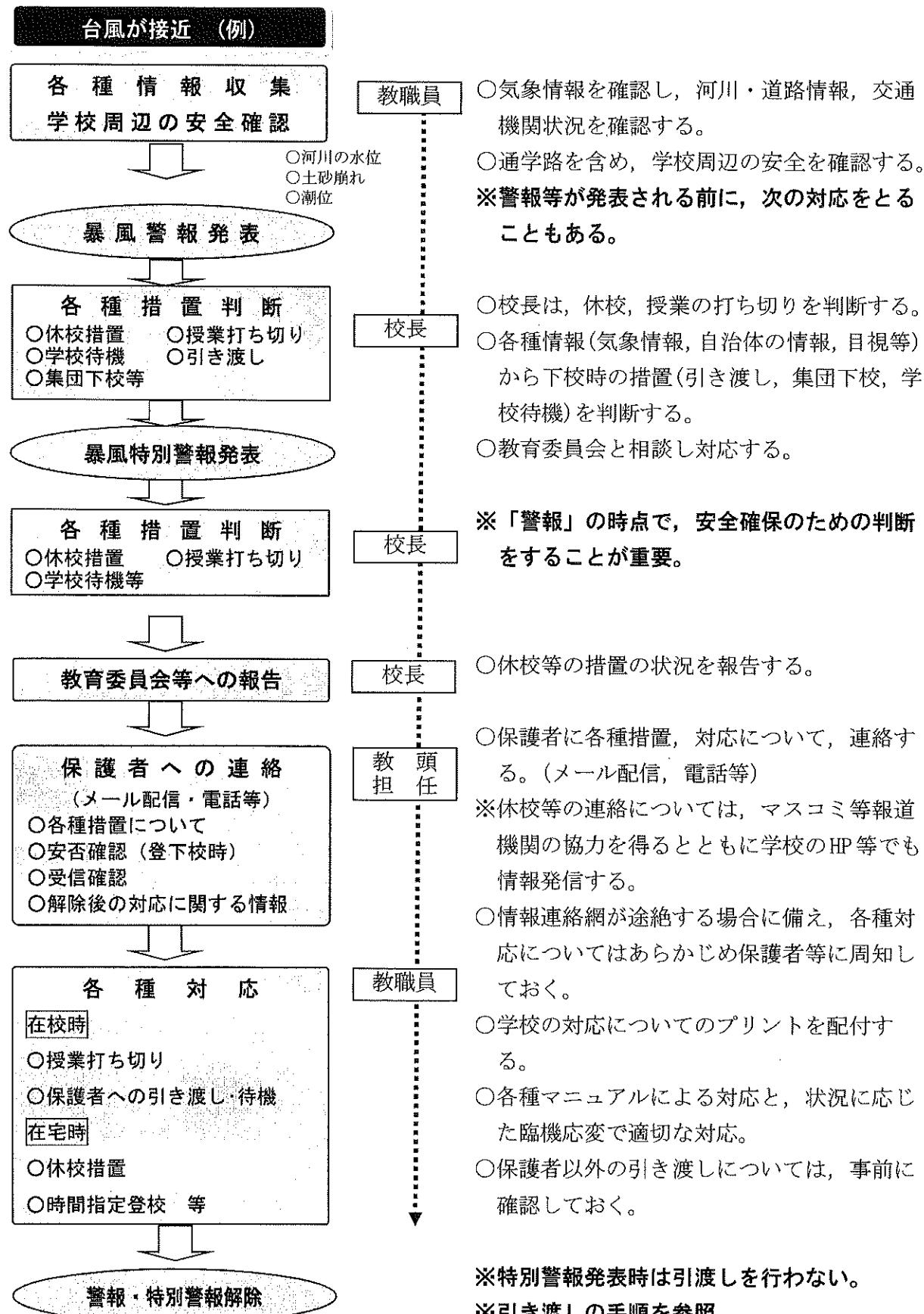
○自宅においての対応の仕方についても事前に確認しておく。

○施設被害確認、情報収集を行う。

○保護者へ児童の状況をメールで知らせ、状況に応じて引き渡し等の対応を判断する。

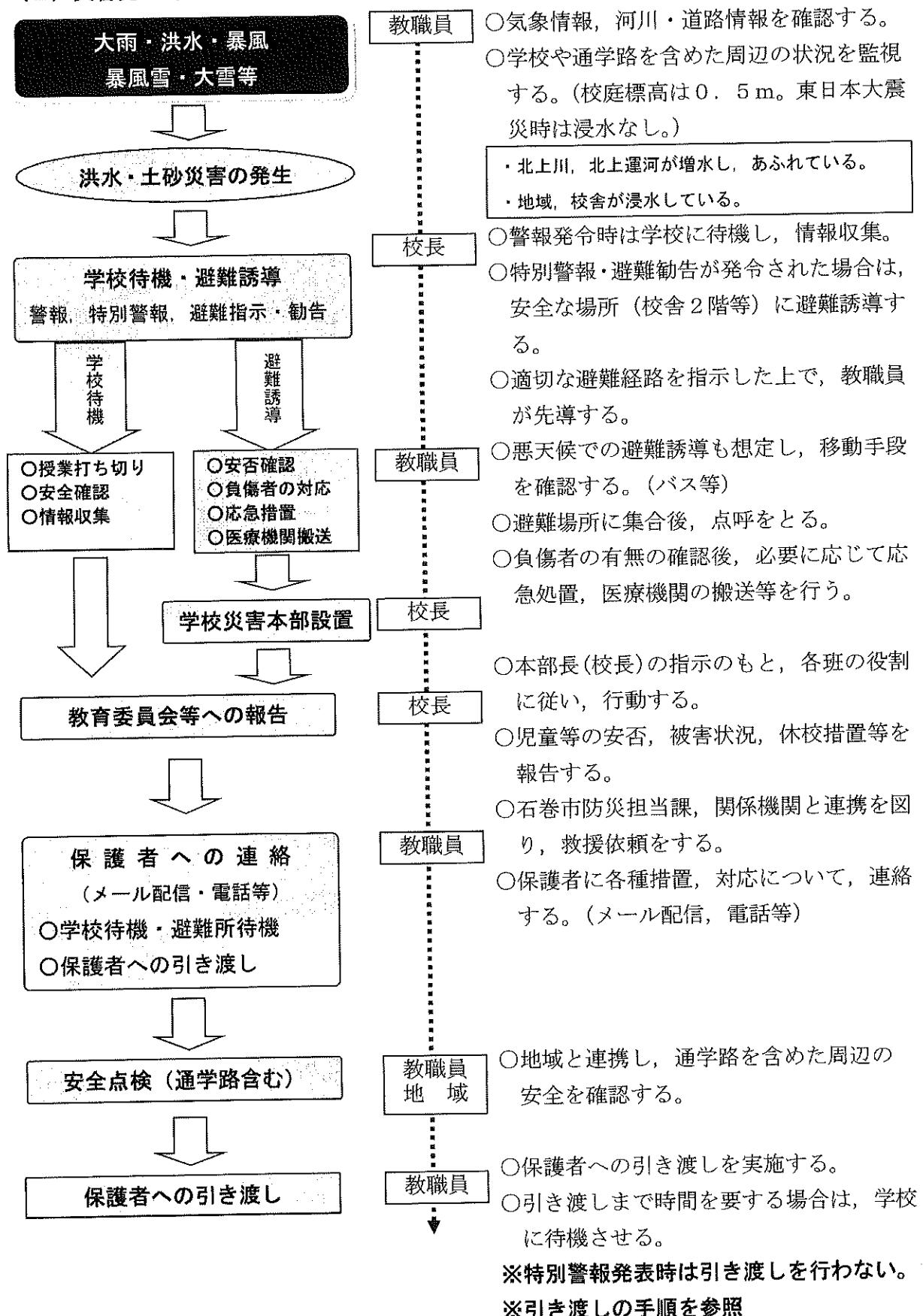
○教育委員会へ報告する。

(1) 暴風警報発表時の対応（災害発生前）



Ⅱ章 災害発生時の対応

(2) 災害発生時の対応（在校時の発生）*ハザードマップでは、校舎は浸水域



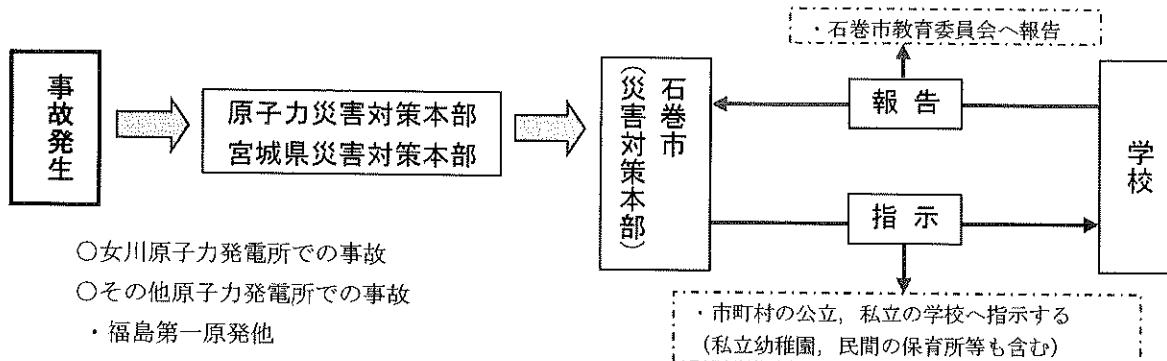
(1) 防災体制の整備

学校安全対策委員会
校長、教頭、主幹、防災主任、学年主任

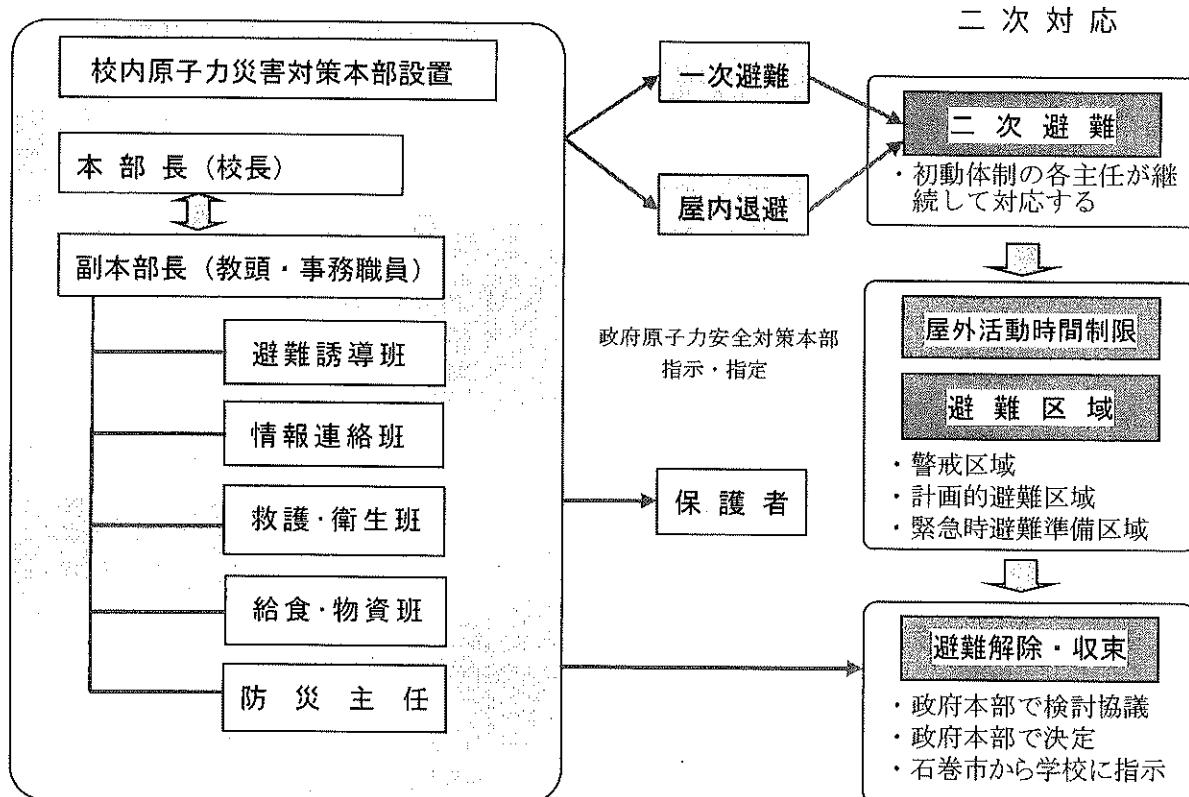
原子力防災体制の整備

- 校内原子力災害対策組織の作成
- 学校原子力防災計画の作成

(2) 事故発生時の対応（指示系統）



(3) 学校での初動体制



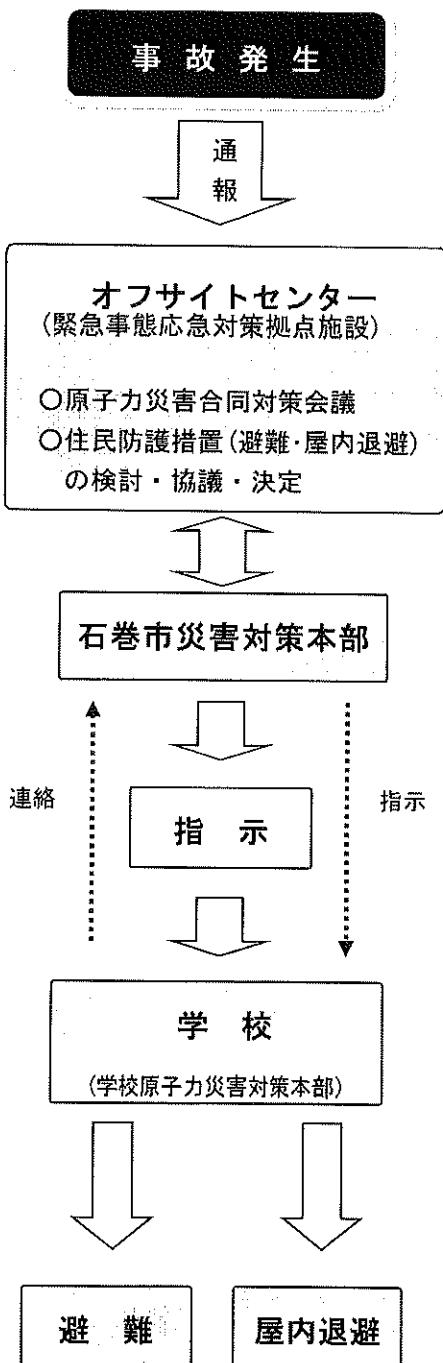
(4) 校内原子力災害対策本部組織の役割

担当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本部長 (校長)	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校原子力災害対策本部を設置する。 ○石巻市からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 ○石巻市教育委員会へ隨時状況を報告する。
副本部長 (教頭・事務職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域に対して窓口となり、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。 ○放射線測定の計画・分担
避難誘導班 (学年主任等)	<p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校での屋内退避では、待機場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 <p>避 難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難時、石巻市が手配した車両に児童が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。 	<p>屋内退避</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教室へ速やかに退避させる。(窓、カーテンを閉める、目張りをする、換気扇を止める) <p>避 難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内に退避させた後、指定された避難所に避難誘導する。(手配された車両等により)
情報連絡班 (主幹)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を迅速かつ的確に伝えることができるよう連絡網を作成する。(メール配信含む) ○情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難状況等について保護者の問い合わせに対応する。 ○避難している児童生徒等に必要な情報を提供する。
救護・衛生班 (保健主事・養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ○救急用品の確保及び救護体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○緊急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
給食・物資班 (給食主任)	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の保管場所を事前に確認しておく。 ○災害時の物資について常備するものを石巻市担当課と確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○石巻市災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ○学校原子力防災計画を作成する。 ○原子力安全に関する学習プログラムを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長の指示のもと、教職員間、石巻市災害対策本部との連絡調整を行う。

(5) 場面に応じた災害への対応（教職員）

場面	災害対応策
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が在校中（授業中・休み時間・放課後）に原子力災害が発生した場合の、避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線や広報車などの放送等をしっかりと聞いて指示に従うように、児童及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。
校外活動中	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、市町村災害対策本部の指示に従って、児童の安全を確保する体制を整えておく。
休業日 (夜間・休日)	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅にいた時に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、児童の所在を確認する。（教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合）

(6) 情報連絡体制



○原子力事業所における事故により、環境への基準以上の放射線物質など異常な事象が発生した場合は、事故発生事業者の防災管理者は、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条1項の規程に基づき、知事・所在市町村長等の関係機関に通知する。

(オフサイトセンターは災害時に国、県、市町村、原子力事業者等が集まり、災害対策を行う拠点施設)

○原子力災害発生時には、原子力災害合同対策会議を設置し、情報共有、意思統一を図り、迅速・的確に緊急事態応急対策を検討・協議・決定する。

○市町村が定めた避難計画等により、事故のレベル、風向きなども考慮して避難措置を行う。

○オフサイトセンターから受けた情報は、あらゆる広報手段で地域住民に伝える。

○学校独自の判断で対応せずに石巻市災害対策本部の指示に従って行動する。

○学校において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、石巻市災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。

避 難

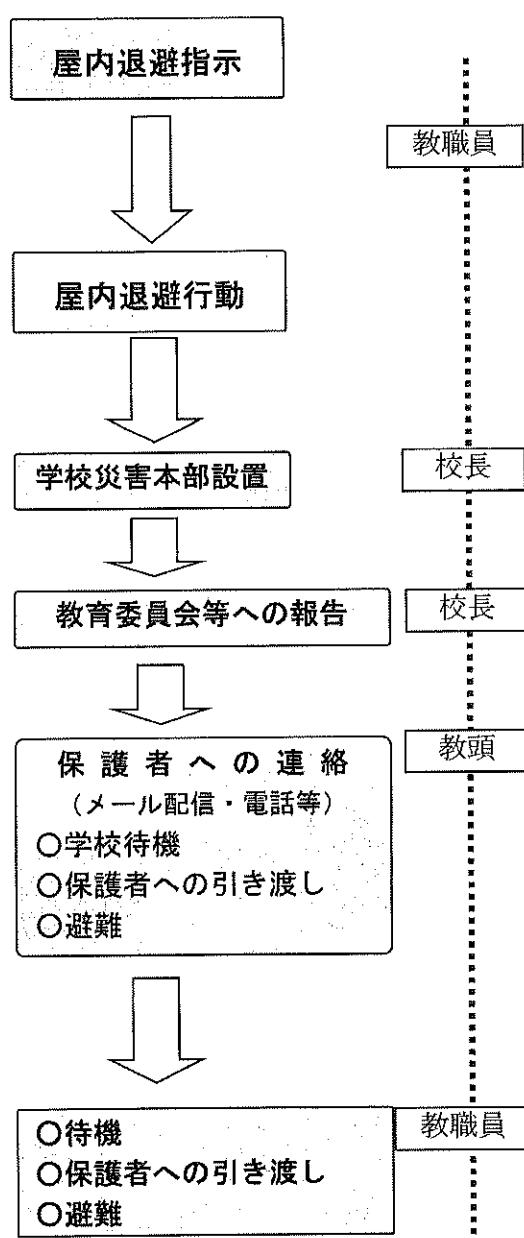
石巻市災害対策本部からの指示により、自家用車や市町村が準備した車両によって、放射線被ばくを低減できる指定された避難場所へ移動すること。石巻市の広域避難計画により、向陽小学校は、栗原市（若柳総合体育館：あけぼの、あけぼの北）、七ヶ浜町（七ヶ浜町中央公民館：浜江場、裏区、福村）、加美町（七ヶ浜町中央公民館：向陽町1～5丁目、上第2区、境谷地、わかば）へ避難となる。

屋 内 退 避

石巻市災害対策本部からの指示により、教室等の屋内退避することにより、放射線の防護を図ることができる。

学校では、屋内退避の指示が発令された場合は児童を速やかに教室等に避難させ、窓、カーテンを閉めるなど次の指示ができるまで教室等で待機させる。

(7) 原子力災害対応計画（屋内退避）



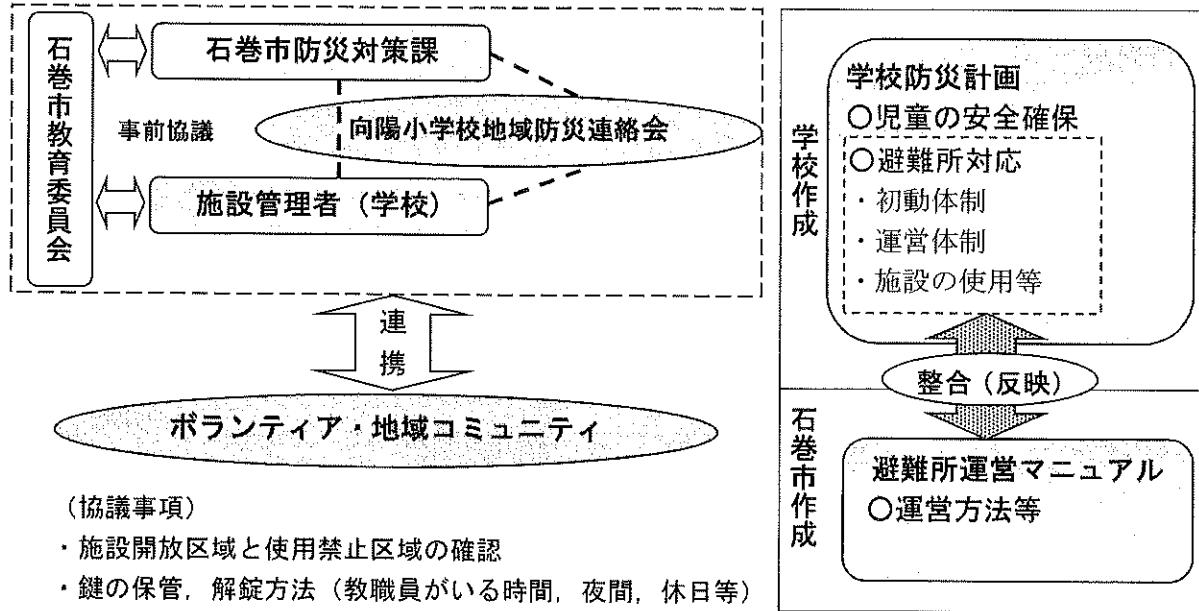
- テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する。
- 放送等で屋内退避の指示を出す。
 - ・屋外にいた児童は、屋内に入る前に靴の土とからだのほこりを落とすこと。
 - ・教室に入る前に、手や顔を石けんで洗い、うがいをすること。
- 窓を閉め、換気扇等を止める。
- 目張りを行う。
- 児童を教室の席に座らせ、落ち着かせる。窓から机を遠ざけて座るよう指示を出す。
- カーテンを閉める。
- 人員確認を行う。
- 児童等の安否、被害状況等を報告する。
- 石巻市防災担当課、関係機関と連携を図り、救援依頼をする。
- 保護者に各種措置、対応について、連絡する。
(メール配信、電話等)

「(関係諸機関)より、屋内退避の指示が出されました。児童は外気を遮断したうえで各教室に退避しました。本校はコンクリートの建造物であり、ある程度放射線を遮蔽することができると考えられます。(関係諸機関)から、次の指示が出るまで、児童は校舎内に退避しております。次の指示が出た場合は、メールで連絡いたします。」
- ※校舎の風下側を出入り口とする。
- ※地域住民等避難者の上着や靴は、できる範囲でビニール袋に入れて口を閉めてもらう。
- ※こすもす学級は、除染室として使用する可能性があるので退避場所としない。
- 屋外退避が長時間になることも想定し、その間の対応策も準備しておく。
- 引き渡しが可能になった場合、風向きにより出入り口が限定されるため、臨機応変に適切な対応をとる。

(1) 運営協力体制等について

- ① 石巻市防災対策課、向陽小学校地域防災連絡会等と避難者の受け入れや避難場所・避難所の運営方法について、定期的な協議、運営マニュアルの内容の検討、訓練等を通じて、共通理解を図る。（必要に応じて石巻市教育委員会が加わる）〔学校施設管理者（校長）、教頭、防災主任、避難所支援班長〕

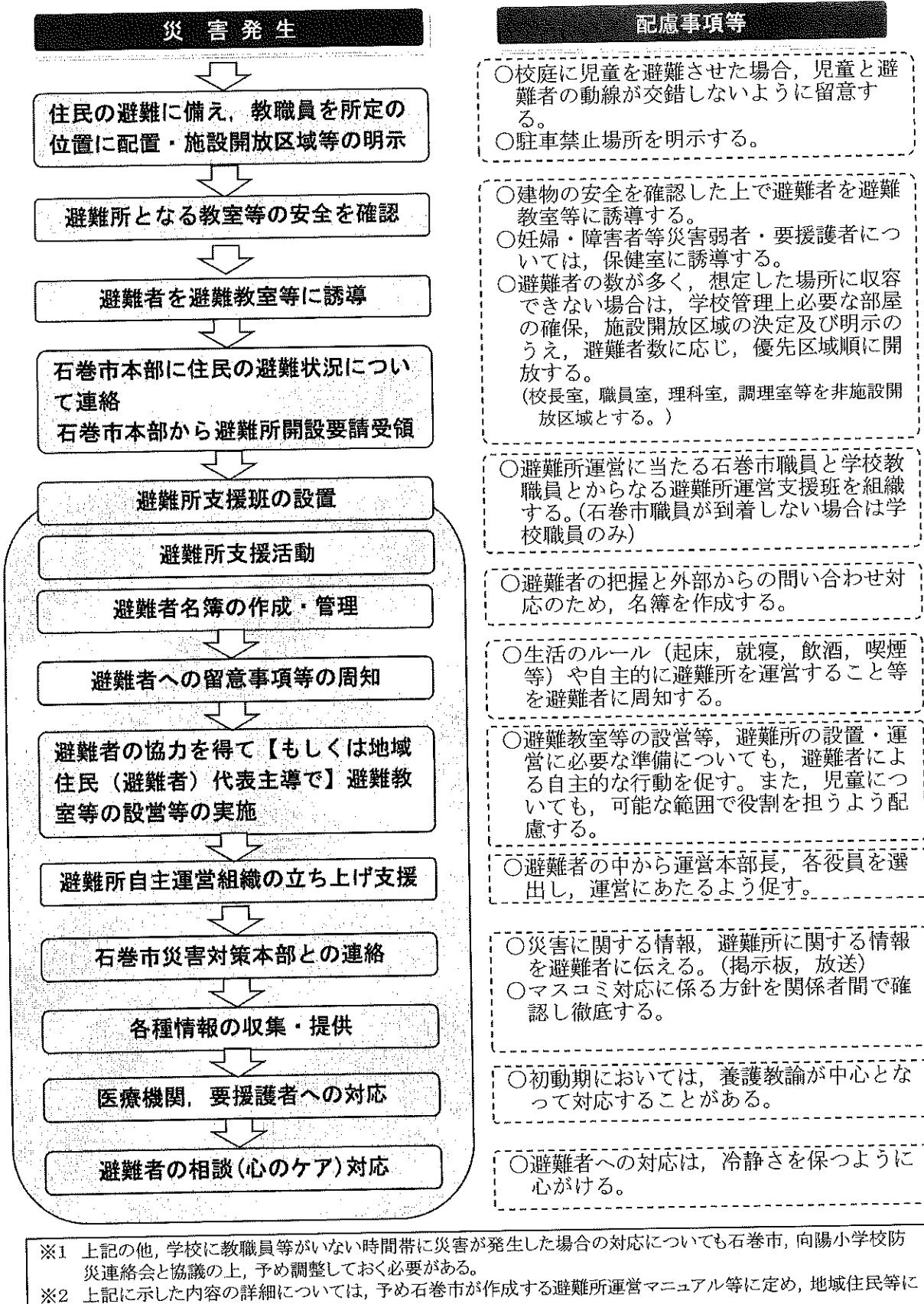
【避難所運営委員会（例）】



- ② 学校施設が、避難所、避難場所に指定される際は、石巻市防災対策課と施設の使用条件や運営方法等に関する協定書等を取り交わしておくことが大切である。
- ③ 避難所対応に教職員が混乱し、児童の安全確保に支障を来すことがないよう、学校防災計画上の避難所にかかる対応方針等については、あらかじめ石巻市が作成する「避難所運営に関するマニュアル」等との整合性を十分に図ることが必要である。
- ④ 児童が避難所運営上的一部の作業等に携わるようにはすることとは、将来の地域防災の一翼を担う人材育成を行う観点からも、また、避難者が積極的に避難所運営に携わる意識を高める上でも効果があるため、可能な範囲で役割を担いうるよう配慮することが適当である。

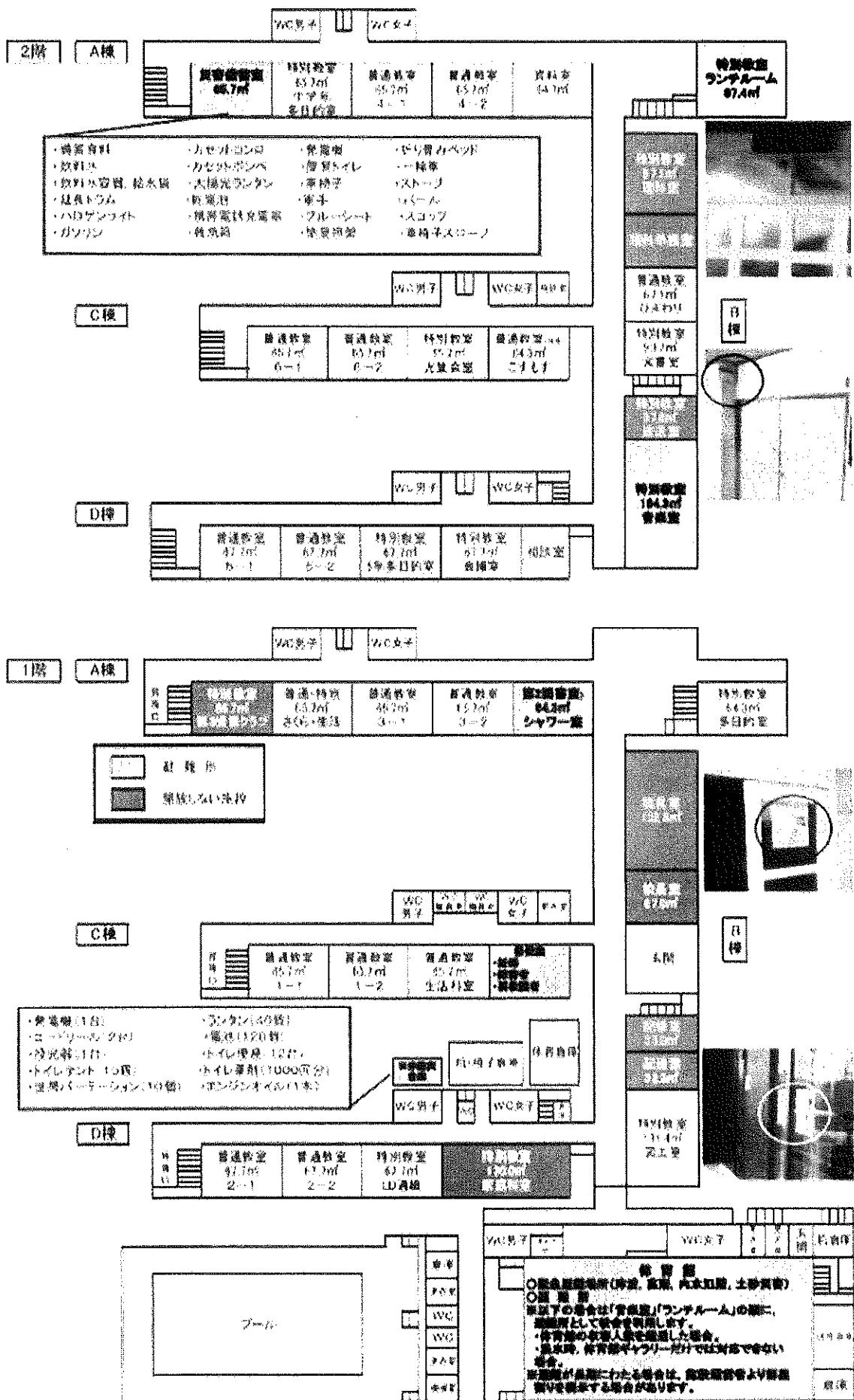
(2) 学校の避難所設置・運営に係る協力（発災初期段階）

※学校に教職員等がいる時間帯において地震が発生し、石巻市からの避難所開設要請の前に住民が避難してきた場合を想定



II章 災害発生時の対応

(3) 大規模災害発生時の避難について



(4) 向陽小学校を避難生活避難所として開設する際の開錠について

① 目的

災害から人命を守るために学校施設を使用する必要がある場合、市役所職員や本校職員が学校に到着していないなくても、地域住民が主体となり、体育館や校舎を開錠して使用できる環境を整える。

② 確認

- ・発災時に学校の開錠を行う義務を負うものではなく、開錠できる環境を整える措置である。
- ・上記に関わり、開錠の有無による責任は、一切発生しないものとする。
- ・市役所職員の到着した場合は、避難所としての運営は、市に移管する。
- ・厳重に鍵の保管を行い、他の人への貸し出しは一切行わない。
- ・第1回の向陽小学校防災連絡会の際に、鍵を持参し、鍵の所在の確認を行う。
- ・行政委員を交代する際には、一度鍵を学校に返却する。

③ 向陽小学校校庭を避難場所とする場合（津波警報なし、浸水被害なしなど）

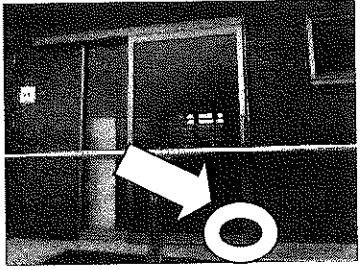
- ・大地震が発生した場合
- ・その他の災害

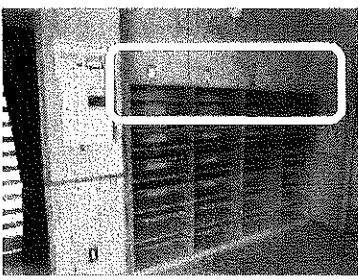
※ 校庭北側校門を開き、校庭を避難場所とする。

④ 体育館を避難場所とする場合

- ・津波警報が発令された場合（大地震の場合にのみ津波警報が発令されるとは限らない）
- ・その他の災害で避難勧告・避難指示が出され、向陽小学校が避難所として指定された場合
- ・原子力災害が発生し、コンクリート退避の指示が出された場合
- ・その他、学校を避難生活所として開設される必要に迫られた場合

⑤ 体育館の開錠と避難者への対応について（市職員・学校職員不在の場合）

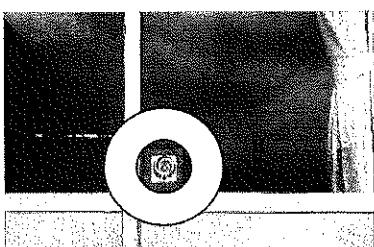
学校の対応	地域住民の動き	備 考
<p>○学校職員は学校に向かう。 ただし、津波警報中は学校に来ることはできない。</p> <p>○到着後速やかに避難所開設に入る。</p> <p><鍵穴の位置></p> 	<p>○向陽小担当の行政委員は、学校正面玄関に集合する。</p> <p>○学校に職員がいないか玄関扉、職員室等を見て確認する。</p> <p>○職員がいなかつた場合、預かっていただいている鍵で体育館の扉を解錠する。</p> <p>○避難者を受け入れる。</p> <p>○靴はポリ袋に入れ、各自保管するようにする。</p>	<p>*到着後はできるだけ速やかに次の行動に移る。</p> <p>*職員がいた場合は、職員と共に避難所開設の準備を行う。</p> <p>*鍵は向陽町1丁目～4丁目の行政委員の方に保管をお願いしている。</p> <p>*発災時不在でも、道義的に責任を問われることはない。</p> <p>*可能な場合は、避難者名簿への記入を依頼する。</p> <p>*避難所開設セットをステージ脇（放送室側）に常時置いておく。</p>

<p><太陽光発電コンセント></p>  <p>(停電時でも使用可能)</p>	<p>●浸水が予想される場合は、体育館ギャラリーへ避難する。</p> <p>○市職員の到着を待つ。</p>	<p>*ギャラリー南・北にあるダイヤル錠を外す。 ()</p>
--	---	--------------------------------------

⑥ 校舎を避難場所とする場合

- ・体育館収容人数を超過した場合
- ・浸水時、体育館ギャラリーだけでは収容しきれない場合

⑦ 校舎の開錠と避難者への対応について

学校の対応	地域住民の動き	備 考
<p>○学校職員は学校に向かう。ただし、津波警報中は学校に来ることはできない。</p> <p>○到着後速やかに避難所開設に入る。</p> 	<p>○学校に職員がいないか玄関扉、職員室等を見て確認する。</p> <p>○職員がいなかった場合、職員室北側を通り、3年生多目的室のサッシを蹴破るかガラスを割って校舎に入る。</p> <p>○正面玄関と1棟昇降口扉の鍵を開ける。</p> <p>○管理棟2階南端にある音楽室で待機するように案内する。音楽室がいっぱいになったら、管理棟2階北側のランチルームで待機する。</p> <p>○市職員の到着を待つ。</p> 	<p>*職員がいた場合は、職員と共に避難所開設の準備を行う。</p> <p>*戸を壊したりガラスを割ったりした責任は問わない。</p> <p>*複数人いれば、2階音楽室に行き、避難住民を案内する準備をする。</p> <p>*靴を持って移動するように声をかける。</p>

(1) 教育再開への取組

児童、教職員の被害状況の確認

- 児童の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童の被害状況を確認する。(避難先、連絡方法、健康状態等)

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

○地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校施設・設備等の点検

- 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒
- 移転先での学校再開の準備

○災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。
 ○ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
 ○理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。
 ○校舎内へ浸水があった場合は、清掃、消毒を実施する。

通学方法の確認と通学路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバスの確保

○通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。
 ○公共交通機関の再開の目途を確認する。
 ○状況によってスクールバスの使用について検討する。

教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配置
- 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
- 文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資)
- 心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
- マスコミ、外部ボランティア団体等の対応

○当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。
 ○教科書、学用品の減失棄損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
 ○スクールカウンセラーを要請するなど心のケア対策を講じる。
 ○マスコミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭が行う。

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

○学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

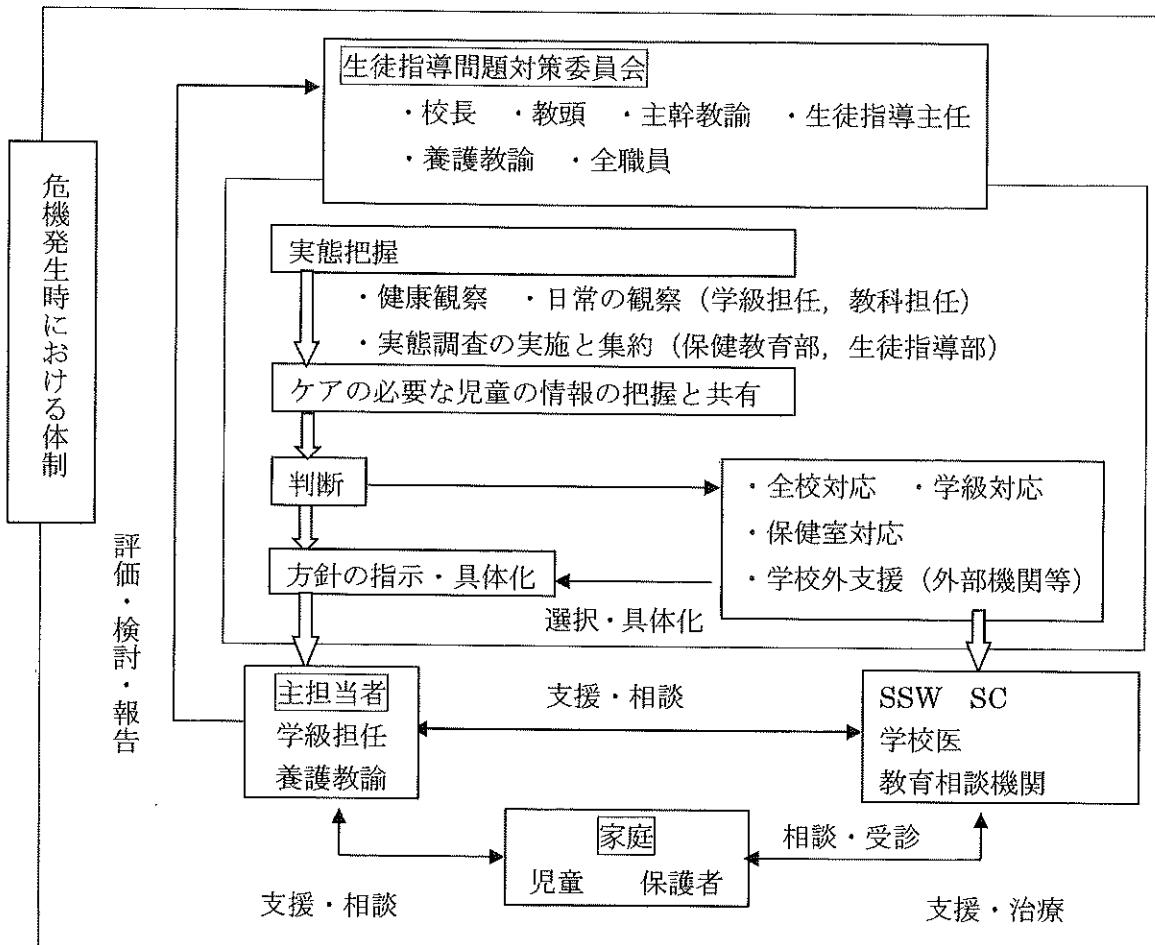
給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 石巻市教育委員会、食材委託業者との調整

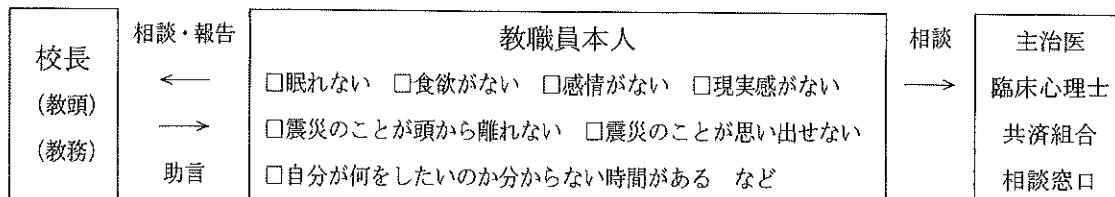
○給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。
 (簡易給食の手配、栄養のバランス等)

(1) 家庭や関係機関と連携した心のケア体制

- 〈平常時〉 ○ 心身の健康状態の把握（担任による朝の健康観察 日常の観察）
 　○ 定例の生徒指導協議会（児童理解）
- 〈危機発生時〉 ○ 正確な情報の把握 ○ PTA、他地域との連携
 　○ 教育委員会への報告 ○ 心身の健康状態の把握
 　○ 安否の確認（自然災害時） ○ 報道機関への対応



(2) 教職員の心のケア体制



(3) カウンセリングに関する研修会の受講者

研修名	受講者名	主催	受講日数
不登校支援研修会	菅井 麻衣	宮城県教育委員会	2日
カウンセリング研修会	黒須 真菜	宮城県教育委員会	1日

(4) 心とからだの健康観察票

		年	組	氏名)						
番号	調査項目				月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
1	食欲がない										
2	眠れないことがある										
3	おなかが痛いことがある										
4	吐き気がすることがある										
5	下痢をしている										
6	皮膚がかゆい										
7	目がかゆい										
8	頭が痛いことがある										
9	尿の回数が増えた										
10	食べ過ぎがある										
11	なんとなく落ち着かない										
12	悩んでいることや困っていることがある										
13	何となくからだがだるい										
14	イライラして攻撃的になる										
15	急にふさぎ込んでしまう										
16	ボーッとしている										
17	いつもと様子が違う(元気がない、元気が良すぎる等)										
18	保健室の利用が増えた										
19											
20											
メモ											

実施方法

- (1) 該当する項目や内容があれば「○」をする。
- (2) 結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全校的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、対応について検討する。
- (3) ほかに必要な項目があれば隨時追加する。
 ※ 平常時に使用している健康観察票と併せて活用する。
 ※ 児童の様子を勘案しながら、できるだけ早期に実施できるよう、生徒指導問題対策委員会で実施時期を判断する。

(5) 心とからだのチェックリスト

実施日 年 月 日
 (年 組 番 なまえ)

「こころとからだのチェックリスト」

わたしたちのこころとからだは、とても悲しいできごとのあとで、いろいろな変化をします。

それは、だれにでも起こることです。でも、これをこのままにしておくのはよくありません。

自分のこころやからだのようすを知ることが大切です。

そこで、「こころとからだのチェックリスト」を使って、1週間の間に変わったことがあったか見てみましょう。

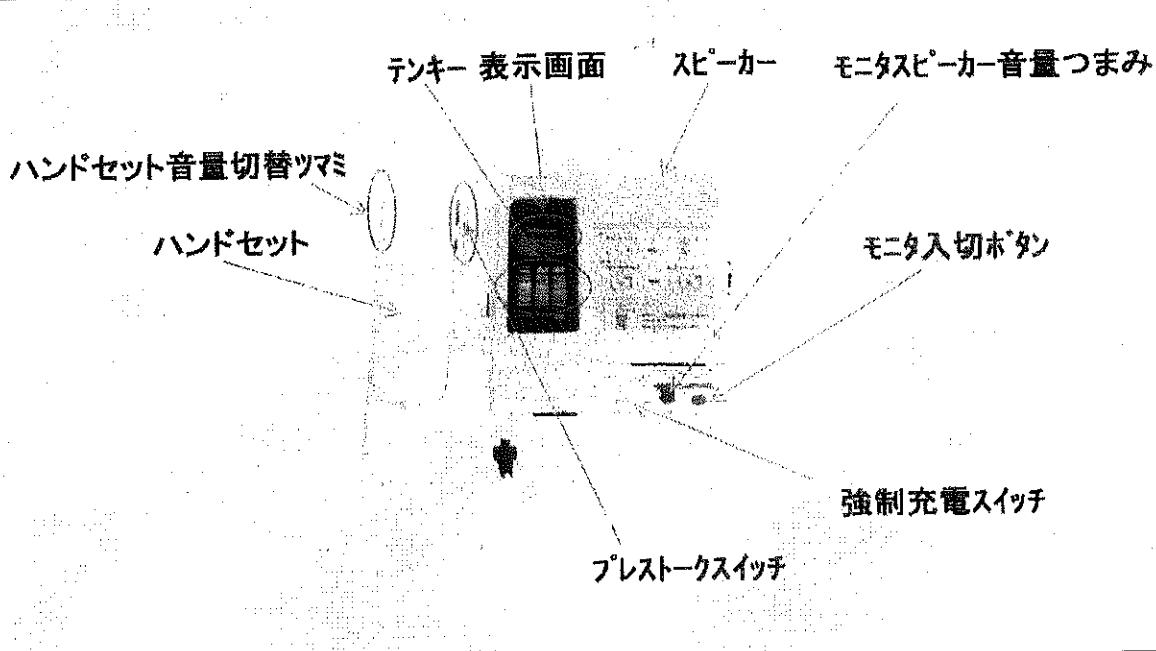
こたえかた：自分があてはまると思う番号に○を つけてください。	① ない ない	② ない	③ ある	④ ある ある
1 しんぱいでいらいらしておちつかない				
2 むしゃくしゅしてらんぼうになる				
3 すぐかっとするようになった				
4 よくねむれない				
5 あたまやおなかがいたくなる				
6 ちいさいおとにびっくりする				
7 かなしいかんじがする				
8 かなしかったことのゆめをみる				
9 こわいことをおもいだす				
10 かなしかったことのあそびをする				
11 かんたんなことができなくなつた				
12 すぐわすれたりおもいだせない				
13 ひとりぼっちになったきがする				
14 じぶんのせいだとおもってしまう				
15 ひとがまえよりすきになった				

*今の気持ちを書いてみましょう。絵をかいてもいいですよ。

--

(1) 災害用無線機

電話をかける	①受話器（ハンドセット）を取る ②ダイヤルする ・個別に呼び出す場合 : テンキーで数字3桁の相手番号を入力 ・グループで呼び出す場合 : 「#」+数字2桁のグループ番号を入力 ③「採用」ボタンを押す ④通話をする ⑤受話器を戻して通話終了
電話を受ける	①通信種別毎の呼び出し音が鳴る ・個別に呼び出された場合 : ↪ブルブルブル・・・ ・グループで呼び出された場合 : ↪ピピッ・・・ ②受話器を取る ③通話をする ⑤受話器を戻して通話終了
緊急連絡を行う	①「緊急」を2秒以上押す ②緊急連絡が統制局に受け付けられると、表示画面に「受付完了」と表示される ③統制局から折り返しの連絡を待つ



呼出名称	所属部門
ぼうさいいしのまき 105	危機対策課
ぼうさいいしのまき 202	学校教育課
ぼうさいいしのまき 206	蛇田支所
ぼうさいいしのまき 209	石巻赤十字病院
ぼうさいいしのまき 215	蛇田小学校
ぼうさいいしのまき 220	向陽小学校

呼出名称	所属部門
ぼうさいいしのまき 231	蛇田中学校
ぼうさいいしのまき 301	危機対策課
ぼうさいいしのまき 302	防災推進課
ぼうさいいしのまき 303	危機対策課
ぼうさいいしのまき 304	危機対策課
ぼうさいいしのまき 305	危機対策課

(2) 無線機(学校用)

1

お使いになる前に

付属品の確認

本製品には以下のものが付属しています。ご使用前に確認してください。

- 本体
- バッテリーバッグ EBP-82(7.4V 1500mAh)
- シングル充電スタンド EDC-183R
- ACアダプター EDC-283
- ベルトクリップ(ビス2本付)
- ハンドストラップ
- ミドルアンテナ EA-198
- 取扱説明書(本體)
- 申請書類一式
- 保証書

注意 保証書に萬入の日付が記載されていないときは、レシートを保証書と一緒に保管してください。ご購入日が証明できる書類がないと保証サービスは無効となりますのでご注意ください。

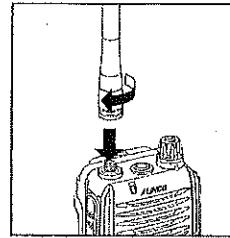
弊社純正、または弊社が認めたアクセサリー以外をご使用になって起きた不具合は保証期間の有無を問わず有償修理になります。他の無線機メーカー製オプション品が使えるかどうかは検証していないので、ご使用は推奨できません。アクセサリー専業メーカーの製品であれば、そのメーカーにお問い合わせください。

お使いになる前に

付属品の取り付け方

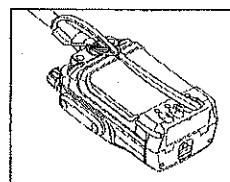
■アンテナの取り付け方

アンテナの根元を持って時計方向(右)に回転が止まるまで回します。
外すときは反時計方向(左)に回します。



■ハンドストラップの取り付け方

本機背面に上部にあるストラップ用の通し穴に取り付けます。



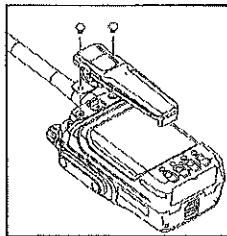
お使いになる前に

■ベルトクリップの取り付け方

ベルトクリップをネジで本体の背面部の溝に合わせて取り付けます。

注意 純正品に、ネジにゆるみがないか点検してください。ベルトクリップは消耗品です。スペア部品として販売していますので、お買い求めの際は販売店にご相談ください。

ベルトクリップユニット EBC-27
(ベルトクリップ1個、ネジ2本)

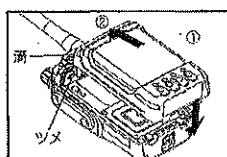


■バッテリーバックの取り付け/取り外し

●バッテリーバックの取り付け方

バッテリーバックの溝を本体のツメに合わせ、バッテリーバックを矢印の方向に押し込んで「カチッ」と音がするまでしっかりと固定します。

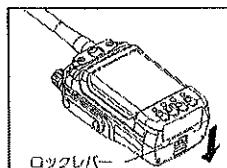
ロックレバーが固定されているか確認します。



●バッテリーバックの取り外し方

本体のロックレバーを押してバッテリーバックをスライドさせて取り外します。

注: スライドさせる際は、指や爪などを傷めないよう、十分に注意してください。



外部電源の使用

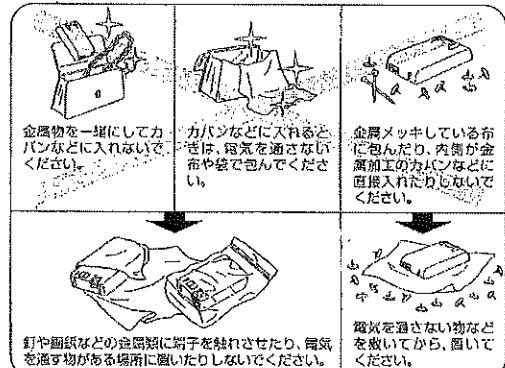
参考 本機は外部電源端子はありません。外部電源での使用はできません。

参考 バッテリーの持ちに不安がある時はスペアのバッテリーバックを充電して携帯してください。

お使いになる前に

■バッテリーバックのショート防止

危険 バッテリーバックを持ち運ぶときは、十分ご注意ください。ショートによって電流が急増し、発火の原因となることがあります。



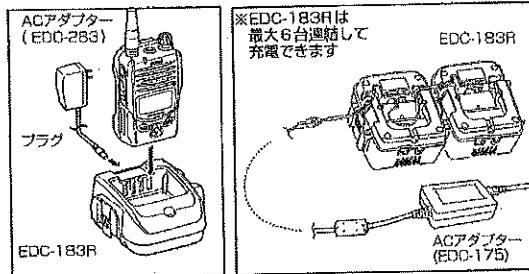
注意 バッテリーバックは出荷時に十分に充電されておりません。お買い上げ後にフル充電してからご使用ください。
充電は0℃～40℃の温度範囲内で行ってください。
バッテリーバックの改造、分解、火中、水中への投入は絶対にしないでください。発熱・破裂などの可塑性もあり、大変危険です。
バッテリーバックの端子は絶対にショートさせないでください。機器の損傷や、バッテリーの発熱による火傷の原因となることがあります。
必要以上の長時間の充電(過充電)はバッテリーの性能を低下させますのでお止めください。
バッテリーバックの保存は、-10℃～45℃の温度範囲で湿度が低く乾燥した場所を選んでください。それ以外の温度や湿度に湿度の高い所では、バッテリーの液漏れや、金属部分の錆の原因になりますので避けください。
バッテリーバックは消耗品です。所定の時間充電しても使用時間が短い場合は寿命がつきたものと思われます。新しいものにお取替えください。
バッテリーバックはリサイクル資源です。再利用しますので、廃棄しないでバッテリーバック回収協力店へご持参ください。

お使いになる前に

■リチウムイオンバッテリーパックの充電方法

充電スタンドとACアダプターを接続してリチウムイオン充電池パックを充電します。

注意 リチウムイオン充電池パックをお買い上げいただいたとき、または長い間使用しなかったときは、フル充電してからお使いください。専用充電スタンドでしか充電できません。



充電スタンドのランプが赤色に点灯し、充電が完了するとランプが緑色になります。充電時間は空のバッテリーパックをフル充電する場合、EBP-82は約3.5時間 EBP-81は5時間です。

お使いになる前に

注意 充電終了後、ACアダプターをACコンセントから外してください。長時間充電したままにしておくと、バッテリーパックを劣化させることができます。

無線機を付いた状態でうまく充電できない場合は、電池単体で充電してみてください。

ACアダプター(EDC-175)を使用した場合、充電スタンド(EDC-183R)を最大6台連結して充電できます。

本体及び充電器の充電端子はとぎれないと掃除などで消すしてください。汚れていると接触不良の原因となります。(この様に充電端子を変形させないようにしてください。)

弊社のバッテリーパックは対応する弊社製品専用です。対応の純正充電器で充電できます。市販や他社製の充電器やアダプター等で充電すると電流量の過いなどから故障や事故の原因となる可能性があります。絶対に充電しないでください。

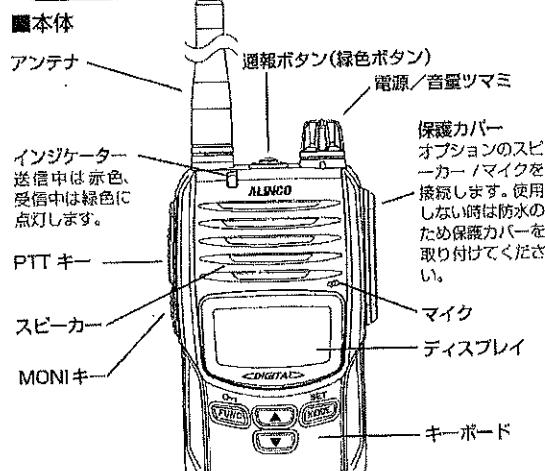
充電中、必ず本機の電源スイッチを切ってください。本機の電源スイッチがONのままで充電する場合、充電器の赤ランプが点滅し充電できないことがあります。

ACアダプター(EDC-175)は別売りです。ご購入いただいた販売店にてお買い求めください。

注意 長期間使わないときは、バッテリーパックが空に近いときだけ1時間程度保管し大切をしてから本体から外して保存してください。
※バッテリーパックを非常に長期間(年単位)使わずに保存しておくと、状態に台よりますが劣化して使えなくなることがあります。

注意 リチウムイオンバッテリーを保存するには50%程度の充電状態が推奨されています。最も劣化しやすいのは放電状態、次に満充電状態での保存です。

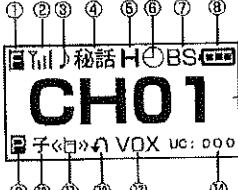
2 本体の名称と動作



キー/名称	機能
PTTキー	押すと送信します。離すと受信に切り替わります。
MONIキー	設定したユーザーコードに合わせてそのチャンネルの音声をモニターします。
通報ボタン	簡易通話時の相手局変更や設定変更時に押すと設定値(や、その一部)が点滅して変更可能になります。約3秒間押すと緊急通報機能(☞P.32)やプライベートチャンネル機能(☞P.30)を動作させます。
FUNCキー	「FUNC」キーを押すと、FUNCモードになります。約2秒間押すと、キーロック設定/解除ができます。
MODEキー	各種モードの変更や設定値変更時の桁移動に使用します。
▲/▼	周波数チャンネル番号、各設定項目のUP/DOWN

■本体の名称と動作

■ディスプレイ表示



①	■ / 0 -	「FUNC」キーを押したとき、キーロック動作時(☞P.31)に点灯します。
②	T/F	受信した電波と送信出力のレベルに応じて三段階に点灯します。送信時には出力のレベルを表示します。 T/F sw T/F 2W T/F 1W
③	♪	ベル機能設定時(☞P.35)に点灯します。
④	秘話	秘話通信設定時(☞P.37)に点灯します。
⑤	H/M/L/X	送信時の出力レベルを表示します。
⑥	(オ)	オートパワーオフ機能動作時に(☞P.40)点灯します。
⑦	BS	バッテリーセーブ動作時(☞P.39)に点灯します。
⑧	■■■	バッテリー残量を表示します。
⑨	■	プライベートチャンネル移行時(☞P.30)に点灯します。
⑩	子	子機間通話禁止機能で子機設定時(☞P.39)に点灯します。
⑪	◀白△	ショックセンサー動作時(☞P.41)に点灯します。
⑫	△	コールバック機能動作時(☞P.38)に点灯します。
⑬	VOX/✉	VOX機能動作時(☞P.38)/ショートメッセージ受信時(☞P.41)に点灯します。
⑭	00:000	「MONI」キーを押している間、ユーザーコードや自局のIDグループが表示されます。
⑮	CH01	送信・受信チャンネル番号(周波数)や各設定内容を表示します。

基本操作

3 基本操作

■電源を入れる

電源/音量ツマミを時計方向に回して電源を入れます。



■音量を調整する

電源/音量ツマミを時計方向に回すと音量が大きくなります。

受信しながら適切な音量に調整してください。

イヤホンで聞くときはボリュームを最小にしておいて、受信しながらゆっくりボリュームを上げてください。



■チャンネルを合わせる

「▲」キーまたは「▼」キーを押し CH01～CH30を選択します。

キーを押し続けると連続してチャンネルが切替わります。



■モニター機能

「MONI」キーを押している間、設定した

ユーザーコードに聞わらす音声をモニターする機能です。モニターしている間自局のユーザーコード、ID・グループを表示します。

注意：秘話通信を設定している信号をモニターしても「ギャラギャラ」とノイズのような音が鳴り抜け通話内容を聞き取ることはできません。

4 通信前のご注意

全てのデジタル方式トランシーバーには電波法に基づく下記の制限が設けられています。

キャリアセンス

通信中のチャンネルで送信操作を行うと、表示と音で警報し、送信できなくなる機能です。

先に通話中の人に妨害を与えないために設けられています。

送信時間制限装置

1回の送信で連続して送信できる時間は、「6分以内」と電波法で定められています。

連続した送信が6分を超えると自動的に送信を停止します。

停止後1分間は送信できません。

チャンネルの独占や無駄な長話を防いでなるべく多くの人がチャンネルを共有して使えるようにするために設けられています。

送信時間制限が働く前に警報音を鳴らすことができます。(☞P.39)

通信の互換性について

DJ-DPS50は音声圧縮方式AMBE+2™を採用した他社製のDCR無線機と基本の音声通信(ユーザーコード、デジタル秘話通信を含む)はできますが、RALCOM方式の無線機とは通話できません。AMBE方式を採用する弊社製DCR同士では、機種が異なっても各種通信機能は共通で使えるように設定されています。

■相手局にあわせる (☞P.26)

個別通信で相手局の個別ID・グループを指定するときは、「通報ボタン」を押して表示を点滅させ「▲」・「▼」キーで相手局を選択し、もう一度「通報ボタン」を押すことで決定します。(個別ID等の数が多いものは「MODE」キーで表示点滅の桁を移動させることができます。)

■受信する

信号を受信すると、受信した信号レベルに応じてディスプレイのアンテナが表示され、交信条件を満たしているとき音声が聞こえるようになります。(個別通信のときは相手局の個別IDが表示されます。)

■送信する

「PTT」キーを押すと、インジケーターが赤色に点灯し送信状態になります。「PTT」キーを押しながら、マイクに向かって話します。マイクと口元は約5cm程離してください。「PTT」キーを離すと受信待ち受け状態に戻ります。

本機は送信を開始してから相手に音声が聞こえるまで若干の遅延があります。「PTT」キーを押したら一呼吸置いてからお話ください。

重要 マイクに向かって話すとき、声が大きすぎたり口元が近すぎたりすると、送信音が歪み(ひずみ)ますのでご注意ください。
本機は防水を施すため、内蔵マイクの手前に特徴的な布製素材を装着しています。このため、内蔵マイクを使用した瞬間外側マイク端のアクセサリーを使用したときに若干音質が変形して聞こえる場合がありますが、異常ではありません。

5 通信方法

DJ-DPS50で使用できる通話モードの概要と操作方法を紹介します。

.....ユーザーコード通信.....

セットモード「通信モード」でユーザーコード通信を選択しているとき、この通信方式になります。(☞P.36)

ユーザーコード通信は、同じチャンネルに合わせていても、ユーザーコードが一致している人同士だけしか通話できない方式です。

ユーザーコードはセットモード「ユーザーコードの設定」(☞P.36)により0～511の中から選ぶことができます。
通話したいグループのメンバー全員に同じコードを設定してください。

参考 ユーザーコードとは特定電力トランシーバーの「グループトーク」業務やアマチュア無線の「トーンスケルチ」と似た機能です。

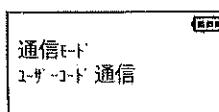
■ユーザーコード通信の手順

①電源を入れます。

②チャンネルを合わせます。

③セットモードの「通信モード」にて「ユーザーコード通信」を選びます。(☞P.36)

④同じくセットモードで「ユーザーコードの設定」を選んでコードを合わせます。(☞P.36)



⑤「通報ボタン」を押して変更内容を確定した後、「PTT」キーを押してセットモードを解除します。

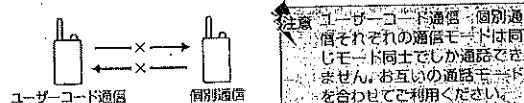
通信方法

⑥「MODE」キーを押すことでチャンネルだけの表示とチャンネルとコードの表示とを切替できます。

以上で、ユーザーコード通信が出来るようになります。

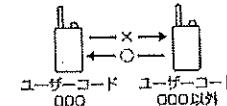
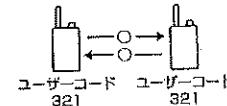
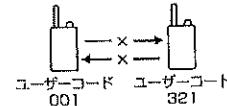
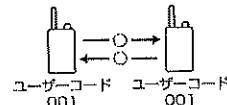
注意 ユーザーコード通信と個別通信(☞P.26)では通話できません。どちらかの通話方式に統一してお使いください。

通信方法



注意：ユーザーコード通信・個別通信それぞれの通信モードは同じモード同士でしか通話できません。お互いの通信モードを合わせてご利用ください。

ユーザーコード通信



通信方法

個別通信

セットモード「通信モード」で個別通信を選択しているとき、この通信方式になります。(☞P.36)

個別通信では、ユーザーコードが一致している複数の交信相手を個人、グループ、全員のように指定して呼び出すことができます。
(自分のID・グループはセットモードで変更できます。)

個別通信の設定

①電源を入れます。

②チャンネルを合わせます。

③セットモードの「通信モード」にて「個別通信」を選びます。(☞P.36)

④同じくセットモードで「ユーザーコードの設定」を選んでコードを合わせます。(☞P.36)

⑤セットモードの「自局ID」・「グループ」にて自分のID・グループをそれぞれ設定します。(☞P.36,37)

⑥「通報ボタン」を押して変更内容を確定した後、「PTT」キーを押してセットモードを解除します。

⑦「MODE」キーを押すことで個人・グループ・全員と交信相手を切替えることができます。

個別通信の手順は次ページから説明します。

注意 ユーザーコード通信(☞P.23)と個別通信では通話できません。どちらかの通話方式に統一してお使いください。

通信方法

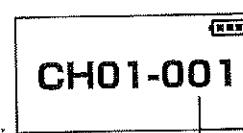
個別通信時の通常画面には個別表示・グループ表示・ALL表示の3種類があります。

交信には自分・相手とも個別通信モードでユーザーコードが一致している必要があります。

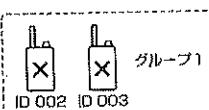
個別表示のとき

特定の一人だけを呼び出せます。

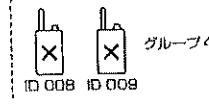
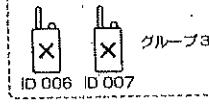
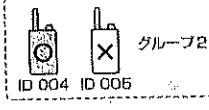
- 最大で200の個別IDが設定できます。
- 同じ個別IDを複数の人に割り当てるごとでもできます。
- この場合はグループ呼び出しのように同じ個別IDの人全員をまとめて呼び出します。



「通報ボタン」を押して「相手局の個別ID」を点滅させてから「▲」・「▼」キーで相手局を選択します。このとき「MODE」キーを押すと表示点滅の桁が移動します。もう一度「通報ボタン」を押して点滅を止めたら選択が確定します。



<例>
ID番号004の人を呼びたいとき



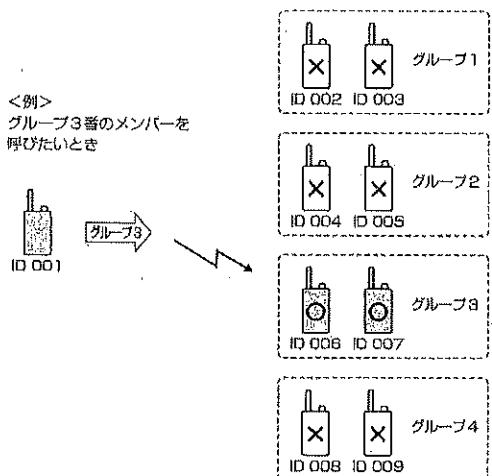
通信方法

■グループ表示のとき

選択したグループを呼び出せます。

G01～G10の10組、設定できます。

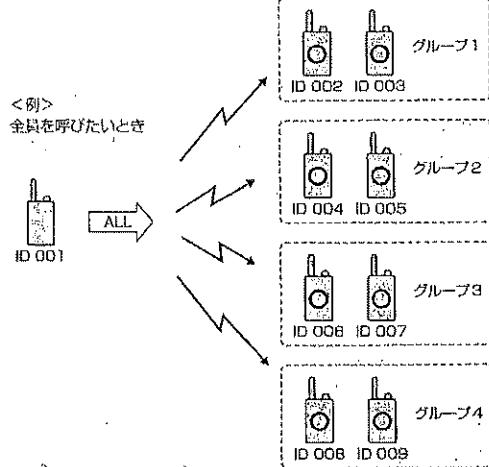
「通報ボタン」を押して「グループ番号」を点滅させてから「▲」・「▼」キーでグループを選択します。もう一度「通報ボタン」を押して点滅を止めたら選択が決定します。



■ALL表示のとき

全員を呼び出せます。

CH01-ALL



通信方法

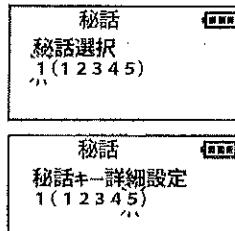
..... 秘話通信

秘話キーの一一致した無線機間でのみ交信できる機能です。

秘話ID1～16に32,767通りの秘話キーをそれぞれ割り当ててお使いいただけます。

(あらかじめ弊社工場出荷時に秘話IDには弊社が設定した秘話キーを割り当てておりますが、セットモードの「秘話ID(秘話キー)」(☞P.37)にて自由に変更ができます)

注意 積談キーが一致しない時は「ギャラリーランプ」(ソイズ)の横音が鳴ります。

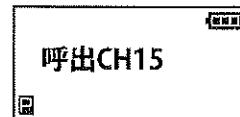


..... プライベートチャンネル機能

特定のチャンネルをプライベートCH呼出として設定することで、よく使うチャンネルとの切り替えを簡単にします。

セットモード「通報ボタンの役割」をプライベートCH呼出に設定し(☞P.37)、セットモード「プライベートチャンネル設定」にてチャンネルを設定してご利用ください。(☞P.37)

「通報ボタン」を約3秒押し続けていると設定された、プライベートチャンネルに移行します。(このとき左下にアイコンが点灯します。もう一度「通報ボタン」を押し続けると元のチャンネルに戻りプライベートチャンネルを解除します。



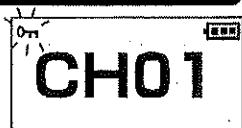
.....呼び出し用チャンネルCH15

CH15は呼び出し用チャンネルとなっており、ユーザーコード通信・個別通信・秘話通信はできません。また、このチャンネルは呼び出し用チャンネルですので通話相手を呼び出した後は別のチャンネルに移ってから通話してください。

6 便利な機能

..... キーロック

使用時に誤ってキーが操作されることを防ぐ機能です。「FUNC」キーを2秒以上押すとキーロックが設定され、ディスプレイに「鍵アイコン」が点灯します。キーロック時、「PTT」キー、「MONI」キー、「緊急通報機能」キーのON/OFFの操作のみが可能です。キーロックを解除するときはもう一度「FUNC」キーを2秒以上押して「鍵アイコン」を消してください。



..... バッテリーレベルアイコン

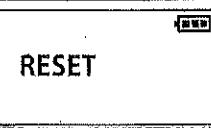
本機のディスプレイに表示されるバッテリーアイコンは、バッテリーの残量を示します。バッテリーアイコンの中身が空になっているときは、バッテリーバックを交換するか、充電してください。

- バッテリーの残量が十分にあります。
- バッテリーの残量がまだあります。
- バッテリーの残量が減っています。充電をおすすめします。
- バッテリーの残量が少なくなっています。すぐに充電してください。



..... リセット

一度電源を切り「FUNC」キー「PTT」キー「通報ボタン」を押しながら電源を入れると「RESET」が表示され、そこから再度「通報ボタン」を押すとご購入時の状態になります。



(3) 災害時優先電話

いつ起てるか分からぬ、電話がつながりにくくなる恐れがあります。
いざという時に使える。
それが災害時優先電話なのです。

災害時優先電話と 他の電話はどう違うの？

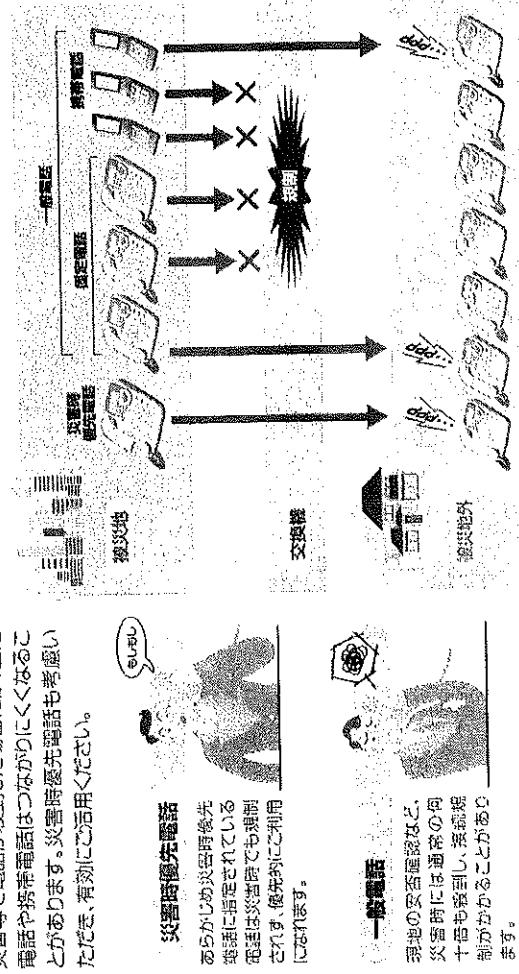
- 1 有効に活用するためには、正しい知識と日頃の心構えが必要となります。
- 2 ここでは、そのための情報をご紹介いたします。

地震津波集中豪雨・台風・火事などにより大きな災害が発生すると、被災地への安否の確認やお見舞いなどの電話が通常の何十倍も殺到するため、通信設備の許容量超過を避け、電話がかかりにくくなることがあります。このようなときでも、災害時の救援・復旧活動や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、法律(電気通信事業法)に基づきNTT東日本があらかじめ指定させさせていたしている電話が災害時優先電話です。この電話は被災地や途中の通信設備に被害がない限り、優先的にご利用いただけます。

※災害時優先電話に指定されている場合、電話が大玉に集中するとかなりにくくなる場合があります。

1 いざというとき、優先的に利用できる電話です。

2 固定電話や携帯電話は、災害時には規制の対象となることがあります。



パソコンルーム前廊下突き当たりの壁面にあるボックス内電話ジャックに接続して使用。
ただし、III-8資料(8)東日本大震災の記録には、「3月11日19時ごろ「災害電話設置を試みるも不通」とある。

災害時優先電話を有効に活用するための 正しい知識と心構えは?

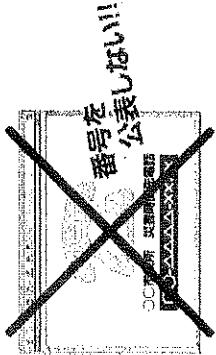
さらなる安心のために!

ホットライン をご活用ください。

1 優先は発信時のみ有效。番号は外部に公表しない。

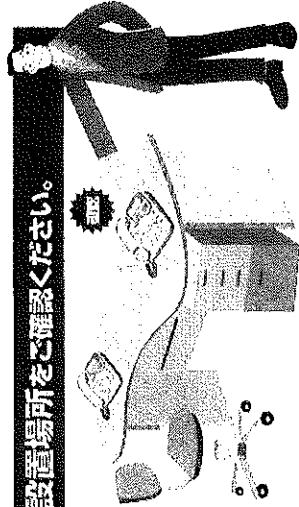
災害時優先電話は発信する際にのみ、優先的に回線が確保されるものであります。例えば、〇〇-△△△△-XXXXが災害時優先電話に指定されている場合、〇〇-△△△△-XXXXから電話をかければ、相手先の電話に関係なく優先的につながります。しかし、この電話が渋滞として利用される場合には使用できませんので、外部に番号を公表するのは避けてください。

同時に、外部に公表している通信料金電話番号(0800や0120などである番号)の着信回線についても、この回線が着信として利用されている場合は使用できませんので、外部に公表している0800や0120等では始まる番号済金番号などの着信回線を、災害時優先電話に指定するのは避けてください。



2 日直から災害時は専用の設置場所をご確認ください。

災害時に備えて災害時優先電話の設置場所を確認しておくる必要があります。例えば、2階のフロアに災害時優先電話が設置されているにも関わらず、災害対策本部が3階に設置されたいためには有效地に活用できません。日直から設置場所を確認し、さらに防災訓練時には徹底した周知を行ってください。

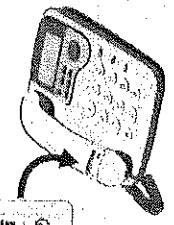


3 専入されている方は、必ずPBX、ビジネスホンの設定をご確認ください。

PBX(総合交換機)、ビジネスホンを導入されている場合、発信局に災害時優先電話の回線を捕提して発信できない(=通話できていない)様ながありません。PBX、ビジネスホンに収容されている回線を災害時優先電話に指定する際には、災害時優先電話の回線の削除操作が可能であるのかご確認をお願いいたします。

いざというときのために、重要な出先機器とのホットライン(専用線)を結んでおくことでも、あわせてご検討ください。専用線は、お客様が選定された特定区間を直通回線で結ぶため、災害時において、より有利な通話手段となります。

※通信設備の被害状況によっては、通話できない場合もございますので、ご了承ください。



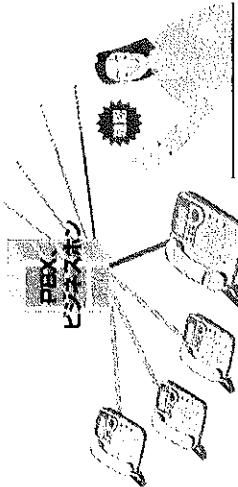
同時に届けしたシールを お預り! ご活用ください。

災害時優先電話を有効に活用する手段の一つとして、同時に届けている災害時優先電話シールをお役立てください。災害時優先電話に指定された電話回線に直接接続されている端末機であることを確認したうえで、回線番号を記入しお貼りください。

ご注意

NTT東日本の災害時優先電話は、ご要約者様と協議のうえ指定させていただいている場合に、災害時優先電話の指定が不要となる場合があります。

※災害時優先電話指定回線が変更となる場合
※災害時優先電話指定回線が変更となる場合



(1) 石巻市備蓄庫 災害備蓄品リスト

No	物品名	数量	単位	備考
1	アルファ米	800	食	50食／箱×16箱 賞味期限2027年3月
2	菓子パン	216	個	24缶／箱×9箱 賞味期限2027年5月
3	水(500ml)	2,016	本	24本／箱×84箱 賞味期限2027年4月
4	カセットコンロ	1	個	
5	カセットボンベ	36	個	
6	乾電池(単1)	220	個	
7	延長コード	3	個	延長ドラム1個 コードリール2個
8	懐中電灯	24	個	
9	ランタン	2	個	
10	携帯用充電器	2	個	
11	ストーブ(石油)	5	台	
12	扇風機	5	台	
13	簡易トイレ	8	台	ドントコイ1 ブルタル7
14	便槽用防臭剤	15	個	ベンリー袋
15	シーツ(敷パット)	100	枚	アルミ敷マット
16	毛布	570	枚	
17	救急セット	1	セット	
18	発電機	2	個	
19	ポリタンク(給水用ポリ袋)	30	個	
20	簡易ベッド	3	台	折りたたみベッド
21	担架	5	台	
22	段ボールベッド	4	個	
23	スコップ(剣, 角)	6	本	
24	バール	3	本	
25	軍手	60	組	
26	ニンテンドーDSテレビ	2	個	
27	エンジン式投光器	2	台	ハログンライト
28	照明(屋内外兼用)ライトボイ	1	台	

Ⅲ章 その他

29	照明（可搬）ジェントスLEDライト	40	個	
30	パーテーション（世帯）	10	個	
31	パーテーション（テント型）	4	個	
32	車いす	1	台	
33	一輪車	4	台	
34	リヤカー	1	台	
35	ワイドアルミスロープ	2	台	
36	トイレ居室(イーストアイ製ペースナルテントM)	10	個	
37	トイレ便座（村上商会製簡易トイレ）	12	個	
38	便槽用防臭剤（エマージェン）	20	個	
39	災害用トイレ（ベンクイック）	1	個	
40	簡易トイレ（サニターII）	12	個	

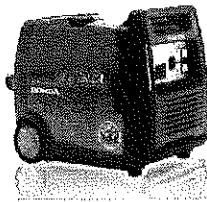
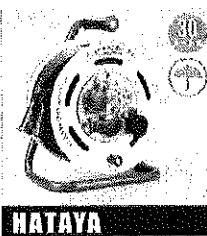
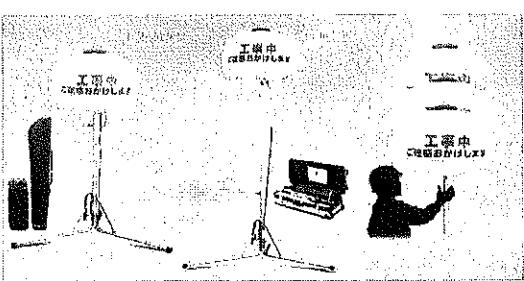
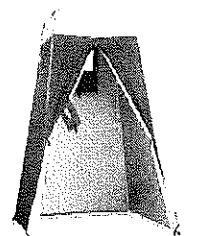
(2) 備蓄倉庫物品配置図

備蓄倉庫物品配置図

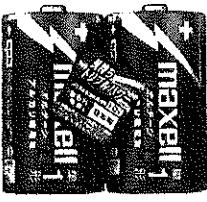
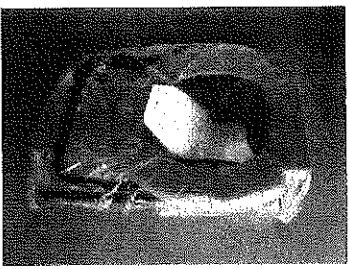
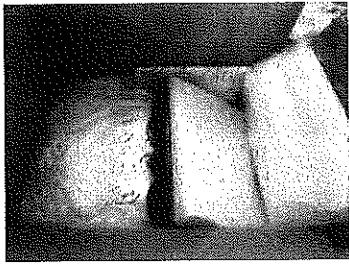
41 毛布			
33 毛布	29 毛布	25 毛布	
34 毛布	30 毛布	26 毛布	
35 毛布	31 毛布	27 毛布	
36 毛布	32 毛布	28 毛布	
40 バルスコップ			
21 救護マット	17 ブルーシート	13 ブルーシート	
22 毛布	18 ブルーシート	14 ブルーシート	
23 毛布	19 ブルーシート	15 ブルーシート	
24 毛布	20 ブルーシート	16 ブルーシート	
39 災害救助用マット			
42 水(飲用不可)			
43			

42 水(飲用不可)			
43			
25 毛布			
26 毛布			
27 毛布			
28 毛布			
44 黒板			
たたみベッド			
車いすスロープ			
37 折りたたみベッド			
38 簡易組み立てトイレス型			
39 ストーブ組立て一輪車			
40 災害用身体障害者対応型トイ			

(3) 日赤防災倉庫備品一覧

番号	品目	製品名	備品番号	数	写真
1	発電機	発電機ホンダ EU26i	3009169	1台	
2	コード リール	B E-30K (漏電遮断機付)	3009170 3009171	2台	
3	照明 (屋内 外兼用)	投光器ライトボー イ LB 030CS-F	3009172	1台	
4	トイレ (居室)	トイレテント イーストアイ製 パーソナルテント M	3009173 ～ 3009182	10 個	
5	パーテ ーション (世帯)	ニード製 ワンタッチパーテ ション WT-120	3009183 ～ 3009192	10 個	

III章 その他

6	パーテーション (多目的)	ニード製 プライベートルーム	3009193 ~ 3009196	4個	
7	ランタン	GENTOS EX-313CW	消耗品	40 個	
8	電池	Maxell ボルテージ 単1	消耗品	120 本 10 年	
9	トイレ 便座		消耗品	12 台	
10	トイレ 薬剤		消耗品	1000 回 分	
11	エンジンオイル		消耗品 発電機用	1本	

(1) 家庭用防災マニュアル

1. 地震発生時の対応

	震度5弱以下	震度5強	震度6以上
登校前 在宅時	・保護者が安全確認後、学校へ登校。	・保護者が安全確認後、保護者引率による登校 (引率できない場合は欠席)	・連絡があるまで 自宅待機 (状況に応じて安全な場所で待機)
<津波注意報・津波警報・大津波警報発令時> 登校せず安全な場所（自宅を含む）で待機する。			
登下校中	<安全確保行動1-2-3> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所（塀、木、電柱や電線などから離れた場所）で、「まず低く、頭を守り、動かない」を実践する。 ・揺れが止まるまでそこに留まる。 		
	・揺れが収まり、安全に移動できる状況になりしだい登下校。	・5強（物につかまらないと歩くことが難しい）以上だと判断した場合、揺れが収まりしだい、児童環境調査票、わが家の防災メモで定めた避難場所へ避難。 ・津波注意報、津波警報、大津波警報発令時は 避難を継続 。現在地が危険と判断したらより安全な場所に移動。 ・職員は児童の安否確認と通学路点検。 ・防災行政無線や広報車、テレビ等の公共放送、学校や公共機関からの連絡で安全を確認し行動。（登校、始業時刻変更、臨時休業等）	
在校時	・異状がなければ 授業再開、通常下校 ・授業続行が困難な場合は、職員が道路等状況確認後、引渡し。（一斉メールによる連絡または災害伝言ダイヤル）	・児童は引取り者への引渡し。	
<津波注意報発令時><津波警報・大津波警報発令時> 引渡しをせず学校で児童を保護。（保護者等が児童を引き取りに来校した場合、注意報、警報解除まで一緒に学校待機。）			

2. 特別警報に伴う対応

登校前 在宅時	・蛇小、蛇中と対応を協議し、一斉メールにより連絡（始業時刻変更、自宅待機、臨時休業など） *前日のうちに判断し連絡しておく場合もある。
在校時	・安全に下校できると判断した場合は通常下校、または、集団下校。 ・下校させるのが危険と判断した場合は引渡し。 ・授業の打ち切り等の対応もある。
通学路の安全が確保できず登校が危険な場合。	・自宅で待機し学校へ連絡。

3. 各種警報に伴う対応（津波警報以外）

表面の「特別警報に伴う対応」に準じて判断します。

*学校は原則として、平常通りの登校、授業、下校です。

4. 大雨・洪水警報に伴う対応（警報が出された段階で、休校の措置をとる場合がある）

大雨・洪水警報	
登校前 在宅時	<ul style="list-style-type: none"> 天候の急変が予想される場合は自宅待機
登下校中 在校時	<ul style="list-style-type: none"> 安全な場所に避難（高台、高い建物） 安全に下校できると判断した場合は、通常下校、または、集団下校。 天候が回復すると判断した場合は、学校待機による下校時刻の繰り下げ、 下校させるのが危険と判断した場合は引渡し。 授業の打ち切り等の対応もある。

4. 龍巻注意情報・雷注意報等に伴う対応（雹、雷鳴、雷光）

	竜巻注意情報	雷注意報
登校前 在宅時	<ul style="list-style-type: none"> 天候の急変が予想される場合は自宅待機 	
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> 近くの丈夫な建物に避難する。 建物がない場合はくぼみなどに身を伏せる。 	<ul style="list-style-type: none"> 近くの丈夫な建物に避難する。 建物がない場合は、高い立ち木からは2m以上、電柱等から4m以上離れ、姿勢を低くする。（傘をささない）
在校時	<ul style="list-style-type: none"> 安全に下校できると判断した場合は、通常下校、または、集団下校。 天候が回復すると判断した場合は、学校待機による下校時刻の繰り下げ、 下校させるのが危険と判断した場合は引渡し。 授業の打ち切り等の対応もある。 	

5. 弹道ミサイル発射等に伴う対応

	日本に飛来する可能性あり	弾道ミサイル落下の可能性あり
登校前 在宅時	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに建物の中、又は地下に避難する。 できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。...自宅待機 <p>*ミサイル通過の情報があった際には、通常登校とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに建物の中、又は地下に避難する。 近くに建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> 口と鼻をハンカチで覆いながら、密閉性の高い建物の中、又は風上に避難する。
在校時	<ul style="list-style-type: none"> 外にいる場合は、直ちに校舎内に避難する。 できるだけ窓から離れ、机の下等で頭部を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> 外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、直ちに校舎内に避難する。 職員はけが人の有無を確認、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

*始業時刻の繰り下げ等を行う場合は、一斉メールで知らせる。

*児童の安否や臨時休業の継続・解除等は、一斉メールで知らせる。（可能な場合）

*向陽小の校舎は、「震度7程度の地震でも倒壊または崩壊の危険性が低い」と診断されています。
*登下校時間帯を過ぎて登校（帰宅）しない場合は、速やかに学校と家庭が連絡を取り合います。（津波警報・大津波警報発令時は危険区域には立ち入らず、自らが安全な場所へ避難し待機してください。）

*登下校時など、大人がそばにいない状況では児童自身で判断し避難行動をとる必要があります。それぞれの家庭のルールについて指導をお願いします。

*女川原子力発電所における事故で放射線物質など異常な事象が発生した場合は、学校での屋内退避となります。その後、石巻市災害対策本部からの指示により、他の市町村への避難となる場合は、石巻市の広域避難計画により、栗原市、七ヶ浜町、加美町へ避難となります。あらかじめ、どこに避難となるのか、ご確認ください。

(2) わが家の防災メモ（各家庭用）

や ぼうさい わが家の防災メモ

1 わが家の集合場所（家に入れない場合等）

2 登下校中の避難場所

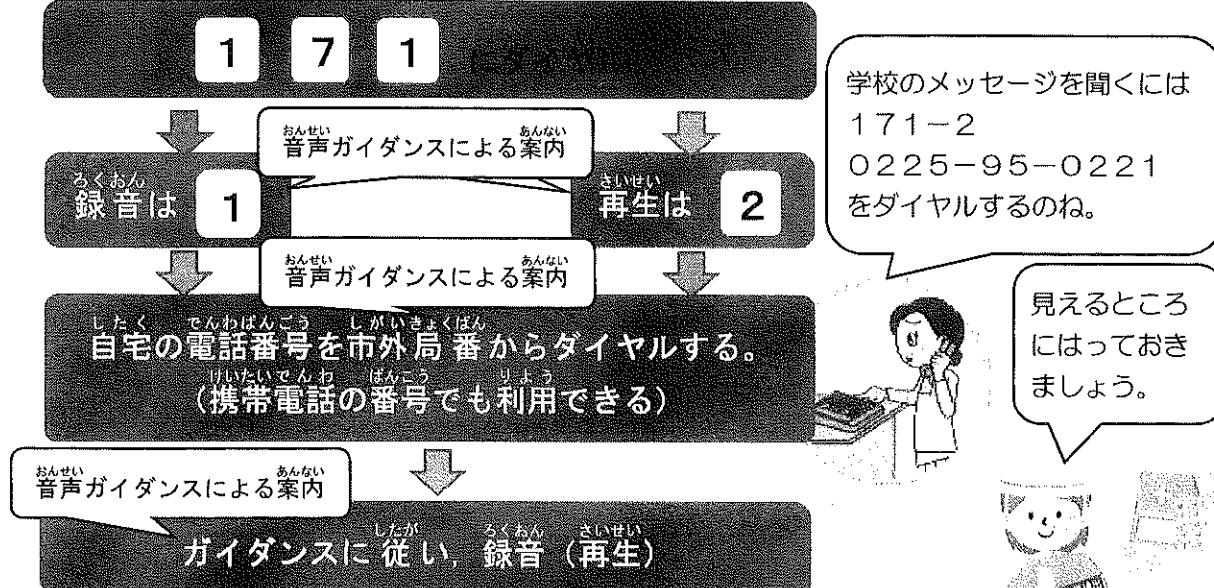
() (中間地点)	() (中間地点)	() (中間地点)
より家に近いとき 自 宅	付近にいたとき ()	より学校に近いとき 学 校

3 家族の連絡先

通学距離が短い場合はなく
てもかまいません

相手	連絡先（携帯番号・職場の番号・その他）	備考

4 災害用伝言ダイヤルの使い方（震度6弱以上の地震発生等により、利用可能）



(3) 職員用携帯マニュアル（簡易版）

土日・祝日・夜間等勤務時間外の参考 (R 6 向陽小)

1号配備態勢 ・学校長等管理職…必要に応じて対応 ・教職員…校長の指示に従って対応	2号配備態勢 ・学校長等管理職…必要に応じて対応 ・教職員…校長の指示に従って対応
① 台風により被害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 ② 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想または発生し、教育長が必要と認めたとき。	① 石巻市で震度5弱強の地震が観測されたとき。 ② 台風による広範囲かつ大規模な被害が予想され、教育長が必要と認めたとき。 ③ 大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害が予想されるときまたは発生し、教育長が必要と認めたとき。
3号配備態勢 ・学校長等管理職…必要に応じて参考 ・教職員…校長の指示に従って対応	* 津波注意報、津波警報発令中 * 自らの安全確保と家族の安否確認をするとともに、学校を含め避難区域には立ち入らない。 * 学校までの経路を含め、安全が確保できた後に参考する。

校外学習時の地震対応

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散などから身を守るように指示。
- ・班別行動（学習）中は安否確認並びに保護行動。
- ・情報収集し「避難」「待機」等を判断（強く長い揺れの場合は津波警報等の発表を待たずにすぐ避難）。
- ・避難誘導後状況報告。必要に応じて支援要請。（各種連絡方法で本部とつながる）。
- ・活動継続の可否、帰宅方法の指示

災害伝言ダイヤル

- ① 171→音声ガイダンス→「録音は1」、「再生は2」→音声ガイダンス
- ② 学校の電話番号を市外局番からダイヤル（0225-95-0221）
- ③ ガイダンスに従い録音、再生

(1) 児童環境調査票

児童環境調査票				
石巻市立向陽小学校				
性別	年齢	生年月日	性別	年齢
男・女	年齢	年 月 日	男・女	年齢
児童氏名			本人との關係	姉妹生
ふりがな			保護者名	勤務先電話番号
保護者名			現住所	地図
住所	通学手段や通勤手段が上記と異なる場合は、同様混合記入可			
本人との关系	氏名	年齢	姉妹先	通学手段(学年・途)
家				
族				
の				
よ				
う				
す				
食物アレルギー				
習い事(空欄)				
>自分から先生までお達ちを意識せざるが爲めに30秒(約)を計る。				
通学手段	行	分	通学距離(はき)	km
下校時刻の在宅者				
しない - いる (具体的に)				
しない - その他の(具体的に)				
通学手段	自宅・自家・自宅	分	通学距離(はき)	km
通学手段	自宅	中高年の方	中高年の方	学校
通学手段	原子力災害時ににおける広域避難地域	避難生(市町村)	避難生(市町村)	避難場所
他人情報を取扱い	ホームページ等で、個人が解かれないご条件として、学校の方針に同意 【します・しません】			

緊急時連絡・引取り者・避難場所確認認証票				
引取り者	姓 本姓(旧姓)	氏名	通学手段① (種類)	電話番号② (種類)
学校までの路地図				
北 ↑				

石巻市立向陽小学校災害対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るため、石巻市立向陽小学校（以下「本校」という。）における災害対策に関する必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策については、法令又はこれに基づく特別の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、本校の教職員、児童の生命、身体及び教育施設等を災害から守るために、災害対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 校長は、災害対策の実施にあたっては、関係機関と密接な連携のもとに行うものとする。

3 校長は、本校の職員及び児童に対して、日ごろから研修等により災害や防災に関する知識を啓発するとともに危機管理意識を養成するものとする。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この要綱の定めるところにより、災害対策の実行に努めなければならない。

(校内災害対策委員会)

第4条 災害対策に関する重要事項を審議するために、校内災害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(防災対策)

第5条 委員会は、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

(1) 年間防災計画策定に関する事項

(2) 防災教育及び防災訓練に関する事項

(3) 施設、設備及び土地並びに危険物等の点検・整備及び安全対策に関する事項

(4) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備に関する事項

(5) その他防災に関する必要な事項

(災害対策マニュアルの作成等)

第6条 委員会は、本校の実情に則した災害対策マニュアルを作成し、教職員及び児童にこれを周知するものとする。

(校内災害対策本部)

第7条 校長は、大規模な災害が発生し又は発生が予想されるときは、直ちに校内災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するとともに、校内災害対策配備態勢（以下「配備態勢」という。）を発するものとする。

2 災対本部の構成及び担当業務は、別に定める。「別表1」

3 配備態勢の種類及び基準は、別に定める。「別表2」

4 校長は、災害が発生するおそれがなくなった場合、又は災害応急活動が完了したときは、災対本部を廃止すると共に、配備態勢を解除する。

(情報の収集等)

第8条 校長は、災害に関する情報を収集するとともに、それらの情報に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(安否の確認)

第9条 校長は、災害が発生したときは、教職員及び児童の安否の確認を速やかに行うものとする。

(職務遂行要員の確保等)

第10条 校長は、職務遂行可能な者の把握に努め、災害対策業務及び本来の職務を遂行する要員の確保に努めるものとする。

2 校長は、教職員に前項の災害対策業務を命ずるときは、健康管理及び衛生管理上の配慮に努めるものとする。

Ⅲ章 その他

(応急措置)

第11条 校長は、災害による教職員、児童の行方不明者及び負傷者の把握に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(避難住民の受け入れ等)

第12条 校長は、石巻市災害対策本部から本校に避難所設置の要請があったときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により本校の施設を避難所として提供したときは、校長は、石巻市地域防災計画に基づく教職員の協力等について、関係機関と協議するものとする。

3 校長は、避難所が開設された場合の対応を定めた施設使用方針を決定しておくものとする。

(自主避難住民の受け入れ)

第13条 校長は、災害が発生するおそれがあるため、近隣の住民が自主的に緊急避難してきたときは、一時的に本校の適当な場所を緊急避難場所として提供することができる。

2 前項により本校の施設を緊急避難場所として提供したときは、校長は、避難住民受け入れ後の対策について、関係機関と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(施設等の提供)

第14条 校長は、関係機関から被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため本校の施設等の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設を提供するものとする。

(被災状況報告)

第15条 校長は、被災の状況を的確に把握して、石巻市教育委員会に被害状況等を報告するとともに、関係機関と連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

(災害復旧)

第16条 校長は、速やかな教育活動の再開に向け、必要な措置を講ずるものとする。

(二次災害の防止)

第17条 校長は、災害復旧に当たっては、建物の倒壊、崖崩れ等危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本校の災害対策に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

「別表1」 災害対策本部の構成及び担当業務（向陽小学校防災マニュアル参照）

区 分		担当業務
本部長	校長	関係機関と連絡調整の上、災害対策業務を総括する
副本部長	教頭・事務	本部長を補佐する
本部員	防災主任・教務	本部長及び副本部長の指揮のもとに災害対策活動に従事する

「別表2」 校内災害対策配備態勢（向陽小学校防災マニュアル参照）

種 類	基 準	配備職員
1号配備態勢	局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき 震度4（当分の間は震度5弱）の地震が発生したとき	校長・教頭・事務 防災主任・教務
2号配備態勢	局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき 震度5強の地震が発生したとき	校長・教頭・事務 防災主任・教務 用務員
3号配備態勢	市内全域にわたる災害が発生、又は発生するおそれがあるとき 震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員

いずれも、津波警報が発令されていないときに限る。

向陽地区放課後児童クラブ防災マニュアル

長期休業期間及び学校休業日開設時

災害の程度	指導員の動き	児童の動き
I 震度4以下	<p>1 利用児童を安全な場所へ誘導して、揺れがおさまるまで待機</p> <p>2 情報・状況収集</p> <p>(1) 児童の安否・けがの有無等確認</p> <p>(2) 各注意報・警報発令の有無の確認 (防災アンウンス・ラジオ等)</p> <p>3 津波注意報・警報発令の場合は、Ⅲの「津波」に対する対応</p> <p>4 津波注意報・警報が発令されない場合は、施設の被害状況を調査し、被害があった場合には、子育て支援課へ報告</p>	<p>○指導員の指示を受け、安全な場所へ避難</p> <p>○指導員の指示を待つ</p> <p>○津波注意報・警報発令の場合は、指導員の指示に従い二次避難・三次避難場所へ避難</p>
II 震度5弱以上	<p>1 利用児童を安全な場所へ誘導して、揺れがおさまるまで待機</p> <p>2 情報・状況収集</p> <p>(1) 児童の安否・けがの有無等確認</p> <p>(2) 各注意報・警報発令の有無の確認 (防災アンウンス・ラジオ等)</p> <p>3 津波注意報・警報発令の場合は、Ⅲの「津波」に対する対応</p> <p>4 津波注意報・警報が発令されない場合は、施設の被害状況を調査し、被害がない場合でも子育て支援課へ報告</p> <p>【クラブ室の損壊で、児童の安全確保ができない状況の場合】</p> <p>(1) 利用児童を校庭に避難させる</p> <p>(2) 児童名簿・引き渡し名簿・貴重品、その他必要な物品を持って避難</p> <p>(3) クラブは臨時閉鎖とし、保護者へ連絡して、引き渡し名簿により、全員確実に引き渡しを行う。(保護者が迎えに来るまで、原則児童を預かる)</p> <p>(4) 引き渡し完了後も子育て支援課へ報告する</p> <p>【クラブ室の損壊が軽度若しくはない場合】</p> <p>(1) 利用児童をクラブ室内で待機させる</p> <p>※以下、(2)～(4)と同様</p>	<p>○指導員の指示を受け、安全な場所へ避難</p> <p>○指導員の指示を待つ</p> <p>○津波注意報・警報発令の場合は、指導員の指示に従い二次避難・三次避難場所へ避難</p> <p>○指導員の指示により校庭に避難</p> <p>○保護者による引き取りがあるまで、指導員とともに校庭で待機</p> <p>○保護者による引き取りがあるまで、指導員とともにクラブ室で待機</p>

<p>III 津波警報・注意報発令</p>	<p>1 速やかに利用児童を向陽小校舎2階へ移動させる 2 児童名簿・引き渡し名簿・貴重品、その他必要な物品を持って避難 3 クラブは臨時閉鎖とし、避難場所を玄関前等に掲示する 4 津波警報・注意報発令中は、避難場所に待機</p> <p>【警報・注意報発令中に保護者が迎えに来た場合の対応】</p> <p>○警報・注意報が解除されるまでは、児童の引き渡しを行わない。保護者も一緒に避難するよう促す</p> <p>【警報・注意報が解除された場合】</p> <p>(1) 周囲の状況を確認する (2) 電話等の通信状況を確認し、使用が可能な場合には、保護者へ連絡し、引き渡しを行う (3) 通信不可の場合は、児童を待機させ保護者の迎えを待って引き渡す</p> <p>【津波が襲来した場合】</p> <p>(1) 児童の安全及び心理的ケアに全力を尽くす (2) 周囲の状況等の情報収集に努める (3) 保護者が迎えに来た場合、周囲の安全が確保されるまでは引き渡さない。また、保護者にも一緒に止まることを促す。</p>	<p>○指導員の指示のもと向陽小校舎2階へ移動</p> <p>○避難場所で待機</p> <p>○避難場所で待機</p> <p>○保護者による引き取りがあるまで、指導員とともに避難所で待機</p>
-----------------------	---	---

IV その他、防災に関する留意点

①引き渡し用名簿の整備

※引き渡し者は、友人は除き肉親のみとする。

②ラジオ、飲料水、食料等の防災物品の整備。

③この防災マニュアルは、新しいクラブ室になんでも適用させる。

※津波警報発令等、緊急に向陽小校舎に避難の場合、ガラスを割って侵入し避難する。

向陽地区第二放課後児童クラブ緊急時対応マニュアル

向陽第二児童クラブ：96-6540

A 地震対応（原則：震度5以上）

児童の状況	学校にて活動中	クラブにて活動中
地震発生		防災頭巾により頭部保護 屋外活動中は指導員のもとに集合
地震収束	学校指示避難場所へ指導員移動	クラブ室に避難
	在籍児童の安否確認	利用児童の安否確認 学校へ利用児童の安否報告
	学校の指示により行動	保護者へ順次引渡し

※ クラブ室へ移動途中の際は、蛇田小児童は108号線を横断した場合、向陽小児童は大通りを横断した場合、向陽第二児童クラブへ避難。それ以前は各小学校へ戻る。

指導員は蛇田小・向陽小両方向へ向かい、移動途中の児童を引率。

B 津波対応（地震対応後）

児童の状況	学校にて活動中	クラブにて活動中
津波注意報・警報発令	学校の指示により避難	向陽小校舎内へ避難（2階音楽室）
	在籍児童の安否確認	利用児童の安否確認
	学校の指示により行動	学校へ利用児童の安否報告
津波注意報・警報解除		保護者へ順次引渡し

C 火災対応

児童の状況	学校にて活動中	クラブにて活動中
火災発生	学校指示避難場所へ指導員移動	山公園へ避難
	在籍児童の安否確認	利用児童の安否確認
	学校の指示により行動	学校へ利用児童の安否報告 保護者へ順次引渡し

D 悪天候時

強風・豪雨・台風などにより、学校が全員引渡しを決定した際には、在籍学級教室にて学級担任が保護者へ順次引渡し。

※ 各学校が、臨時休校や学級閉鎖などの措置をとった場合は、児童クラブも準じた対応をする。

向陽第一児童クラブ：95-1270

向陽第三児童クラブ：95-0260

向陽小：95-0221

蛇田小：22-2582

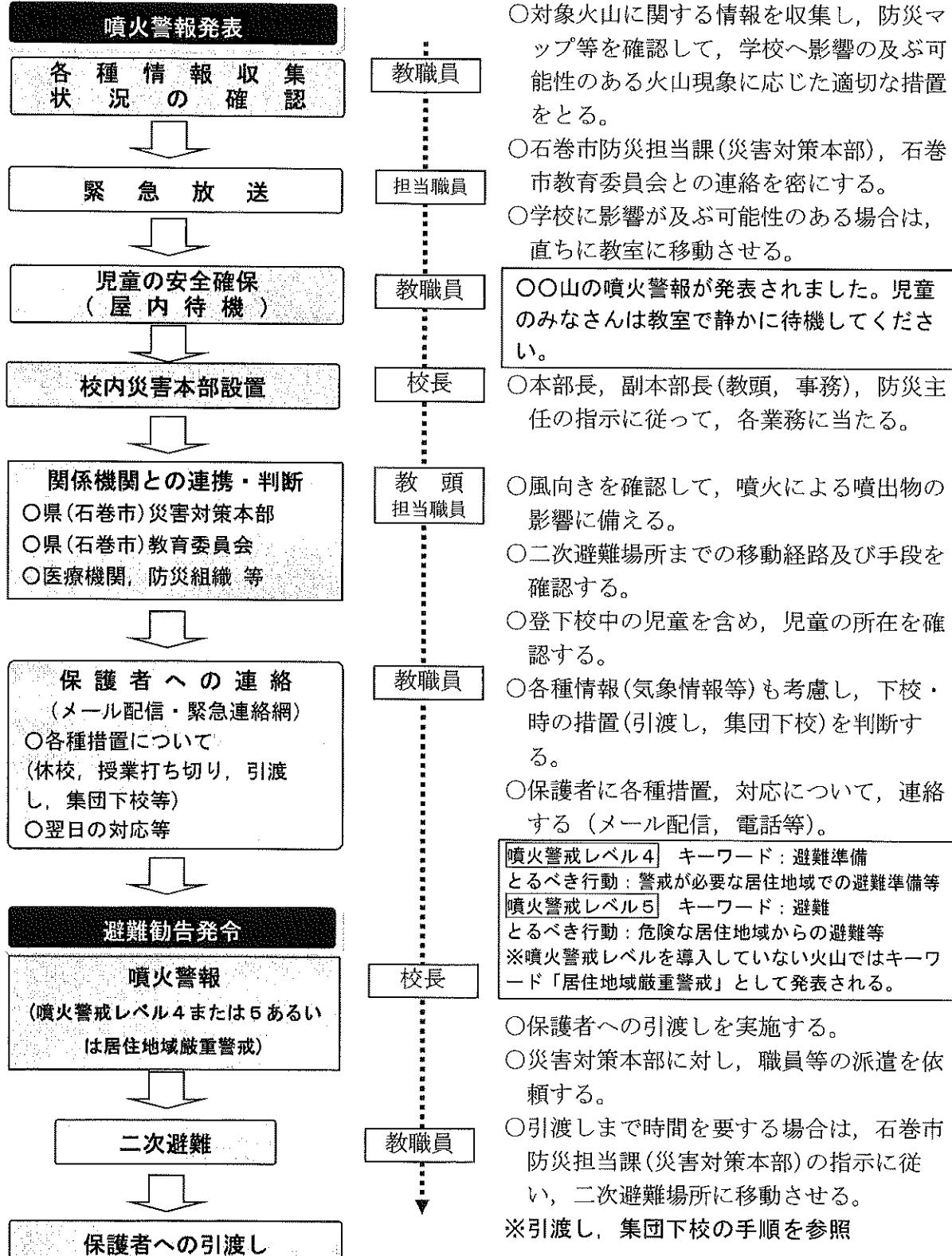
蛇田児童クラブ：23-8253

(1) 平常時の対応

- 噴火警報等火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整えておく。
- 防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておく。
- 火山現象に応じた避難場所や避難経路を確認しておく。
- 異常な現象を発見した場合には、石巻市等へ連絡する。

距離：蔵王山 約81km, 鳴子潟沼 約58km, 栗駒山 約71km

(2) 火山活動活発時（噴火前）の対応

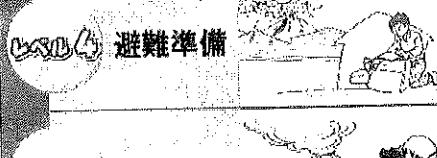
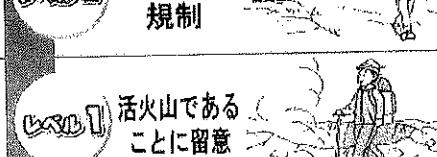


(3) 噴火発生時の対応 (在校時の発生)

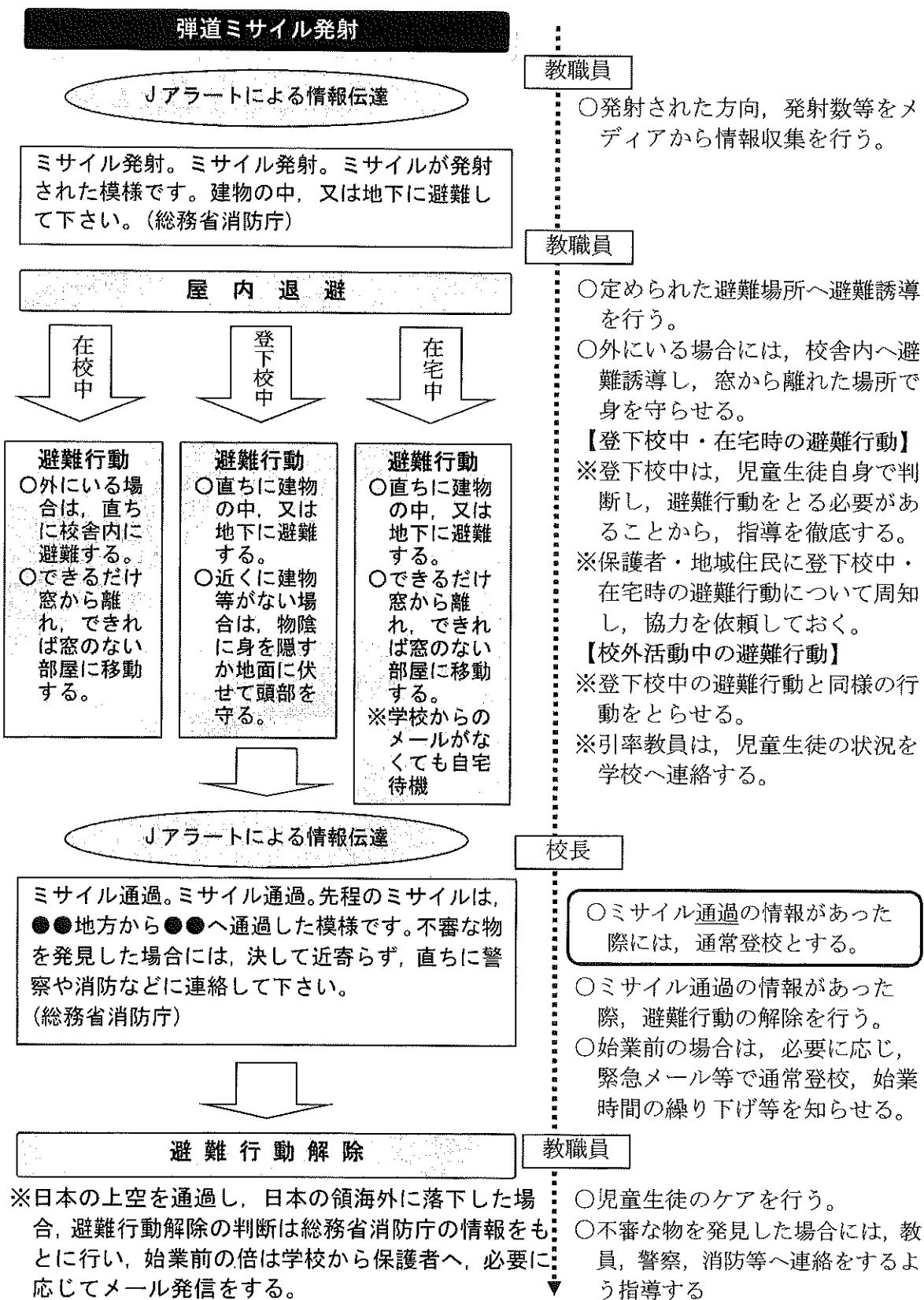
- 防災頭巾を着用する等身の安全を確保し、直ちに教室に移動させる。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- 石巻市防災担当課(災害対策本部)等の指示に従い、適切な対応をとる。
- 新たに避難勧告が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速に対策する。
- 前兆現象がなく噴火が発生した場合には、前項の対応を至急実施する。

(4) 噴火警報の種類とるべき行動について

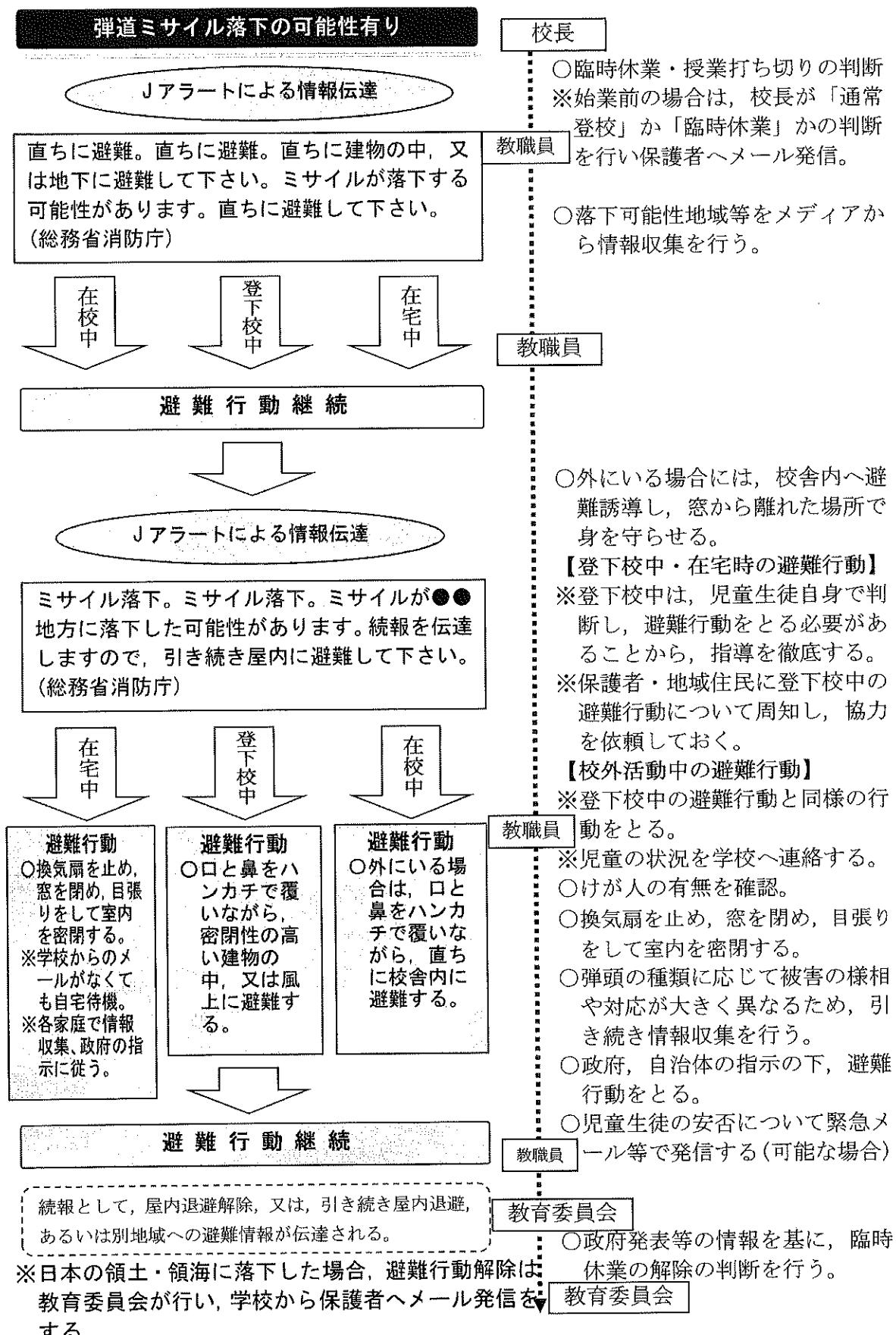
宮城県内の活火山(栗駒山、鳴子、蔵王山)は噴火警戒レベル導入火山である。

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報 又は 噴火警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及び それより 火口側	 避難  避難準備	居住地帯に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)。	
			 入山規制  火口周辺規制	居住地帯に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地帯での避難の準備、災害時避難者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報 又は 火口周辺警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	 立入規制	居住地帯の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険がある)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて災害時避難者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	 活火山であることに留意	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険がある)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	 活火山であることに留意	火山活動は待望、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険がある)。	待なし(状況に応じて火口内への立入規制等)。	

(1) 弹道ミサイル発射時の対応(日本上空を通過し、日本の領海外に落下する可能性のある場合)



(2) 弹道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



(3) 学校への犯罪予告・テロへの対応

① 平時の備え

- ア 学校においては、不審なものがいか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施する。
- イ いたずらやいやがらせの可能性が考えられる場合でも、最悪の事態を想定し、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に対応する体制を整備しておく。
- ウ 警察、教育委員会等の関係機関と密に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備しておく。

② 電話による犯行予告の場合

ア 下記【犯行予告等への対応表】により落ち着いて対応し、情報を把握する。

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無、電話番号
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなるか・ どうなっているか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)

【犯行予告等への対応表】

- イ 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- ウ 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、気づかれないように周囲で話をしないようにする。
- エ 予告電話をいたずら電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。
- オ 情報受信者の教職員は電話が切れた後、校長(不在の場合は次順位の者)に報告する。
- カ 校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- キ 爆破等予告時刻が迫っている場合や不明な場合は、直ちに全ての人が避難する。
- ク 爆破等予告時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。

☆不審物を検索する場合

- (1) 警察の指示を受けた上で不審物を検索する場合には、校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
- (2) 指揮者は可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- (3) 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任を持って検索を行い、不審物の発見に努める。

③ 不審物を発見した場合

可能な範囲で、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に以下の対応を行う。

- ア 不審物には一切触れない。
- イ 教職員は不審物を発見した際、校長（不在の場合は次順位の者）に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- ウ 園児、児童、生徒が不審物を発見した場合は触れないで教職員に報告するように指導する。
- エ 状況に応じて園児、児童、生徒を安全な場所に避難させる。
- オ 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- カ 中身が飛散するおそれがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- キ 放射性物質、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染するおそれのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- ク 汚染されたおそれのある人は速やかに水と石鹼で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- ケ 汚染のおそれがある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- コ 何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

★不審物等に対する着眼のポイント

- (1) 導火線、乾電池、時計の設置
- (2) 火薬等の薬品臭
- (3) 金属や粉のような物が入っている。
- (4) 秒を刻むような音がしている。
- (5) 包装に粉等が付着している。
- (6) 不自然な形状や重さ など

④ テロが行われる（た）場合

最悪の事態を想定し、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に対応する。

ア 事前に犯行声明が行われた場合

生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「2 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

イ 事前に犯行声明がなかった場合

「3 不審物を発見した場合」に従って行動する。

(4) インターネット上の犯罪被害への対応

① 未然防止の対応

- ア 各学校園においては、犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
- イ 園児、児童、生徒だけでなく、保護者に対しても「学級だより」「学年だより」「生徒指導だより」「学校だより」を利用する等、日ごろから啓発活動を行う。また、PTAで保護者向けの講演会や研修会などを企画し、携帯端末のフィルタリングサービスの必要性などを伝えていく。
- ウ 打合せ、職員会議、校内研修などで、被害事例の研究や、園児児童生徒が利用しているインターネットのサイトに関する情報を共有する。
- エ 被害があった場合、関係機関に相談する体制を整備しておく。

② 被害発生時の対応



※ 対応の原則

- ・解決に向けて一刻、一瞬を大切にして、早急に対応する。
- ・解決に向けての方針は具体的に決定する。
- ・全教職員が一致して当事者として対応する。
- ・被害が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。
- ・対応の中で、「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは非公開とする。

(1) 原子力災害に対応するために

① 放射線、放射能、放射性物質

懐中電灯に例えると、光が放射線（遠くなるほど弱くなる）、光を出す能力が放射能、そして懐中電灯が放射性物質にあたる。

放射性物質は時間がたつに従って変化し、次第に放射線は出なくなる。放射性物質は放射線を出して次々と別の物質に変わり、最終的に放射線を出さない物質になる。懐中電灯に例えると、時間の経過とともに電池が少なくなり、光が弱くなつて、最後にはつかなくなるのと同じ。いわゆる「半減期」

ラドン 220 : 55.6 秒, セシウム 137 : 30 年, ウラン 238 : 45 億年

② 被ばく

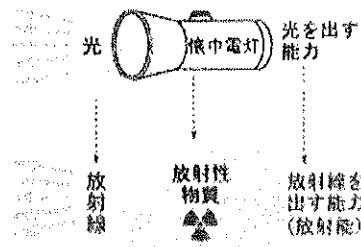
	外部被ばく	内部被ばく
意味	放射性物質が身体の外部にあり体外から被ばくすること。（対表面に付着）	放射性物質が身体の内部にあり体内から被ばくすること。（体内に摂取）
防護	<ul style="list-style-type: none"> ・遮へい：線源と人体の間に遮へいを置く（屋内退避、防護服） ・距離：線源と人体の間に距離をとる。（避難） ・時間：被ばくする時間を短くする。（早く避難する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を吸わない。 ・放射性物質を口に入れない。（マスク着用、飲食制限、安定要素剤の服用）

③ PAZ と UPZ

	PAZ	UPZ
意味	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone・5 km)	緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone・30 km)
自治体	女川町、石巻市	登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
地区	萩浜、小積浜、鮫浦、前網、寄磯 大谷川、谷川、泊	

④ EAL (発電所の事故の進展状況を表すレベル)

緊急事態区分	EALの例	内容	住民の取るべき行動
EAL1 警戒事態	宮城県内で震度6弱以上の地震が発生。宮城県内において大津波警報が発令。など	発電所施設内で事故などの異常事象が起こる恐れがあるとき。	今後の情報に注意する。PAZ災害時要配慮者避難準備開始。
EAL2 施設敷地緊急事態	原子炉冷却材の漏えい。全ての交流電源喪失(5分以上継続)。など	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたとき。	PAZ避難準備。 PAZ災害時要配慮者避難開始。
EAL3 全面緊急事態	全ての非常用直流電源喪失(5分以上継続)。非常停止に必要なすべての機能が喪失。など	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたとき。	PAZ避難実施。 PAZ安定ヨウ素剤予防服用。UPZ屋内退避及び避難準備。



⑤O I L（放射性物質が放出後、モニタリングの結果によって防護措置を決定する基準）

	種類	概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準。	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)。
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準。	β 線 : 40,000 cpm (皮膚から数 cm の検出器の係数率) β 線 : 13000 cpm 【1カ月後の値】 (皮膚から数 cm の検出器の係数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準。	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した空間放射線量率)	1 日を目指に区域を特定し地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

⑥避難計画の基本方針（石巻市）

- ・概ね 20 km 圏内の行政区は、小学校区単位かつ、同一自治体内避難を予定。避難先において、児童がばらばらにならないよう配慮。
- ・避難先はあらかじめ定めておく。
- ・学校は一時集合場所となる。(一時集合場所とは、自家用車避難を実施できない住民が集合し、集団避難を実施する場所。)
- ・コンクリート屋内退避の指示が出たら、学校が避難所となる場合がある。

⑦避難の原則（石巻市）

- ・複合災害の場合は人命を最優先。
- ・自家用車避難を原則とする。
- ・自家用車による避難が困難な場合は、一時集合場所（学校等）に集合し、バス等により避難を実施。
- ・避難は P A Z 地区から開始し、段階的に U P Z 地区の避難を開始。
- ・P A Z は放射性物質の放出前避難を実施。
- ・U P Z は放射性物質放出後、モニタリング結果によって避難または一時移転を開始。

⑧学校における原子力災害時の対応

- ・引渡し
- ・屋内退避
- ・避難開始

(2) 緊急地震速報について

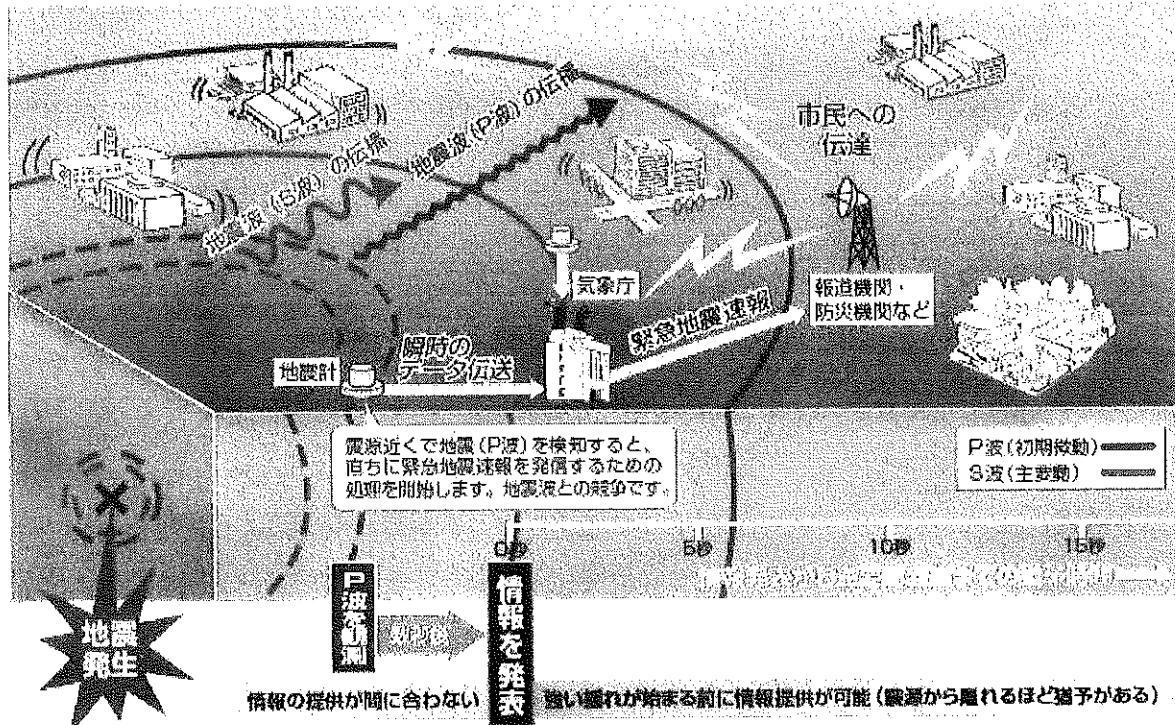
緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

地震の揺れは震源から波紋のように波（地震波）として伝わっていきます。この地震には、主に2種類あり、最初に秒速約7kmで伝播するP波（初期微動）、続いて秒速約4kmで伝播し、強い揺れをもたらすS波（主要動）が伝わってきます。

緊急地震速報は、日本全国に配置された地震計（気象庁の約200箇所、独立行政法人防災科学技術研究所の約800箇所）の中で、地震の震源に近い地震観測点で得られたP波を分析し、秒単位という短時間に震源、地震の規模および各地の震度を測定し、被害を及ぼすおそれがある主要動が到達する前にお知らせする地震情報です。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上の強い揺れが推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の揺れが推定された地域名です。発表はテレビ・ラジオを通じて行いますが、このほか電話回線、衛星通信等の様々伝達手段を利用して行います。緊急地震速報は活用して主要動が到達する前に身の安全を図り、あるいは企業の事業継続等のための適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待されます。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない、②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる、③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界があります。緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくとともに、日頃から短時間に退避行動が行うことができるよう訓練をしておく必要があります。



(3) シェイクアウト訓練について

シェイクアウト (Shake Out) は、米国カリフォルニア州で2008年に始まった地球防災訓練の名称。日本では、2012年に「日本シェイクアウト提唱会議（効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議）」が発足。訓練のノウハウをまとめて自治体に提供、同年3月8日に東京・千代田区が実施主体となって日本で初めて本格的に行われ、約2万5000人が参加した。本国のアメリカでは100万人近くが同時参加する。

やり方は極めてシンプル。決められた日時に大地震が発生したと想定し、各自が3段階の「安全確保行動」を取る。「Drop（まず低く、しゃがむ）」「Cover（頭を守る、かくれる）」「Hold On（動かない、待つ）」。屋内にいる場合は固定されたデスクやテーブルの下に入り、揺れが収まるのを待つ、屋外ならビルや電線などから離れた場所を探し、カバンで頭を守ったり、うずくまつたりする。



まず低く 頭を守り 動かない

行動だけを取りだしてみると、誰もが小学校で体験した防災訓練そのもの。しかし、その場限りで「やらされる」感の強い学校の訓練に対して、シェイクアウトは自主的な参加意識を高め、事前学習や当日の情報共有、事後の報告や反省などを重視している。ホームページなどで参加登録を受け付け、フェイスブックやツイッターでの投稿を呼び掛けるなど、IT利用をすすめているのも特徴である。

(4) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害が発生した場合には、安否確認、問い合わせ等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になる。災害用伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できる。

① エリアの決定

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知られる。

② 利用方法

一般電話、公衆電話、携帯やPHSから利用できる。

ア 伝言の録音・伝言の再生方法

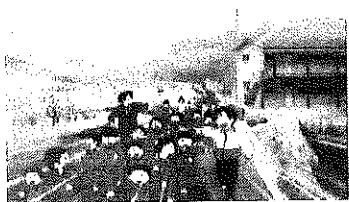
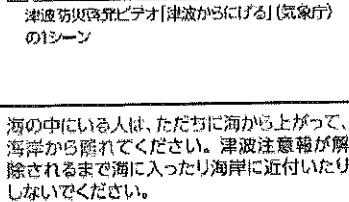
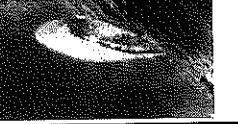
伝言の録音方法	伝言の再生方法
①「1」「7」「1」にダイヤルする	①「1」「7」「1」にダイヤルする
②ガイダンスが流れる	②ガイダンスが流れる
③「1」をダイヤルする	③「2」をダイヤルする
④ガイダンスが流れる	④ガイダンスが流れる
⑤電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を30秒以内で録音する	⑤電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を再生する

イ 伝言の録音時間 : 1伝言あたり30秒以内

ウ 伝言の保存期間 : 録音時から48時間

エ 伝言の蓄積数 : 1番号あたり1~10件

(5) 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ	とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	10m (5m<高さ≤10m)		ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン
	1m (20cm≤高さ≤1m)		海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。
津波注意報	(表記しない)		 海の中では人は速い流れに巻き込まれる。 運転いかだが流失し小型船舶が転覆する。

(6) 大雨、雷、竜巻

積乱雲に伴って、このような災害が発生します！

被害をイメージして
回避しよう！

急な大雨による災害

- 脱水公園の急激な増水
- 地下鉄駅への流入
- △ 増水と雷に注意が必要
 - 暴雨・河川敷・中川・脱水公園における釣り・キャンプ・バーベキュー・水遊びなど
 - 危険な場所や状況は…
 - 雷に注意が必要
 - ゴルフ・サッカー・野球などの屋外スポーツ公園、海・山におけるレジャーなど
- 危険な状況を避けるには…
- 雨が降り始めたら、窓やドアに雨漏れを感じたら、すぐに水辺から離れる
- 車上に停った際で、車に漏水することあります。
- ※ サイレンの音は、ダメ出しの合図です。
- ※ 雨がかかると、車などが走にくくなる時は危険です。
- 洪水した場所に注意
 - △ 大雨のときは地下や地下明は水が流れ込み、危険です。※ 洪水した道路では、横断歩道見えず・シールホールのふたが飛んでいた場合は立ち去らず。
 - ※ 地下を走る車両など低い場所では通行に注意が必要です。
 - ※ 車が水につかると、水在ドライブがなくなり危険です。

雷による災害

- 雷雲
- 雷撃
 - おわりに多い所
[東北地方]
 - 周囲が焼けた場所は危険！
- 雷電装置
 - 木の幹や枝が割れたりされることも…
 - 水のそばは危険！
- △ 雷に注意が必要
 - 危険な場所や状況は…
 - 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。
 - 雷雲にいることは完全な命懸けに危険しまっしょ。
- 雷から身を守るには…
- 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。
- 雷雲にいることは完全な命懸けに危険しまっしょ。
- 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。

竜巻による災害

- 建物の倒壊
- 屋根瓦が飛散
- 飛来物の衝突
- 他にも…
- 建物の中や自動車の中
 - 建物の中や自動車の中は、雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。
 - 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。
 - 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。
- 雷雲から身を守るには…
- 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。
- 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。
- 雷雲が立ったときに近づくと、雷雲がすぐ近くつづらょ。

積乱雲の中へ避難

- 避難するとささいな損失などの被害例に注意しましょう。
- 避難できない場合は、物置やくぼみなどをひぞせましょう。
- X 出入り口・物置・フレン（仮設建物）への避難は危険です。

雨でも屋や壁から漏れる

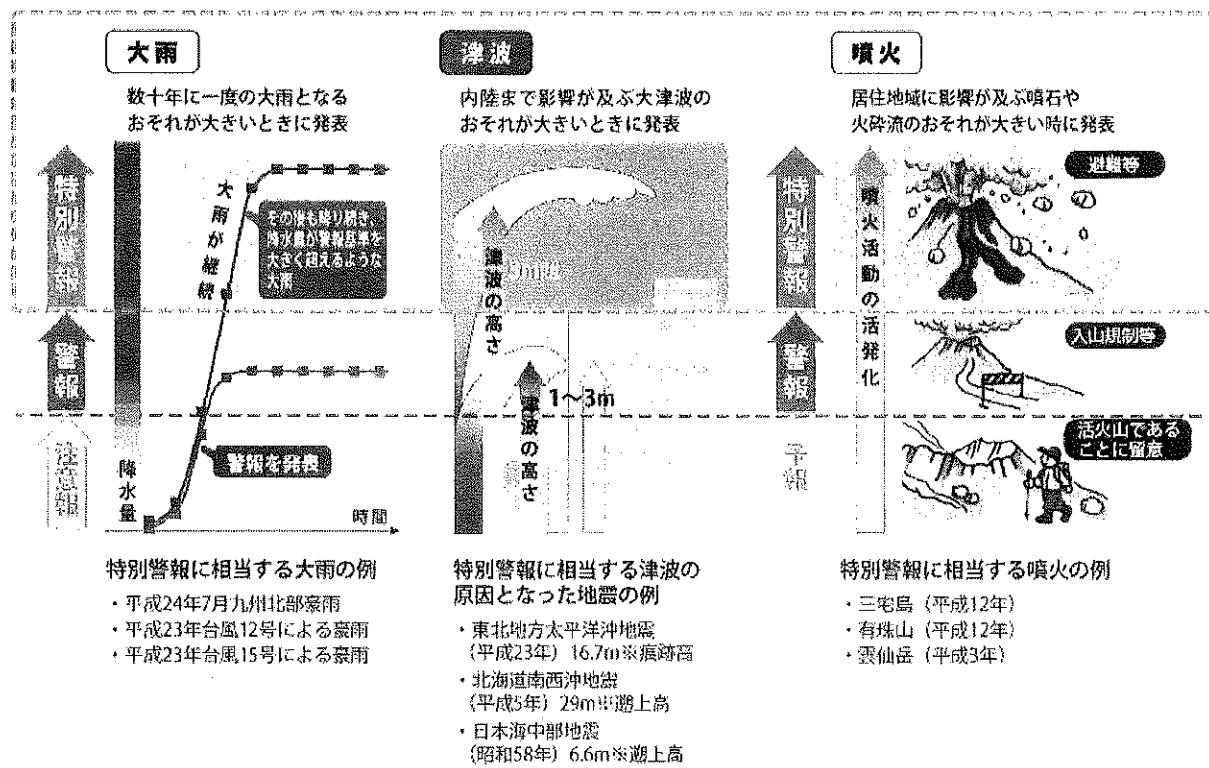
- 家の中心部に近い窓のない部屋に移動しましょう。
- 雨、雨水を防ぎ、カーテンを引きましょう。
- 防水な材の下に入り、頭と首を守りましょう。

積乱雲の中へ避難

- 避難するとささいな損失などの被害例に注意しましょう。
- 避難できない場合は、物置やくぼみなどをひぞせましょう。
- X 出入り口・物置・フレン（仮設建物）への避難は危険です。

(7) 特別警報

『特別警報』イメージ



防災気象情報の効果的な活用（大雨の場合）

